

人口問題研究

第 6 1 号

昭和 30 年 8 月 刊 行



調 査 研 究

- 日本における優生政策とその結果について……………岡崎文規 1
高年化現象の人口学的研究(1)……………黒田俊夫 8

資 料

- 国連世界人口会議の概要……………館 稔 63

統 計

- 昭和25年国勢調査結果(10)——人口動態(大正9～昭和29年概観・昭和29年
細目)——推計人口(昭和25年10月～30年4月毎月全国・昭和29年10月年
令別, 都道府県別等)……………78

雑 報

- 昭和30年度調査研究項目の決定——研究資料の刊行……………108

厚生省人口問題研究所

調 査 研 究

日本における優生政策とその結果について

岡 崎 文 規

1

悪質遺伝病の素質ある者や現に発病している悪質遺伝病患者のいない国はどこにもなであらう。厚生省は、1954年7月に、精神障害者を全国的に調査したが、その結果によると、精神障害者の総数は130万であつて、そのうち、「精神病者」は45万、「精神薄弱者」は58万、「何らかの精神的欠陥ある者」は27万となつている。この種の統計調査はきわめて困難であつて、その調査結果をそのまま信頼しえないとしても、日本にも、相当に多数の精神障害者のいることがわかる。もし現に発病していないが、悪質遺伝病の素質ある者も数え上げるとすれば、それは数百万にも達するものと推定される。

精神障害者は、大なり小なり、社会の負担になるものであり、またしばしば凶悪な犯罪を犯して社会的災害をもたらしているものであるから、精神障害者のうち、少なくとも悪質遺伝性素質に基因している者ならびに現に発病していないが、悪質遺伝病の素質ある者について、その子孫の増殖を防止しようとすることは、民族衛生上、避けがたい要請であるといわなければならない。

日本では、1917年に、優生学者や民族衛生学者によつて、「日本優生学会」が創設せられたが、日本の社会では、その当時、この種の問題の重要性を理解するまでに至つていなかったために、ほとんど何らの反響もなく、大した活動もすることなくして、立ち消えになつてしまつた。1930年には「日本民族衛生協会」が誕生して、体質遺伝の調査研究、優生学的知識の普及に努め、「民族衛生」という定期刊行物を発刊した。

国会議員の荒川五郎氏外数名は、1934年1月に、衆議院へ「民族優生保護法案」を提出したが、委員会で審議未了に終つた。彼らは、1935年2月に、同一の法律案を衆議院に提出したが、委員会で、再び審議未了に終つた。1937年3月に、国会議員八木逸郎氏外数名は、衆議院へ、改めて「民族優生保護法案」を提出したが、議題として取上げられなかつた。それで、彼らは、1938年1月に重ねて同一法律案を衆議院へ提出した。しかし、これも委員会で、審議未了に終つた。

これら二つの法律案は、いずれも、「民族の優秀な素質を保護し、悪質遺伝を防遏すること」を目的としているが、荒川案は、優生手術（断種法）を強制的に行うことを規定し、悪質遺伝病の素質ある者が、故なくして優生手術を拒みたる場合、本人または家族が虚偽の申立てをなした場合、本人が欺罔して結婚をなした場合には、処罰するという厳格なものであるが、八木案は、優生手術を任意的に行うことを規定し、本人または法定代理人あるいは保佐人、官公立の精神病院、刑務所、矯正院或いは救護院の長が申請した場合にかぎつて、優生手術を行いうるのであつて、しかも本人以外の申請の場合には、本人の同意を必要とし、本人が無能力な場合には、その配偶者、法定代理人または保佐人の同意を求める規定になつていた。

4回にわたつて議会に提出されたこれらの法律案は、議会を通過しなかつたが、しかし、優生問題に関して、世人の関心を高めるには相当に効果があつたであろう。1938年には、厚生省に優生課が新設せられ、民族衛生が所管事項として取上げられたことは、政府がこの問題をいかに重要視して来たかを察知することが出来る。これと前後して、「民族衛生研究会」が結成されて、優生思想の啓発宣伝のために、しばしば講演会を開き、また各種のパンフレットが刊行された。

1940年に、政府は、「国民優生法案」を議会に提出し、その協賛を経て、5月1日法律第107号をもつて、「国民優生法」は公布せられた。この「国民優生法」は、概括的にいうと、八木案ときわめて類似しているものであつて、優生手術は、強制的でなく、任意的に行うものであつた。そして優生手術の申請があつた場合、それを受理した地方長官は、地方優生審査会の意見を徴して、優生手術を行うべきものと認めるか否かを決定しなければならなかつた。もちろん、地方長官の決定に不服ある場合には、申請者は、厚生大臣に、これを申立てることができるが、厚生大臣は、申立を理由なしと認めるときはこれを却下し、また申立を理由ありと認めるときは地方長官の決定を取消し、中央優生審査会の意見を徴して、優生手術を行うべきものと認めるか否かを決定することになつていた。

このように、「国民優生法」は、優生手術にきわめて慎重な手続を規定しているだけではなく、故なくして優生手術を行うことを厳禁して、もしこれを濫用した場合には処罰することを規定してい

第1表 「国民優生法」による優生手術実施件数

年次	男	女	計
1941	47	47	94
1942	83	106	189
1943	62	90	152
1944	—	18	18
1945	—	1	1
1946	20	39	59
1947	5	20	25

る。行政当局は、優生思想の啓発宣伝の結果、「国民優生法」の制定によつて、優生手術の申告が相当の数に上り、かつ不法に優生手術を行う危険も少なくないと考えたのではあるまいかと推想される。しかし、事實はこれと全く反対であつて「国民優生法」による優生手術の実施件数はきわめて少数であつた。いま、厚生省公衆衛生局調べによつて、1941年ないし1947年までの優生手術の実施件数を示すと、左の第1表のようである。

この僅かな実施件数を見れば、悪質遺伝病の素質ある子孫の増殖を防止するためには、「国民優生法」はほとんど全く無力であつたといふほかない。

このように僅かな優生手術でもつて、悪質遺伝病の素質ある子孫の増殖を防止し、民族資質の向上を計るといふことは、百年濶河を待つにひとしい。国民大衆は、優生思想の啓発宣伝によつて、悪質遺伝病のおそるべきことについて、或程度の知識をもつに至つたであらうが、しかし、なお自ら進んで、任意的に優生手術の申請をする者は至つて稀であつたといわなければならない。

2

戦後、1948年に、国会議員の加藤シズエ氏外数名は、「優生保護法案」を国会に提出し、議会の協賛を経て、7月13日法律第156号をもつて、「優生保護法」は公布せられ、これと同時に、「国民優生法」は廃止せられた。「優生保護法」は、その内容から見て、「国民優生法」を改正したものであるというよりは、全く別個の法律であると見るのが至当であろう。

「国民優生法」は、純粋に優生政策的であつたに対して、「優生保護法」は、その第1条に、「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すると共に、母性の生命健康を保護することを目的とする」とある通りに、二つの目的をもつて制定せられたものである。

「優生保護法」は、その後、数次にわたつて改正せられたが、最新の規定によると、優生手術を行うには二つの場合があり、その一つは医師の認定によるものであり、いま一つは優生保護審査会の審査の結果によるものである。優生保護審査会の結果によつて行われる優生手術は強制的であつて「国民優生法」には、このような規定はなかつた。

この強制的な手術は、つぎのような手続を経て行われることになつてゐる。すなわち第4条によつて、医師は、診断の結果、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、顕著な遺伝性精神病質（顕著な性欲異常、顕著な犯罪傾向）、顕著な遺伝性身体疾患および強度な遺伝性奇型に罹つてゐることを確認した場合に、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならないのである。都道府県優生保護審査会は、第5条の規定によつて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者および優生手術を受くべきものに通知するものである。この決定に異議ある場合には、中央優生保護審査会に対して、再審査を申請することができるが、優生手術を行うことが適當であると決定した場合には、指定医師が優生手術を行うのである。

つぎに、医師の認定による優生手術は任意的のものであつて、つぎのような場合に、優生手術を行つてよいことになつてゐる。すなわち第3条の規定によつて、医師は、本人の同意ならびに配偶者のあるときは、その同意をえて、つぎのような事情ある場合に、優生手術を行うことができる。その事情というものは、(1) 本人若しくは配偶者が遺伝精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、または配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの、(2) 本人または配偶者の4親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇型を有しているもの、(3) 本人または配偶者が、癩疾患に罹り、かつ子孫にこれが伝染するおそれあるもの、(4) 妊娠または分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの、(5) 現に数人の子を有し、かつ分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれあるもの、の5つの場合である。

優生手術は、元來、優生的見地から行われるものであつて、1ないし3の場合には、明らかに優生手術の対象となるにちがいないが、4または5の場合にも、優生手術を行いうるという規定は、従來の優生手術の概念からすれば甚だ奇妙である。このような規定は、世界にも類例がないのではあるまいか。

「優生保護法」には、優生手術のほか、人工妊娠中絶を行いうることを規定している。すなわち第14条の規定によると、指定医師は、つぎの場合に該当する者に対して、本人および配偶者の同意をえて、人工妊娠中絶を行うことができるのである。これに該当する場合は、(1) 本人または配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇型を有しているもの、(2) 本人または配偶者の4親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇型を有しているもの、(3) 本人または配偶者が癩疾患に罹つてゐるもの、(4) 妊娠の継続または分娩が、身体的または経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの、(5) 暴行若しくは脅迫によつて、または抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの、の5つの場合がある。

人工妊娠中絶は、「国民優生法」でも、優生上の見地から、優生手術の対象となるような女子が妊娠した場合には、これを行いうることを規定してゐたのであつて、1および2の場合に、人工妊娠中絶を行いうることについては、われわれは別に驚かないし、外国の優生法にも、これと同様のことを規定している場合がある。また胎児を犠牲にして母体を救うか、母体を犠牲にして胎児を助

けるかという医学的緊急状態において、医師が人工妊娠中絶を行うことは、日本においても、古くから許されていることであり、外国においても、同様の処置がなされている。しかし、妊娠の継続または分娩が、経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれある場合にも、人工妊娠中絶を許すという「優生保護法」は、実におどろくべき法律であるといわなければならない。このような法律は、世界に類例がないのではあるまいか。

貧困家庭の女子が妊娠して、母体の健康を著しく害するおそれがある場合に、母体保護の措置を講ずる必要があることはいうまでもないが、人工妊娠中絶以外に救済手段がないかどうかは甚だ疑問である。日本のように過剰人口に悩んでいる現状においては、殊に貧困家庭では、受胎防止によつて、妊娠を回避することは最も望ましいが、しかし、懐胎した以上は、その胎児の生命を尊重し、母体の健康を害しないように、あらゆる経済的救護の手をつくすべきであろう。母体の健康は、経済的救護によつて、害されるおそれがなくなれば、胎児の出生をさまたげる何らの理由もないはずである。現行の「生活保護法」では、貧困家庭の妊婦に対して経済救護をなすには、財政的に微力であるとすれば、まず「生活保護法」を強化するよう配慮すべきであつて、このような努力をしないにおいて、母性保護の名の下に、貧困家庭の妊婦に人工妊娠中絶を許すことは、到底、納得しがたい。

「優生保護法」が制定された当初には、「現に数人の子を有し、かつ分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれある」ものに人工妊娠中絶を行うには、優生保護審査会に申請し、その決定を待たなければならないことになつてしたが、1952年の政府法律では、人工妊娠中絶については、この条項を削除すると共に、人工妊娠中絶は、本人および配偶者の同意を得れば、指定医師の判断だけでこれを行いうることになつた。

3

「優生保護法」による優生手術および人工妊娠中絶の結果は、厚生省公衆衛生局に報告されているのであつて、その報告に基づいて作成された統計資料によつて、「優生保護法」の実施状況を統計的に観察しよう。

まず第1に、優生手術の実施状況を見ると、1949年には5,752件、1950年には11,403件、1951年には16,233件、1952年には22,424件、1953年には32,552件、1954年（1月—6月）には19,926件を示している。このように、優生手術の実施件数は、年を追うて次第に増加しているだけでなく、「国民優生法」によつて実施された戦前の優生手術件数にくらべると、雲泥の差がある。優生手術の実施件数がこのように激増したのは、「優生保護法」の第4条によつて、悪質遺伝病患者の優生手術について、医師の申請が増加して、審査の結果、強制的な優生手術が増加したためであろうと考える人や或いは戦後、優生思想が一段と普及して、悪質遺伝病の素質ある者が、自ら進んで任意的に優生手術を受けるようになったのではあるまいかと想像する人があろうが、事實は決してそうでない。いま、優生手術の実施件数を理由別に示すと、次頁の第2表のようである。

右の第2表で見ると、医師の診断の結果、優生手術の申請がなされ、優生保護審査会の審査を経て行われる精神病患者に対する優生手術は、1949年には僅か132件に過ぎず、その後、年を追うて次第に増加しているが、1953年においても1,000件に達していない。優生手術総数に対する精神病患者の優生手術数は、1949年には2.3%、1953年には2.8%にすぎない。

また医師の認定によつて行なわれる遺伝性悪質病質に対する優生手術は、1949年には僅か167件に過ぎず、その後、年を追うて増加の傾向にあるとはいえ、1953年においても344件という少数に止ま

第2表 理由別優生手術数

年次	医師の認定によるもの				籍査によるもの	合計
	遺伝性悪質病質	らい疾患	母体保護	小計	精神病	
1949	167	97	5,356	5,620	132	5,752
1950	235	103	10,792	11,130	273	11,403
1951	237	107	15,409	15,753	480	16,233
1952	340	237	21,241	21,818	606	22,424
1953	344	116	31,162	32,622	930	32,552
1954 (1月～6月)	125	72	19,210	19,407	519	19,926

っている。優生手術総数に対する遺伝性悪質病質の優生手術数は、1949年には2.9%、1953年には1%強にすぎないのである。これによつて見ると、「優生保護法」が、優生手術によつて、悪質遺伝病ならびに悪質遺伝病の素質ある者に対する子孫の増殖を防止する役目は無視してよいほど小さいものといわなければならない。この程度の優生手術数では、優生上の見地から優生手術の対象となる悪質遺伝家系の人口は、減少するどころか、むしろ増加しているにちがいない。

「優生保護法」が制定せられて以来、優生手術数が、戦前にくらべて激増したのは、もつぱら母体保護の名目で行われる優生手術によるものである。すなわち母体保護を理由とする優生手術は、1949年には5,356件であり、年を追うて増大の一途を辿り、1953年には32,622件にも達している。優生手術総数に対する母体保護の優生手術は、いずれの年次においても、実に90%以上を占めている。

母体保護のために行う優生手術は、「優生保護法」が制定せられる以前には、法的に認められなかつたのである。ところが、「優生保護法」は、医師の認定のみによつて、母体保護のためには、優生手術を行いうることを認めるに至つたのである。母体保護のための優生手術は、受胎防止の手段や人工妊娠中絶にくらべて、母体保護のためには一そう完全な措置であるという理由で、この種の優生手術は、優生手術総数の大部分を占め、しかも年々、累増の傾向を示している。また或論者は、整形外科医師が本人の申出によつて美容手術を行いうるのであるから、医師が本人および配偶者の同意をえて、母体保護のために優生手術を行つても、一向に差支えないと弁論しているが、目的が真に母体保護のためであつても、医師の認定だけで、優生手術を行うことは、果して当を得たものであるかどうかは甚だ疑問である。母体保護のために優生手術を行うことそれ自体が問題であるばかりではなく、母体保護のために行われる優生手術には多くの場合、「経済的条件」が最も重要であるが、優生手術を受けようとする者の家庭が、母性の妊娠を許さないほど経済的に貧困であるかどうかを認定する能力を医師がもっているかについても問題がある。いずれにしても、母体保護のためにも優生手術を認めている「優生保護法」は、世界に類例の乏しい法律であつて、学界の研究課題として攻究されて然るべきであろう。

つぎに、「優生保護法」による人工妊娠中絶の実施状況を観察しよう。戦前には、どれほどの人工妊娠中絶数があつたかは、統計資料がないので明らかでないが、母体の生命に危険ある医学的適応症を除いては、人工妊娠中絶は厳重に取締られていて、不法に人工妊娠中絶を行う場合には、刑法

第3表 人工妊娠中絶数と出生数および出生数に対する人工妊娠中絶数の割合

年次	人工妊娠中絶数	出生数	出生に対する人工妊娠中絶数
1949	246,104	2,696,638	9.13
1950	489,111	2,337,507	20.92
1951	638,350	2,157,414	29.59
1952	798,193	1,999,488	39.92
1953	1,068,066	1,862,348	57.35
1954 (1月～6月)	589,026	914,636	64.40

の墮胎罪をもつて処罰されることになつていたのであるから、問題にならないほど少数であつたことだけは確実である。ところが「優生保護法」が人工妊娠中絶を容易に行いうるように規定して以来、人工妊娠中絶はおどろくべき数に達し、しかも、年々激増の一途を辿つているのである。いま、年次別に、人工妊娠中絶数と出生数に対する人工妊娠中絶数の割合を示すと、左の第3表のようである。

左の第3表で見ると、人工妊娠中絶数は、1949年には246,104であるが、年を追うて急激に増加し、1953年には100万を突破するに

至つた。またそれぞれの年次における出生100に対する人工妊娠中絶数を見ると、1949年には9.13であるが、この場合にも、年を追うて激増し、1954年(1月～6月)には64.4にも達している。人工妊娠中絶数の激増はおどろくほかない。それでは、これらの人工妊娠中絶は、どのような理由で行われているかを示すと、つぎの第4表のようである。

第4表 理由別人工妊娠中絶数

年次	実数				割合			
	理由 悪質遺伝病と悪質遺伝病質	母体保護	その他	合計	悪質遺伝病と悪質遺伝病質	母体保護	その他	合計
1949	2,738	241,047	2,319	246,104	1.11	97.95	0.94	100.00
1950	4,361	481,868	2,862	489,111	0.89	98.52	0.59	100.00
1951	3,165	633,766	1,419	638,350	0.50	99.28	0.22	100.00
1952	7,081	787,232	3,880	798,193	0.88	98.63	0.49	100.00
1953	4,684	1,060,168	3,234	1,068,066	0.44	99.26	0.30	100.00
1954 (1月～6月)	1,734	585,970	1,322	589,026	0.30	99.48	0.22	100.00

備考 「その他」には、「本人または配偶者が脳疾患に罹つているもの」、「暴行もしくは脅迫によつて、または抵抗もしくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」、「母体が医学的緊急状態にあるもの」などの場合に行われた人工妊娠中絶を含む。

上の第4表で見ると、いずれの年次においても、人工妊娠中絶総数中、「悪質遺伝病および悪質遺伝病質」ならびに「その他」の理由による人工妊娠中絶数は、きわめて少数であつて、2%程度にすぎない。したがつて、人工妊娠中絶数の大部分は、「母体保護」を理由とするものであつて、「優生保護法」による人工妊娠中絶は、もつぱら「妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれあるもの」および「現に数人の子を有し、かつ分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれあるもの」(この条項は、1952年以降、削除された)の条項によつて行われている。それゆゑに、「優生保護法」は、優生手術の実施状況の点から見ても、また人工妊娠中絶の実施状況から見ても、優生上の目的に寄与するところきわめて軽少であつて、全く「母体保護」のための人工妊娠中絶に重心がおかれていゝというほかない。

第2次世界大戦の結果、日本の経済力は著しく弱体化し、生活水準の低下によつて、国民の経済生活は困窮化したことは、明白な事実であるが、しかし、そのために、妊婦の甚もが、出産を避けなければならないほどに、その健康を害しているかは甚だ疑問である。殊に、近年、日本の経済力も次第に回復の傾向にあつて、生活水準も、徐々ではあるが、上昇しつつあるにもかかわらず、「母体保護」の名目で、人工妊娠中絶が年毎に激増している実状は、「優生保護法」の濫用と悪用とがきわめて多いことを物語っているというほかない。

第2次大戦後、日本の人口は著増した。すなわち日本の人口は、終戦直後の1945年には7,200万であつたが、1950年には8,320万になり、この5年間に1,120万の増加を見た。これは、海外に在つた600万を越える旧軍人、軍属および移住者が引揚げて来たほかに、出生率の上昇と死亡率の低下による自然増加率の増大によるものである。人口を扶養する経済力にくらべて、人口増加の勢いが急速であるために、人口の重圧が痛感せられて、出生抑制の必要が宣伝せられるに至つた。そして産児制限運動団体が多数に組織せられて、狂気のように、産児制限思想の啓発普及に努めた。これと同時に、受胎調節の技術を解説した小冊子が幾種類ともなく刊行せられて、青少年も自由に購読できるような仕方で販売せられたために、性道德の腐蝕を誘致したのである。また、従来、法律で禁止せられていた避妊薬および避妊器具の販売は、「優生保護法」の制定と同時に、厚生省の認可を受ければ、全く自由になつたために、売薬業者は、多種多様の避妊薬や避妊器具を販売しはじめた。そして売薬業者たちは、互に販売戦において、誇大な広告をつづけたが、その毒々しさは目に余るものがあつた。

このような事情の下で、産児制限の実行は、都市においても、また地方においても、急速に普及した。しかし、受胎調節の技術が未熟であり、避妊薬も誇大な広告ほどに効果がないところから、受胎調節に失敗して、欲せざる受胎が激増した。欲せざる受胎は、多くの場合、「優生保護法」の経済的理由による人工妊娠中絶によつて処理されたのであつて、このためにおどろくべき人工妊娠中絶の流行を来したものと推断することができる。結局、出生抑制に、最も効果的な役割を果しているものは、受胎調節ではなく、人工妊娠中絶であるといつても過言ではない。すでに述べたように、「優生保護法」による人工妊娠中絶は、毎年、尨大な数に達しているのであるから、そのために出生率は、近年、目立つて減少して来ている。

日本の出生率は、1933～1937年の平均では30.8であるが、1947年には32.9、1950年には28.1、1951年には25.5、1952年には23.3、1953年には21.4、1954年には19.5に低減し、いまや西欧諸国の出生率とほぼ同じ程度の低率になつている。もし「優生保護法」によつて、「母体保護」の名目で、人工妊娠中絶が行われなかつたとしたならば、受胎調節が普及したことが事実であつても、出生率はこのような低下を示さなかつたはずである。

高年化現象の人口学的研究 (1)

黒田俊夫

目次

- I Gerontology の社会経済的基礎
 - 1 Gerontology の課題
 - 2 家族制度と老人扶養
 - 3 資本主義と老人扶養
 - 4 社会化の段階における老人扶養
- II 人口高年化現象の基本概念
 - 1 第2の人口革命
 - 2 人口高年化の意義
 - 3 人口高年化の測定方法
 - 4 先進諸国における人口高年化の現状と将来
- III 人口高年化の要因
 - 1 人口高年化における経験法則
 - 2 経験法則適用の限界
 - 3 高年化と人口動態率
 - 4 日本の人口動態率と高年化
- IV 人口高年化と社会経済
 - 1 人口高年化と経済構造
 - 2 労働力人口の高年化
 - 3 社会保障の本質と人口高年化
 - 4 高年化対策と社会保障
- V 労働力人口の高年化
 - 1 労働力人口高年化の概念
 - 2 年齢別・産業別・職業上の地位別労働力人口率の推移
 - 3 労働力人口高年化の測定
 - 4 60歳以上労働力人口
 - 5 概 括
 - 6 日本の労働力人口

I Gerontology の社会経済的背景

1 Gerontology の課題

近代社会におこりつゝある極めて重大な問題の一つでありながら、なお深刻なその意義と影響とについて十分な関心をもたれるに至っていないのが、今日 Gerontology の名をもつて呼ばれている「老人の問題」であり、「人口の高年化現象」である。しかし、特に人口の高年化がすでに高くな

つている一部の先進諸国では、社会学、経済学、人口学、統計学、医学、生物学、公衆衛生学、心理学等、社会科学、自然科学にわたるきわめて広汎な視角から活発な研究や実態調査が強力的に推進されている。このことは、たとえば The International Association of Gerontology の Third Congress が昨1954年7月、London において開催されたことによつても、この問題のもつ世界的意義の一端が理解されるであろう。この会議には世界の40カ国から約500人の専門家が参加しており約250の研究報告書が提出された。(Old age in the modern world, London, 1955. 参照)

わが国においても、一部の医学、公衆衛生、人口学、社会学、心理学等の関係学者の関心を惹くにいたつてはいるが、なお一般の関心は極めて低いといわねばならない。

Gerontology が Science of Ageing (N. Shock)¹⁾ と規定せられるとあるいはまた狭く「老年学」と規定せられるとにかかわらず、現実の問題となるのは、社会集団における一定の年齢を限界とする老人の問題であつて、老人が具体的対象となる点において変りはない。しかし、老人という年齢を範疇とする人口の部分集団は時代と処を問わず普遍的存在であつたにもかかわらず、重大な社会的且科学的関心の対象となるに至つたのは、せいぜい今世紀においてであり、特に Gerontology としての体系が要求されるにいたつたのはここ10数年未のことといつてよいであろう。

このように老人問題が、何故改めて社会の重大な関心を呼ぶに至つたかを考えると、当然そこに老人を中心とするなんらかの社会的変化が生じたこと、また生じつつあることを想定しなければならない。このような老人集団についての基本的変化は2箇の側面から考察することができる。第1は、社会における老人の地位、扶養関係からみた社会形態の変化であり、第2は老人という部分人口集団の人口学的変化と将来に予測される変化である。前者は、老人問題の発生を社会制度の歴史的变化の中に求める社会経済的、質的観察であり、後者は人口構造の変動に原因をみいだす統計的、量的観察である。人口構造の変動が社会経済条件と密接不可分な関係にあることはいうまでもない。生物としての人口現象は、根底において生物学的法則の規制を受けながら、他方において社会的動物としての人間現象は、人間自身の創り出した社会経済的関係の影響を強く受けることは当然である。従つて人間現象を社会生物学的現象とみなして観察することができる。(A. Sauvy の人口についての社会生物学的理解ないしは人口学を社会生物学と考えるが如きは、このような立場に立つものと思われる。²⁾)

ここでは、老人扶養の社会形態の変化から、老人問題発生为社会経済的背景について考察してみよう。老人が Family とか社会において占めていた地位と扶養という関係から、歴史的にみると(1) 家族制度の段階、(2) 個人主義ないしは資本主義制度の段階、(3) 社会化制度の段階の三段階に分けることができる。このような社会形態の変化につれて、老人の地位や扶養関係は変つてきたのである。

2 家族制度と老人扶養

今日の社会において社会問題として扱われている大部分の問題は、中世およびそれ以前においては、家族という枠の中で解決されていたのであつて、その限りにおいて社会化は全く行われていなかったといつてよい。老人の扶養という問題は、まさにこのような家族的解決の対象であつた。従つて、当然に、このような問題は全体としての社会にとつてはほとんど関心の対象とはならなかつた。

家族という形態の本質的特徴は、損益という会計的、財政的考慮をほとんど欠如しているということである。家族社会の結合は極めて強固なものであつて、法律や会計上の厳密な rule が支配していない。そこに一種の共同社会的特質がみられる。そこでは、老人扶養という補償負担は、当然

のこととして家族の枠内で、行われたのみならず、当時の社会においては、老人は十分な権威をもつており、憐れみを乞うたり懇願するような必要なく、家族構成員の活動によつて自己の生活を確保することができた。老人が肉体的・精神的能力を喪失するに至ると、家長の権限はなんら形式的な譲渡行為を伴わず必然的に彼の息子に移行する。このような権限の移転はなんら法によつて規定されたものではなく、もつばら家長の一般的な能力に対する判定によつて決定されたものであるが、これは必ずしも、常に円滑に行われたものではない。しかし、全体としての社会は、このような家族内部の問題にはほとんど関心をもつことを必要としなかつた。従つて社会は老人の扶養ということについてはほとんど考慮を加えなかつたのであつて、かかる任務は家族という小自治社会に慣習に従つて委託されていたといつてよい。

更に、老人の割合も少なかつたし、なんら根本的な変化を示さなかつたことをもつけ加えておく必要があるであろう。もちろん、このような事態は、個々の家族により、世代を異にするに従い著しい差異はあつたが、しかし、この時代の家族制度は十分な弾力性をもつて維持されてきたのである。

この第一段階としての家族制度の形態は、近代においても特に農村社会においては強く残存してきており、将来においても尙長期にわたり部分的に存在が維持されるであろう。

3 資本主義と老人扶養

18世紀の終り頃から、社会は新しい進歩の段階にはいつた。機械、技術の進歩にもとづく産業革命は、1000年の永きにわたつて安定を誇つてきた制度を次第に解体せしめはじめた。

このような個人主義的な方向への思想の展開は、次のような過程を経て行われた。

(イ) 家族の地理的分散。交通の発達、都市の発展にともなつて世代の分離が行われた。若い家族員は離村して都市に移住し、年老いた父母は農村に残された。やがて都市の家族員が年老いてくると、その子供達は少くとも住宅という点から親と分離するというような結果が生じた。

このような地理的分散に加えて更に職業的分散が生じた。家族は家族としての協同的労働形態を解消して、主人は工場へ、妻は他の職場へと、ここにも家族紐帯の分離が生じた。家族制度の2箇の本質的条件である住宅と職業の共同はこのようにして解体すると共にこのような分離は現実会計上の独立をももたらした。このような会計的独立は強固な家族的紐帯を破壊せずにはおかなかつた。

(ロ) 家族の地理的分散は、家長的権威の衰退をもたらす。家長的権威の減退は、妻と子供の解放をももたらすものであつて、これまた家族紐帯の解体を促進せしめる原因となる。

(ハ) 資本主義の確立・発展は、ある程度老後の扶養を活動期の貯蓄によつてまかなうことを可能ならしめ、また個人主義思想の確立はこのような自己責任制を促進強化せしめた。ただ僅かにごく一部の社会的脱落者に対して社会的救済が行われたが、それは全く部分的な貧民救済にすぎなかつた。従つて、このような貧民救済も当然にこの個人主義制度の不可避的な苛酷性を緩和する必要最低限のものに限定されたから、社会の富有階級にとつてはなんら負担とはならなかつた。

ところで、ここで問題となるのは、資本主義制度下でこのような自己貯蓄による老後扶養が順調に行われるとしたらば、なんら社会経済的に問題がないかどうかということである。たとえば一部の学者(Mortara, Naville等)は、老人がその活動期において貯蓄したものは、彼の労働によつてえた消費可能額を将来に延期したものにすぎないのであるから、高年化は経済的にはなんらの

追加的負担となるものではないとの見解をとつている。

しかし、この見解はあまりにも単純であるといわねばならない。具体的に色々なばあいを検討すると共にその条件をあきらかにする必要がある。

そこで、まず老後のために収入の一部を資本化する独立労働者ないしは、その貯蓄を彼自身で現物化する勤労者の場合を考察してみよう。前述の楽観論者の見解は、結局において、老後の消費生活を考えているのであるから、一定の財貨を基礎にしているものと考えてよいであろう。労働者は働くことのできなくなる老後のために家屋を建築し、家具を購入し、その他の耐久財貨や衣類などまで購入しておくことができる。しかし、このような個人的自給自足制をとるとしても、それは生存に必要な生産物のごく一部分について可能であるにすぎない。全生涯に必要な食糧を蓄積しておくことは不可能といわねばならない。社会関係を断絶して自給自足を貫徹することはきわめて困難であろう。現実においては、個人は貯蓄を行つて、将来の生産物に対する購買力を蓄積するという形をとるのである。

そこで、次にその社会の労働人口が機械や設備を蓄積するという1つの人口集団を考えてみよう。そのばあい、このような資本投資は将来の生産を増加せしめることとなる。増加設備をもつた次の世代においては生産物を増加せしめることができるから、なんらかの方法でこの増加生産物を老人に供給することができ、社会全体としてはなんらの影響をも受けないで済ますことが可能となる。

出生の減少によつて高年化が発生してきたばあい、老人数は従来の割合で増加しつづけるが、労働力人口の数はもはや同じ割合では増加しなくなり、総人口に占める割合は減少してくるのである。

このように労働力人口が減少しても、投資の増加によつて1人当り労働者の資本設備は増大するので、不都合は生じないと考えられる。高年化の促進にもかかわらず、生産性は増大して、均衡を維持することができるのである。問題は生産性増大の程度である。理論的にみる限り、きわめてわずかな進歩で足りる。このことを分かり易く数式で示すと次の如くである。

V 老人数

r 高年化が生じなかつたとしたばあいの老人1人の年金額

A 高年化が生じなかつたとしたばあいの労働力人口数

p 高年化が生じなかつたとしたばあいの生産性

a 高年化が生じたばあいの労働力人口数

P 高年化が生じたばあいの生産性

労働力人口の生活水準も老人の生活水準も引下げることなしに、均衡を維持しうる条件は

$$\frac{pA - Vr}{A} = \frac{Pa - Vr}{a} \quad \text{である。}$$

左辺は高年化が生じる以前の、労働力人口の消費水準を示し、右辺は高年化によつて労働力人口が減少したばあいの労働力人口の消費水準を示したもので、両者が等しいことをあらわしている。従つてこのばあいには、高年化の発生前後を通じて労働力人口も老人人口も、高年化にかかわらず等しい消費水準ないしは生活水準を維持していることになる。この式から生産性の上昇の条件を導き出すと次の如くなる。

$$P - p = Vr \frac{A - a}{Aa}$$

そこで次の如きできるだけ現実に近いと思われる仮定的条件の下に数値をあてはめてみると、次の如くなる。

$$a = A \times 0.8 \quad A = 3V \quad r = 0.4p$$

$$P - p = \frac{p}{30}$$

このことは、つまり、高年化のみによる負担の増大に対しては、生産性を約3%増加することによつて、高年化期間を1世代30年間とするとこの間に約20%程度の出生率低下による労働力人口減少の影響を相殺することができるということである。このばあいにおいては、労働力人口は、単に高年化によつて余分の負担を負わされることなく、また他方において幼少年人口の減少による負担の緩和がみられる。しかし、実際問題としてはこの schema にはあきらかに保留条件がついている。

- (a) なるほど先験的には均衡の維持に必要なこの程度の上昇を実現することは必ずしも困難でないと考えられる。しかし、生産性の上昇は単に設備のみに依存するものではなく、人口の大きさ自体や構造にも依存する（たとえば、大量生産、専門化のために、また一般的経費はより大きな人口の方が分担しやすいこと等—日本のばあいには妥当しがたいが）、フランスにおいてはこのような人口学的要因は生産性の上昇に対して逆の方向に作用してきたと考えられる。人口増加の停滞と1世紀以上にわたる人口の高年化の昂進はこのような生産性の上昇に対して阻止的効果をもつていたと思われるのである。

一人当り設備についてみても、生産性の上昇をもたらしうような改善は行われてきていない。つまりフランスの社会経済的諸条件は資本投資の発展を促進せしめてきたように思われぬ。

- (b) 退職年金は、上述の schema においては生産性の進歩の恩恵をうけない。単に、高年化に対して必要とされる生産性の進歩の恩恵をうけないばかりでなく（均衡が正確に実現されるばあいには当然のことである）、生産性の normal な進歩の恩恵もうけない。仮に、年に2%の生産性の増大を normal な水準とすると25年間に約65%の上昇となる。ところが假定にみられる如く、退職年金 r は生産 p の40%であるから、生産性増大の恩恵に浴しないことになる。労働者は与えられた賃金から貯蓄をして、その賃金が相当高くなつた時期に年金をうけとる（離出時期の平均年齢と退職時の平均年齢との間に約25年の差がある）。一般に賃銀に対する年金の割合は非常に低く、前述の假定に近い。老人の生活上の欲求が比較的少いことはたしかである。しかし、これは部分的にみでのことである。たとへば医療費の如きは反つて若いものより多くを必要とする傾向がみられる。

- (c) 労働力人口が老人扶養を分担するばあいには心理的に満足するためには、彼等の純所得が不変であるというばかりではなく、相対的負担が増加しないという条件が必要である。10を生産して1を支出するばあいと12を生産して3を支出するばあいとでは、純手取額はいずれのばあいも9で変りはないが、支出負担の割合は前者では10%であるが、後者では25%で著しく異つてくる。後者のばあいにおいて、生産者は12を自己の財産なり所有権なりと考えるであろうから、特に支出負担が租税の形をとるようなばあいには3の負担に対しては極力反対の態度をとるであろう。上述の schema における均衡状態というのは次のようなばあいにあたるであろう。高年化がないばあいには15の収入から2の支出負担が行われて純収入は13となり、高年化のばあいには収入が16に増大し、支出負担が3となつて純収入が13で不変であるようなばあいである。高年化の扶養負担のための徴収分はあきらかに5割増加している。しかし、労働力人口の生活水準と増加した老人の生活水準も不変で維持されることになる。

高齢人口扶養のために徴収される支出負担の増大の適否は別としても、あらゆる資本家的徴収形態と同様に、生産を担当する世代はこのような負担増大に対して反対であることはいうまでもない。

であろう。

次に多少異つた事例を考えてみよう。企業が労働者賃銀から一部を徴収してそれを積立てるばあいをとつてみよう。そのばあい、この徴収分が賃銀からとられると或は賃銀外からとられるとは、大して問題ではない。いずれのばあいにおいても契約が結ばれて、企業は老齢労働者に対して債務者の立場に立つことになる。

企業は単なる媒介者であり、徴収された賃金の保管者にすぎず、結局においてこの金額を支払わねばならないのであるから、前項のばあいと同様に考えてもよいと思われる。労働に対する賃金の支払と年金支払のための貯蓄の資本化という、企業における二箇の機能を一本にして考えるならば前項のばあいと現実には同様である。

ただ注意すべきことは、ここでは利潤の合理性を問題としていないということである。ただ単に人口の高年化が年金の財政的均衡に影響を及ぼすかどうかを問題としているのである。

このばあい国民的な規模での不均衡が生ずる可能性がある。しかし前述のばあいと比較して根本的な差異はない。

ところで、企業は年金用の剰出分の資本化と年金の支払の責任を引受けることによつて、法的契約ではないとしても道徳的契約を結ぶことになる。がら、年金は賃銀と密接な関連をもちながら、前者は後者よりもかなり少額である。そこで、特に深刻な貨幣価値低落をみたようなばあいには、ほとんど無価値にも等しくなつた年金を支払うことは道徳上できないこととなるであろう。しかし、生産性が増し、賃銀またこれに伴つて上昇していくばあいには、年金もいつまでもそのままに放置されることはなく、引きあげられるであろう。このような事情の下においては、あらゆる年金制度は、高年化のために赤字となる可能性がある。

準備金制度を基礎とした社会保障制度も、企業と同様な困難に直面する。さらに、賃銀から徴収された資金が非生産的目的に使用されるという危険性もみられる。フランスの社会保障制度の初期にみられた経験である。養老保険のための保険料は、おおむね直接国庫に流入して国庫の赤字の補填に利用されてきた。そのために老齢労働者の権利が決して失われたわけではないが、この権利の実行に際しては、停滞的な国民所得からの徴収の増大を必要としたように、そこには多少とも種々の困難をとまなつたし、誤算があつたのである。

要するに、準備金制度の困難は次の2点にある。(イ) 年金額が賃銀変動よりもおくれること、(ロ) 年金受給者は社会的にはプロレタリアの側にありながら、経済的には資本家の側にあるということ。この二重性は、経済的不況時代には、維持されえなくなることは明らかである。

そこで別の原理である「配分」がとりあげられることになる。この配分原理は次の第3の社会化時代の特質的な原理を構成するものであるとも解釈することができる。

4 社会化の段階における老人扶養

資本主義の矛盾の累積と共に社会経済組織は従来の徹底した個人主義制度の完全なる活動を許容することができなくなつてきた。

20世紀に入つて戦争や恐慌の慢性化は、個人の責に帰することのできない原因による生活力の喪失、殊に貨幣恐慌は老人の過去の貯蓄を無価値なものたらしめるように至つたため、その社会的扶養の必要性が確認されはじめた。等一次大戦はこのような傾向を前面に押し出す最初の強力な motif となつたのである。

他方において、人口の高年化傾向はこのような問題を一層深刻なものとした。特にフランスにお

いては、人口高年化傾向はその他の先進諸国に比較してもつとも早くあらわれており、青壮年人口に対する老人人口の割合を増大せしめただけでなく、人口集団の vitality を減少せしめ、経済力の人口学的低下をもたらしたのである。

かくて、従来の単純な困窮老人の救济に代えて、世代間の連帯にもとづく体系的、合理的なかつ全国民的な新制度を創設する必要が生じてきたのである。個人主義制度の時代の偶発的な社会救济ではなくて、組織化された国家制度としての社会保障を本質的手段とする社会化の段階が始つたのである。

個人主義の時代における老人保障はいわば準備金制度であつて、これは個人の生涯における活動期と老年退職期を結びつける縦の歴史的連帯関係であつたのに対して、社会化時代における社会保障の特質は、各世代集団の同時連帯による横の即時的扶養関係の制度であるといえるであろう。もつとも、このような新原理によつて貫かれた社会保障体系が世界において支配的になつてはいるわけではない。

しかし、生産に従事する集団が直接に、生産に従事しない集団を即時的に扶養するこのような世代連帯或は配分原理の確立は望ましいといわねばなるまい。

従来の準備金制度から配分制への移行に際しては、ほう大な財源を国庫にもらすだけに魅力的である。配分制を導入すれば、過去において準備蓄積したものはもはや不必要となるからである。それは、丁度保険会社はその過去の準備金を清算するようなものであるからである。このような過渡期については別問題として、配分制度の機能についてみると、この制度は高年化のもたらす諸困難を解決するものではなくて、この困難の存在を顕在化して明確にするものである。一方において扶養受給者数が増加し、他方において扶養を担当する者の数が不変であつたり、ないしは減少するばあいには、財政上の均衡は破壊されることとなる。この配分制の利益は、このような現状を即時的に明らかにすることにある。すなわちただ財政上の権利というあいまいな表現に逃避しないで、高年化のもたらす諸困難をあらかじめ予測することを可能ならしめるという特質をもつていえるであろう。

この第三の社会化時代を、物質的側面からみると、老人は若い世代によつて供給される生産物に対する直接徴収ないしは課税によつて扶養されるということである。しかし、このこと自体には別に新しい何物もなく、従来もそうであつた。ただ課税の法的性格とその形態が変化を示したのである。

人口の高年化は、財政的には社会保障予算の中に表現される。しかし、財政的側面のみが高年化の唯一の問題ではない。また解体の傾向を示しつつある家族的紐帯による援助も単に物質的なもののみがすべてではない。家族的連帯のその他の側面についても考慮に入れねばならないであろう。

「社会化の時代」に表現される社会的進化と公共の保健政策とは相互に極めて緊密に結びつきながら、gerontology の重要性を表面に押しだしている。老人人口は増大の傾向を示しつつあるだけでなく、生活態様も変化を示しつつあるのであつて、社会はこのような問題についてますます多くの関心をもたなければならない。

老人問題は新しい基礎の上に見直さなければならない。いいかえれば老人の問題は歴史的にはじめて緊急の問題として提起されるに至つたといえるであろう。老人の扶養負担問題は、経済的に、社会的に重大な問題であることに変わりはないが、このような負担のみの観点から観察されるべきではない。社会が彼等からもはや物質的利益を期待することのできない老人や弱者に援助を与えることは、将来の世代を担う幼少年に対すると同様に、人間社会の誇りうる名誉であることを銘記すべ

きであろう。

註 1) Nathan W. Shock 氏は、gerontology を「aging の現象の科学的研究」scientific study of the phenomena of aging と規定し、さらに aging については、受胎をもつて始まり死で終る現象であるとしている。従つて、成長・発達・成熟は aging process の重要部分を構成することになるが、本書においては成熟の後期および老化における生物学的、生化学的、生理学的、病理学的、組織学的、心理学的ならびに社会的経済的諸問題を主として取扱ひ、としていわゆる老年期に限定している。Shock も原理的には aging をきわめて広汎に理解しながらも現実には老年期直前と老年期における現象の提起する問題の重要性を肯定しているようである。また Shock は、aging の本質を動的均衡 a dynamic equilibrium の現象として規定していることは注目に値する。どの年齢をとつてもその年齢にある個体の姿は accumulation と degradation の過程の結果として equilibrium をあらわしているという。

次に gerontology としての重要問題は4箇の範疇に分けることができるとして次のものをあげている。

- (1) aging の生物学的・生理学的側面
- (2) 年齢による心理的变化
- (3) 病理学的偏差と疾病過程
- (4) 高年化する人口の社会経済的諸問題

なお、gerontology と geriatrics の関係については、Shock は、後者は老人の医学的諸問題を取扱う医学の部門であると明確に規定している。(Nathan W. Shock, Trends in gerontology, 1951, pp. 1—3.) 尙 gerontology と demography との関連については本誌前号、館徳氏稿「わが国最近の出生と死亡の変動が人口構造に及ぼす影響に関する一研究」参照。

2) Alfred Sauvy, Théorie générale de la Population, volume II. Biologie Sociale. 1954.

II 人口高年化現象の基本概念

1 第2の人口革命

イギリスのロンドン大学経済学部の J. R. ヒックス教授はその著「経済の社会的構造」(1942年)¹⁾において、経済思想の発展において人口がエピソードとなつたことが2回ある。その一つは19世紀における人口の激増であり、もう一つは今世紀における西欧諸国の人口増加の停滞ないしは停止である、とのべている。

たしかに、西欧諸国における人口増加は今日ではかなり明確に停滞傾向を示しているとはいえ、尙今後相当長期にわたり多くの諸国の人口は、イギリスを除き増加することが予測される。(イギリスは1970年には60年に比較して約35万減少、20—59歳人口はすでに1960年において1950年よりも46万余減少することが推計されている)。ところがこのような人口増加の停滞に平行しないしは同時的にこれらの諸国の人口は急速に高年化することが予測される。ランドリー氏の人口革命に対していわば第2の人口革命ともいうべき人口構造の高年化現象に注目しなければならない。20世紀後半に²⁾における先進諸国の課題は高年化現象にありといつても過言ではないであろう。

たとえばフランス、ベルギー、イギリスの三国において、60才以上人口の総人口に対する割合が1950年においてすでに15%を超えているが、更に1980年にはイギリスは21%となりドイツ、ベルギー、フランスの諸国では20%近くに達することが推計されている。他面において生産年齢人口比率ならびに絶対数の減少は、生産の人口構造的な不均衡をもたらす結果、従来の社会組織、経済構造の修正をさえ要請するに至ることを予想しなければならないであろう。社会経済の発達段階が生みだした高年化現象は、次の段階では社会経済に対し社会経済機構の適応を要請するに至るのであつて、社会経済機構の面からいかにこのような高年化革命に対処していくかが、20世紀後半の文明諸国の最大の課題であるというのである。

社会経済組織上の変革ないしは従来の経済指導原理の修正が、高年化の促進によつて何故要請さ

れるに至るか、その過程について一例をあげてみよう。過去における経済の進歩とか社会の進化とかは、具体的には労働時間の短縮あるいは就業率の低下に表現されてきたといえるが、人口の高年化は生産年齢人口の相対的ないし絶対的減少と老年人口の相対的、絶対的増加をもたらすが故に従来の経済水準或は成長率を維持するためには労働人口の増加（それは退職年齢の引上げ、婦人労働の増加、移民の受入れ等）や労働時間の延長が必要となつてくる。事実イギリスやフランスにおいてこのような対策が真剣にとりあげられている。しかるに労働時間の延長や就業率の上昇は、従来の社会進化の概念からみれば、まさに社会的退歩ないし逆行の象徴といわねばならない。現に昨年10月ロンドンにおきた港湾労働者のストライキは1926年のゼネスト以来の大ストライキとなつたが、この起りは賃銀値上問題でもなければ人員整理でもなく、超過勤務を労働者の自発的なものにするか雇主側の強制的なものにするかという点にあつた。労働時間の短縮、閑暇の増加が従来の社会進化や、経済進歩の表徴であり成果であつた。ところが労働時間の延長や現在の非労働力の労働力化の要請が、このようにきわめて切実である英国において、高年化の激化は正統派経済学の修正を必要としないであらうか。高年化の経済学や社会学の樹立が緊急に要請されている事態を認識する必要がある。

人口の高年化現象がいかに重大な事実であり、しかも一般に認識されていないかについて、フランスの人口学者A. ソーヴィ氏は次の如くのべている。「今日のあらゆる現象の中で、全く異論の余地のない、もつともよく測定され、その進行がもつとも確実であり、その長期予測がもつとも容易でかつおそらくもつとも重大な影響をもつものは、人口の高年化である。しかし今日までもつとも知られていない現象であり、ないしはごく最近まで知られていなかった現象である。」³⁾

人口の高年化はこのようにして現実社会経済構造上の諸条件の修正を強引に推し進めていくであらうから、社会科学の面においても高年化学の樹立が急務となつてくるのである。

2 人口高年化の意義

今日世界先進文明諸国においては人口の高年化とそのもたらす影響の問題があらゆる科学の対象としてクローズアップされてきている。いわゆるデエロントロジーの中心課題であり、またこのような研究体系の必要性を生みだした基本的現象でもあつた。

しかし、人口高年化の現象についてはその内容が必ずしも明確ではないし、規定のしかたも統一されているとはいえない。人口高年化の影響を研究するためには、まず人口高年化の内容と意義をあきらかにしておく必要があるであらう。

高年化という以上年齢に関する現象であることはいうまでもないとしても、人口高年化というばあいの年齢は、人口学上の静態構造の一つの characteristic である年齢を意味すると考えねばならない。

このような人口の年齢を明確にするための、もつと単純な係数は「平均年齢」⁴⁾であるが、これは人口を構成する個人の年齢の合計を個人数で割つたものである。しかし平均年齢は次のような欠点をもっている。第1は国の人口の年齢分布において非常な差異があつても平均年齢は等しいことがあるということと、第2は一つの人口の平均年齢の時期的変化差が非常に小さくてもその内容が非常に異つていことがあるということである。たとえば0歳の赤坊と60歳の老人の2人の場合も30歳の人間が2人でも平均年齢は同じく30歳である。

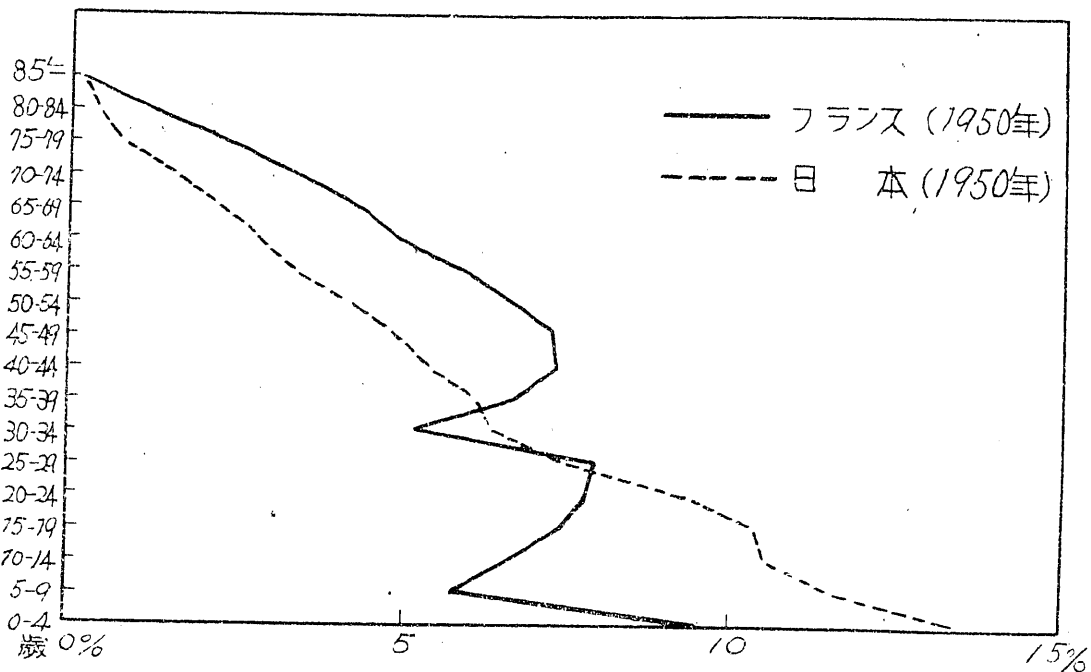
第2の方法は、年齢を三大区分してそれぞれの年齢群に属する人口を区別するものである。たとえば0—19歳、20—59歳、60歳以上の年齢三大区分によつてそれぞれの年齢群に属する人口の割合を

算出する。この年齢区分は人間の生涯の三大時期別区分を示す、幼少年期、青壮年期、老年期に対応するものである。このようにしてたとえば総人口に対する老人人口の割合、老人人口に対する壮年人口の割合、幼少年人口に対する老人人口の割合を算定して人口の年齢的变化を算定することができる。

そこで年齢別人口の割合を算定し年齢別構造曲線を描くことによつて2箇の人口或は時期別人口の年齢的变化を明瞭に観察することができる。

以上のような人口の年齢構造の変化から、人口高年化の概念が引き出される。一般に高年齢に属する人口の割合が増加するような形で年齢構造の変化が行われるばあいに、その人口は高年化しつつあるといわれる。特定期間における人口の高年化の度合は、平均年齢と60歳以上人口比率の変化によつて知ることができる。このばあい年齢構造曲線の変化によつてより明確に観察できるであろう。次表は日本とフランスの1950年における年齢構造曲線を比較したもので、フランスにおける若い人口比率の低率と壮年及び老人人口の高率とを示し、フランス人口の高年化のはげしさを表現している。

第1図 日本・フランスの年齢構成比較（百分比）



以上において人口高年化の一般的現象についてのべたのであるが、ここで人口高年化の概念をあきらかにしておく必要がある。そのばあい、人口という集団の高年化と、人口を構成している個体の高年化とを区別することによつて、よりよく前者の概念を明確にすることができるであろう。

同じく高年化といつても人口集団の高年化が統計的、量的、相対的概念であるのに対して個体の高年化は質的、絶対的概念であるという根本的な差異がある。個体の高年化は、生物としての各個体に固有であり且不可避的な老化現象であつて、絶対的、質的な概念である。従つてこのような個体

の高年化は、むしろ senescence —老化或は老衰—と呼ばれる。このような老化現象は医学その他の手段によつてその促進を緩和せしめることができ、またなんらかの理由によつて加速化されることがあるとしても、究局において避けることのできない現象であるといわねばならない。

しかるに、人口の高年化現象は、人口の数と身分年令(暦年令) chronological age を基礎にした統計的、量的概念であり、かつ相対的な概念である。さらにまた個人の高年化が不可避的であるのに対して、人口の高年化は再び花返ることが可能であるという本質的差異がある。

同じく年令を対象としたものであるとはいえ、人口の高年化においては前述の如く身分上の暦年による年令であるのに対して個体の高年化においては実際の年令 real age or physical age, いいかえれば生理学的、心理学的年令が対象となつている。もつとも、人口の高年化においてもこのような身分上の年令によらないで生理学的、心理学的年令にもとづいた高年化を考えることも可能である。

3 人口高年化の測定方法

人口高年化の度を表現する方法としては、まず前記の3大区分されたそれぞれの年令群の組合せを変へることによつて3箇の場合が考えられる。

(イ) 第1の方法は、総人口に対する高年人口の割合であつて、普通人口高年化というばあいはこの率の増加によつてあらわされることが多い。また「非生産」年令人口に対する「生産年令人口」の割合をみるために、幼少年人口に老人人口を加えたものを壮年人口と比較するという方法がとられることがある。

(ロ) 第2は壮年人口に対する老人人口の割合を算定する方法である。この指数は、特に養老年金の問題を考えるに當つて重要な参考となる。

(ハ) 第3は幼少年人口に対する老人人口の割合を算定する方法である。Sundbärg の法則の示している如く人口構成において20—59才の壮年人口の割合は非常に安定しているため、幼少年人口に対する老人人口の割合は高年化度をもつとも鋭敏に表現することになる。しかし、この割合は経済上の観点からは意義が少ないといわねばならない。⁵⁾

(ニ) 第4として L. Hersch 教授の *démographie potentielle* の概念による方法をあげることができる。同教授の *démographie potentielle* というのはがんらい *démographie actuelle* に対する概念であつて、これは現実の人口数や人口構成だけでは表現しえない人口のもついわば実質的価値を考えるものである。⁶⁾

この方法によるときは年令別に個体がそれぞれ将来においてもつている期待生命数で表現されるのであつて、高年人口の割合の如きも実数とは異なつた値によつてあらわされる。平均寿命が延長されてくると、一般にこの方法によるときは、実数によるばあいよりも鋭敏に強く高年化が表現される。

4 先進諸国における人口高年化の現状と将来

老人人口の割合は、世界における先進工業化諸国と比較的後進的な諸国を区別しうる1つの有力な指標として使用することができる。世界全体についてみると60歳以上の老人人口の割合は1947年頃で約7%であつた。しかし米国、カナダ、欧州の西北、中部、南部諸国ならびに太平洋州に属する工業化諸国においては、この老人人口比率は10%ないし14%に達していた。ところが、東欧、日本、近東等の如き工業化の開始がみられた諸国においては、この人口比率は6%ないし8%を示している。

老人人口比率の観点から、世界の諸国は、上述の2箇の範疇以外にさらに、前工業化の段階にある地域を区別することができる。この範疇に属する諸国としてはアジアの中南部諸国および日本を除く極東地域であつて、これらの地域の老人人口比率はわずかに4%ないし5%である。工業化の段

第1表 世界の地域別3区分別年齢構成の推計

地 域	年齢構成比率推計		
	15歳未満人口	15—59歳人口	60歳以上人口
世界全体	36	57	7
アフリカ	40	55	5
アメリカ			
米国及びカナダ	25	64	11
ラテンアメリカ	40	55	5
アジア			
近 東	40	54	6
中 南 部	40	56	4
日 本	37	55	8
その他極東部	40	55	5
欧州			
西北部・中部	24	62	14
南 部	30	59	11
東 部*	34	59	7
太 洋 州	28	62	10

備考 * ソ連のアジア地域を含む。

United Nations, Department of Social affairs. World Population Trends: 1920—1947 (Dec, 1949) p. 15.

は42年後である。英国、ドイツは尙おそくあらわれており、8%に達したのはフランスよりもいずれも120年後であり、12%に達したのは英国は61年後、ドイツは67年後である。

これら諸国の老人人口比率別にその到達した年次を示すと次表の如くである。

第2表 西欧諸国の老人人口比率別到達年次

60歳以上人口比率	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ	日 本
8%	1788	1860	1910	1911	1955
10	1850	1882	1925	1925	1967
12	1870	1912	1931	1937	1977
14	1931	1945	1938	1950	1987
15	1939	1950	1940		1990
16	1947	1950 (15.7)			1992

備考 日本の老人人口比率は人口問題研究所人口推計による。

世界の主要国についてその人口高年化の程度を、60歳以上人口の総人口に対する1,000分比と60歳以上老人1人に対する壮年人口(20—59歳)数の2箇の指標で示すと次表の如くである。

第3表 世界主要国における人口高年化の指標

国 別	60才以上 人口比率				老人1人に対する壮年数		
	1900— 1906	1930— 1931	1950	1980	1900— 1901	1930— 1931	1950
フランス	124	140	166	171	4.3	4.0	3.3
ドイツ	78	110	138	189	6.1	5.3	4.0
ベルギー	94	118	160	186	5.2	4.8	3.5
カナダ	—	83	114	—	—	6.0	4.5
デンマーク	98	108	134 (1951)	—	4.7	4.9	4.0 (1951)
米 国	65	85	121	—	7.6	6.2	4.5
イギリス	78	116	157 (1951)	210	6.4	4.8	3.5 (1951)
ハンガリー	75	97	—	—	6.2	5.5	4.4
イタリー	96	108	120	167	4.7	4.6	6.0
日 本	83	74	77	123	5.9	6.2	4.0
ノールウェー	109	116	138	—	4.0	4.3	3.8
ニュージーランド	67	105	137	144	7.3	5.2	4.4
オランダ	92	94	115 (1951)	—	5.1	5.4	5.2 (1949)
ポルトガル	97	96	99 (1949)	—	4.9	5.0	3.7
スウェーデン	119	128	149 (1950)	—	3.9	4.2	3.8
ス イ ス	92	107	144	—	5.5	5.2	—
チェッコ スロヴァキア	—	102	—	—	—	5.3	—
ソ 連	70	66	—	—	7.0	6.7	—
ス ペ イ ン	—	—	103	136	—	—	3.9

備考 1980年は J. Bourgeois-Pichat 氏の推計、日本は人口問題研究所推計による。スペイン1950年の老人1人に対する壮年者数のみは、65才以上人口の15—54才人口に対する割合をもつて示されている。

日本の老人人口比率は、フランスの18世紀末の段階、いいかえれば中世紀的年令構成をもつている。今日の先進諸国の老年人口比率は15%ないし16%であるが、日本が15%の水準に達するは、今

第4表 1980年における西
欧諸国の老年人口
比率

国 別	1950年	1980年
西 独	13.8	18.9
ベルギー	16.0	18.6
フランス	16.2	17.1
イタリー	12.0	16.7
オランダ	11.5	14.4
イギリス	15.7	21.0
スペイン	10.3	13.6

後わずか40年しか必要としないのに、フランスではこの水準に達するまでには150年を必要とした。同じくスウェーデンでは90年かかった。イギリスはわずか30年にて15%水準に到達し、40年でほとんど16%に達している。

今後数十年間に更に著しい高年化がみられるのは主として西欧諸国においてであるが、特に激烈さを加えるのはイギリスであつて、1980年には20%を突破することが推計されている。フランスは一般の常識に反して高年化速度はきわめてかんまんである。西欧主要国について1950年の比率と1980年の人口推計に基づいた比率とを比較してみると左表の如くである。

北米大陸やニュージーランド、濠州等の諸国は西欧諸国と同じ民族であり、且つおおむね文化水準を等しくしながらも、歴史が新らしく人口集団として若いだけに高年化は著しくない。

近い将来において高年化速度がもつとも著しいイギリスについては、次表の西欧7カ国の人口推計による年齢構成の変化を比較観察することによつてその激しさを十分に理解しうるであろう。

第5表 欧州諸国の将来人口における年齢構成の変化

イギリス		1950	1960	1970	1980
実数	0～19歳	12,440	12,774	11,578	11,457
	20～59歳	24,653	24,189	23,950	23,260
	60歳以上	6,911	7,825	8,915	9,245
	合計	44,004	44,788	44,443	43,962
百分比	0～19歳	28.3	28.5	26.1	26.1
	20～59歳	56.0	54.0	53.9	52.9
	60歳以上	15.7	17.5	20.1	21.0
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
西独					
実数	0～19歳	14,710	13,988	14,304	14,047
	20～59歳	26,412	27,610	26,557	27,218
	60歳以上	6,576	8,125	10,036	9,637
	合計	47,698	49,723	50,897	50,902
百分比	0～19歳	30.8	28.1	28.1	27.6
	20～59歳	55.4	55.5	52.2	53.5
	60歳以上	13.8	16.3	19.7	18.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
ベルギー					
実数	0～19歳	2,429	2,546	2,557	2,523
	20～59歳	4,832	4,767	4,613	4,760
	60歳以上	1,380	1,566	1,762	1,656
	合計	8,641	8,879	8,932	8,939
百分比	0～19歳	28.1	28.7	28.6	28.2
	20～59歳	55.9	53.7	51.6	53.2
	60歳以上	16.0	17.6	19.7	18.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
フランス					
実数	0～19歳	12,660	13,780	13,520	13,310
	20～59歳	22,860	23,020	22,780	24,600
	60歳以上	6,860	7,600	8,540	7,860
	合計	42,380	44,400	44,840	45,770
百分比	0～19歳	29.9	31.0	30.2	29.1
	20～59歳	53.9	51.9	50.8	53.7
	60歳以上	16.2	17.1	19.0	17.2
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0

イ タ リ ー					
実 数	0~19歳	16,196	15,408	14,610	14,187
	20~59歳	24,654	27,393	28,713	29,475
	60歳以上	5,582	6,612	8,033	8,740
	合 計	46,432	49,418	51,356	52,402
百 分 比	0~19歳	34.9	31.2	28.4	27.1
	20~59歳	53.1	55.4	55.9	56.2
	60歳以上	12.0	13.4	15.6	16.7
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
オ ラ ン ダ					
実 数	0~19歳	3,775	4,322	4,428	4,858
	20~59歳	5,179	5,726	6,529	7,284
	60歳以上	1,159	1,462	1,799	2,050
	合 計	10,113	11,510	12,756	14,192
百 分 比	0~19歳	37.3	37.5	34.7	34.2
	20~59歳	51.2	49.7	51.2	51.3
	60歳以上	11.5	12.7	14.1	14.4
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
イ ギ リ ス					
実 数	0~19歳	12,440	12,774	11,578	11,457
	20~59歳	24,653	24,189	23,950	23,260
	60歳以上	6,911	7,825	8,915	9,245
	合 計	44,004	44,788	44,443	43,962
百 分 比	0~19歳	28.3	28.5	26.1	26.1
	20~59歳	56.0	54.0	53.9	52.9
	60歳以上	15.7	17.5	20.1	21.0
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
ス ペ イ ン					
実 数	0~19歳	10,140	10,120	9,734	8,922
	20~59歳	15,049	16,620	17,455	17,890
	60歳以上	2,900	3,191	3,821	4,407
	合 計	28,089	29,931	31,010	31,219
百 分 比	0~15歳	36.1	33.8	31.4	28.6
	20~59歳	53.6	55.5	56.3	57.3
	60歳以上	10.3	10.7	12.3	14.1
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 Bourgeois-Pichat 氏推計による。"Population", juillet-septembre, 1953. イギリスは
イングランドとウェールズのみ。

- 註 1) J. R. Hicks: The Social Framework, an introduction to economics, Oxford, 1942. p. 50.
2) Adolph Landry, La révolution démographique, 1934. 同氏は20世紀に入つて以降欧州先進諸国に
おける出生の減少, 人口再生産率の低下から, 人口増加の停滞ないし減少が予想されるに至つたことを
指摘し, かつ人口の動向が前世紀の激増傾向から一転して停滞, 減少の傾向を示すに至つたことを強調

して、人口革命と称したのである。同じく30年代に経済学の立場から、人口減少の影響を論じた J.M. Keynes の "Some Economic Consequences of a Declining Population" in : Eugenics Review, April. 1937. は、注目すべき論文である。

- 3) Alfred Sauvy, L' Europe et sa population, 1953. p.34. La théorie générale de la Population, II. Biologie sociale, 1954. p. 50.
 4) average age (median) による人口の高年化測定の事例として米国をあげておこら。

第6表 米国における性別・人種別人口の平均年齢

年次	総人口	性別・人種別			
		男	女	白人	非白人
1790	—	—	—	15.9	—
1810	—	—	—	16.0	—
1830	17.2	17.1	17.3	17.2	16.9
1850	18.9	19.2	18.6	19.2	17.4
1870	20.2	20.2	20.1	20.4	18.5
1890	22.0	22.3	21.6	22.5	18.4
1910	24.1	24.6	23.5	24.5	21.1
1930	26.5	26.7	26.2	26.9	23.5
1950	30.1	29.9	30.4	—	25.5

備考 白人男子のみ。Cowdry's problems of aging 1952. 3rd ed. p.966.

- 5) この青少年人口比率に対する老人人口比率の割合は l'indice de vieillesse として人口集団の高年化度を鋭敏に示すことができる。通常 (老年人口比率÷青少年人口比率×100=x) として表現されるが、この数値が30以上ということは青少年人口 100 人に対して老人30人以上、或は青少年10人に対し老人3人以上ということを示す。人口高年化の高い西欧諸国では50以上の高い数値を示しているし高年化を示していない後進諸国では10前後の低い数値を示しており、国によつて著しい差異がみられる。年齢構成の判明している国についてできるだけ新しい年次の老令指数を示すと次表の如くである。

第7表 世界諸国の老令指数

国名	年次	老令指数	国名	年次	老令指数	国名	年次	老令指数
ベルギー	1953	58.3	ニュージランド	1953	37.6	日本	1950	16.8
オーストリー	"	56.7	豪州	"	35.7	ソ連	1939	14.3
イギリス	"	56.6	米国	1950	34.8	エジプト	1947	13.3
フランス	"	53.4	イタリー	"	34.2	トルコ	1950	12.3
スウェーデン	"	51.7	フィンランド	1953	33.2	チリ	1940	12.1
スイス	"	49.6	オランダ	"	31.0	印度	1951	11.7
西独	"	47.1	ポルトガル	"	30.2	メキシコ	1950	11.0
ザール	"	46.7	スペイン	"	29.5	ビルマ	1954	10.6
ノルウェー	"	45.9	アイスランド	"	27.2	フィリピン	1948	8.9
カナダ	"	43.1	ギリシャ	"	26.2	タイ	1947	7.8
エール	"	42.2	ユーゴスラビア	"	20.6			
デンマーク	"	41.5	アルゼンチン	1947	17.0			

備考 United Nations: Demographic Yearbook, 1954, 1953, 1952 から算定。イギリスはイングランド及びウェールズである。

- 6) Liebman Hersck 教授の potential demography については同教授の次の如き文献がある。
- De quelques potentiels-vie et de certaines variétés de vie moyenne, Revue de l'institut International de Statistique, 1940.
 - La méthode des potentiels-vie appliquée à l'étude du mouvement naturel de la population, Revue de l'institut International de Statistique, 1942.
 - Quelques précisions sur la méthode des potentiels-vie et ses notions fondamentales, Revue de l'institut International de Statistique, 1944.
 - Démographie potentielle et vieillissement de la population, "Population" juin. 1948.
 - De la démographie actuelle à la démographie potentielle, 1946.

Ⅱ 人口高年化の要因

1 人口高年化における経験法則

人口の高年化がどうして発生するかという原因については、従来もつばら生命の延長、つまり寿命の延長、さらにいゝかえると死亡率の低下によつて生ずるものと考えられてきたか或は現実に人口高年化の生じた先進国にみられたように、出生率及び死亡率の両者の同時的低下によつて人口の高年化が生ずるといふ考え方が一般的であつた。換言すれば人口高年化は、死亡率低下の単独作用であるかないしは、死亡率出生率の2箇の要因の同時的低下の作用であるといふように考えられてきたのである。出生率の低下は、人口ピラミッドの基底部分を減少せしめ、上層年令部に関係がないのであるから、人口に占める高年令者の割合を増加せしめることは全く異論のないところである。問題は死亡率の低下の影響にある。死亡率の低下が平均寿命の延長をもたらすことはいふまでもない。しかし、これは人口集団全体の高年化現象と集団の構成員である個体の寿命の延長とを混同するものである。つまり、寿命の延長という概念と人口の高年化という異なつた概念とを混同しているのである。個体の寿命の延長というのは生物的現象であつて、一つの割合をあらゆる社会数理的現象である人口の高年化とは全く異なつた現象なのである。一般に死亡率の低下が平均寿命の延長を通じて高い年令層の人口数を増加せしめる傾向のあることはたしかである。しかし、この考えから出発して、現実に過去にみられた如き死亡率の低下が分母である人口全体に及ぼす影響を忘れてはならない。過去の経験によれば、医学や公衆衛生の進歩によつて死亡率が低下するとき、もつとも影響をうけるのは高年令層の人口よりも若年令人口層においてであつて、そのばあいにおいては若い人口層の死亡が減少する結果、人口は反つて人口の若返りがみられたり、そうでなくても従来人口の年令構造が維持されて、高年化が阻比されるのである。フランス人口は十九世紀において高年化を示したほとんど唯一の国であるが、この国がその他の国と異つている点は、死亡率の低下ではなくて出生率の低下にある。フランスでは18世紀末葉頃から出生率は低下し始めたのである。その他の国では1850年頃からであつて、当時既にフランスの出生率は26という低率に達していたのに対してスウェーデンでは32、英国では34という高率を示していた。

ドイツの例をとつてみても1881—1890年頃の出生率は尙34位でほとんど今世紀の好めの頃と変わらない。ところがその間に死亡率は約30から22と著しい低下を示しているにもかかわらず60歳以上の人口比率はいぜんとして7.8%でこの期間に変化は生じていない。

今日までの人口学的経験に関する限り、人口の高年化をもたらしたものは出生率の低下であつて死亡率の低下ではないことを立証することができる。

もつとも、理論的には、一定の人口を想定して、人口高年化あるいは反対の若返りをもたらすような死亡率の低下を考えることは可能である。たとえば、60歳以上の人口の寿命がすべて100歳までに延びたとし、その他の年令の死亡率が変らないとしたばあいに、人口の高年化は生ずるのであろうし、また出生児がすべて死亡しないで20才まで達するとしたばあいには、この人口はあきらかに若返ることになる。

だから問題はこのような数学的理論にあるのではなくて、ただ単に、現実にそれぞれの人口集団が経験してきたような死亡率の低下が事実において直接に人口の高年化あるいは若年化に貢献したかどうかを確認することにある。

そのばあい二箇の検証方法がある。

第一は、現実観察の方法であつて、出生率が低下しないで、死亡率のみが低下してきたような人

口集団を観察して見ることである。

第二は、死亡率、出生率のいずれも低下しているばあいに、出生率がコンスタントであると仮定し、死亡率が現実通りに行われたという条件下において人口はどのように変化したかを推計する方法である。

第一の方法による観察。

出生率の低下が全くみられず、死亡率のみが低下したという条件を厳密にみたす人口は存在しない。

第8表 西欧主要国における老年化と出生率・死亡率(1870年頃)

国 別	60歳以上人口比率	出生率	死亡率
フランス	12.3	26.3	23.6
スウェーデン	8.3	31.4	20.2
スイス	9.0	31.5	26.9
ベルギー	9.9	32.0	24.4
イギリス	7.6	35.1	22.4
オランダ	8.4	35.8	25.4
ドイツ	7.7	37.2	26.9

しかし、西欧の先進諸国、たとえばイギリス、スウェーデン等では、1800年から1870年にかけて死亡率は著しく改善されたにもかかわらず、出生率の変化は比較的少い。フランスは例外でこの間に出生率は著しく低下している。例示的に西欧諸国における1870年の60歳以上人口比率と、1861—1870年の出生率、死亡率を示すと左表の如くである。

上述の如くフランスは他の諸国とは異なつた様相を示している。フランスを除きその他の諸

国では、60歳以上人口比率は7.6%ないし9.9%の間に分布している。フランスは特に高く12.3%にも達している。しかし、フランスの死亡率はすでにスウェーデンやイギリスよりも高かつた。さらにまた、60才人口比率の高いスイス(9.0%)やベルギー(9.9%)の死亡率も決して低くはない。ところがこれらの諸国の出生率はスウェーデンとほとんど差がないにもかかわらず、高年化の傾向は高い。イギリスの出生率はドイツに比較して多少低いにもかかわらず、高年化の水準はほとんど同じである。このようにみえてくると、死亡率の低下は人口の若年化を促進してきたように思われるのであつて、同様な傾向がイギリスとオランダについてみられる。

以上の事実はある時期についての地域別の比較であつて、その結論を確認するためにはかなり長期的な変化を通じて観察する必要があるであらう。1世紀以上にわたつて年令別分布の観察が可能であるのはフランスとスウェーデンぐらいのものである。スウェーデンについて各時期における年令別分布と死亡率、出生率を示して、死亡率の影響が絶対的に無であるか、ないしは軽微な若年化を促進せしめるものであるかどうかを観察してみよう。

第9表 スウェーデンの年令別分布

年 次	0~20歳	20~60歳	60歳以上	合 計
1800	41.2	50.0	8.8	100.0
1810	41.3	50.3	8.4	100.0
1820	41.4	49.9	8.7	100.0
1830	44.4	47.4	8.2	100.0
1840	44.3	47.9	7.8	100.0
1850	42.5	49.8	7.7	100.0
1860	42.7	48.1	8.2	100.0
1870	43.1	48.7	8.2	100.0
1880	42.5	48.1	9.4	100.0
1890	42.3	46.2	11.5	100.0
1900	41.9	46.2	11.9	100.0

第10表 スウェーデンの出生率・死亡率

時 期	出生率 (対人口千)	死亡率 (対人口千)
1801—1810	30.9	27.9
1811—1820	33.4	25.8
1821—1830	34.6	23.6
1831—1840	31.5	22.8
1841—1850	31.1	20.6
1851—1860	32.8	21.7
1861—1870	31.4	20.2
1871—1880	30.5	18.3
1881—1890	29.1	16.9
1891—1900	27.1	16.4

スウェーデンの出生率、死亡率についても、はじめにのべた如き二箇の理想的条件—出生率不変、

死亡率の低下はあきらかにみだされていことが上表によつてわかる。しかし、スウェーデンのばあい、死亡率はきわめて規則的に低下を示しているのに対して出生率の変化は、1870年までは割合に少ない。という意味で、近似值的に上述の条件が満足されていると考えてよいであろう。出生率は1870年以降において最初の時期の水準以下に低下し、以降かなり著しい低下を示している。60才以上の人口比率をみると、1850年頃までは低下を示していると共に他方出生率は高水準を維持しながらむしろ上昇の傾向さえみられる。

老人人口比率はその後1870年頃から80年にかけておおむね1800年頃の水準に増大している。この時期の出生率は低下の傾向を示して1800年頃の水準を示している。このように老人人口比率は、出生率の動向と極めて深い関連を示しながら増減を示している。そこで次に死亡率の動向についてみると終始一貫して極めて規則的に低下の傾向を持続しており、老人人口比率の動向とは無関係であることが理解される。

かくて、1870—1880年以降において出生率は著しい低下を示すと共に高年化は急速に激化していったのである。このように高年化に対して出生率は直接的な影響をもつているのに対して、死亡率のそれが無視されるものであることが十分に理解されるのである。

以上の結論を更に明瞭に確認するためには、前述した条件とは反対の第二の推計—すなわち出生率不変、死亡率変化を条件とする算定—を行う必要があるであろう。

第二の推計方法

人口の高年化に対する死亡率効果の有無を判定するためには、死亡率が低下していった人口につ

第11表 出生率不変の仮定によるフランス人口の
年令別分布の変化

年次	0—9歳	10—64歳	65歳以上	合計
1776	23.5	72.2	4.3	100.0
1806	25.6	69.4	5.0	100.0
1836	26.1	69.2	4.7	100.0
1866	27.1	68.6	4.3	100.0
1896	27.5	68.0	4.5	100.0
1926	28.1	67.8	4.1	100.0
1951	29.4	66.8	3.8	100.0

いて、出生率を不変としたばあいの人口構造を推計してみる必要がある。これについてはフランスにかんし、死亡率が低下しはじめた1776年から今日までについて、出生率不変の条件下に推計された研究がある。このような条件のもとにおいては、人口の年令別分布は、死亡率のみの影響をうけることとなるわけである。その結果を示すと左表の通りである。

65才以上の老人人口比率は当初においては帝政戦争のために反つて増加しているが、それ以降ほとんど規則的に低下しており、最後には当初の水準以下に減少している。ところが、10才以下の子供の人口比率はほとんど規則的に増加の趨勢を示している。

このような人口学的経験からいえることは、(1) 人口の高年化の唯一の原因が出生率の低下にあるということ、そして、(2) 死亡率の低下の高年化に対する影響は少く、むしろ反つて人口の若年化の方向に作用するということである。

2 経験法則適用の限界

次に上述してきたような人口高年化の唯一の要因が出生率の低下であるという経験法則が普遍性をもっているかどうか問題となる。

経験法則であるという点で例外の存在することも考えられる。たとへば急激な移民の受入れによつて青壮年人口の異質に多い若い年令構成をもつている人口集団において、死亡率の低下が高年化

を促進せしめる要因となることが考えられる。しかし、このばあいにおいても、このような死亡率の低下がなくても程度は別として高年化は、出生率の低下によつて生ずるのであつて、死亡率の低下を究局の、直接的要因とみなすことはできない。

しかし、他方においてこの経験法則は過去の人口学的変化のみから導かれたものであり、かつそれは現在までに現実に行われてきたごとき程度と内容の死亡率の低下を前提としての結果であることはいふまでもない。

従つて、この経験法則が将来についても同様に適用されるという保証はないし、かつ現在の低死亡率諸国においては、将来におけるより一層の死亡率低下が高年化に貢献するということさえ考えられるのである。

(イ) 先進諸国における将来の死亡率低下の場合

このような経験法則がすでに低死亡率を示している先進諸国において、将来さらに一層死亡率が低下するばあいには適用されがたいということが考えられる。このような可能性を示す例としては最近フランスについて行われた推計をあげることができる。

この推計は、出産力（より正確にいうと妊娠についての夫婦の態度）を不変としておいて死亡率が変化するとしたばあいの年齢構成の変化を推計したものである。死亡率については3箇の異なつたばあいを想定する。第一のばあいは、1946—48年の死亡表に示された特殊死亡率が不変で維持されるとする。第二の仮設は、60年間でBourgeois-Pichat氏の「生物学的死亡率」¹⁾に到達するとしたばあいである。この生物学的死亡率というのは、後天的、外在的死因（結核等の如き）が消滅して癌や循環器系の死因のみとなつたばあいの死亡率である。

第三の仮設死亡率は、第二のばあいの生物学的死亡率の達成が非常に早くて2分の1の期間の30年間で行われたとするばあいである。

このような3箇の死亡率変化の仮設によつて、それぞれのばあいにおける人口の年齢構成が1990年においてどのように異なるかの推計が行われた。その結果を示すと次表の通りである。

第13表 仮設死亡率による年齢構成の変化

死亡率の仮設	22歳未満	20—60歳	60歳以上	合計
(1)死亡率不変	33.9	49.9	16.2	100.0
(2)死亡率低下	33.4	48.8	17.8	100.0
(3)死亡率激落	33.0	47.8	19.2	100.0

出産力は不変とされているのであるから、このフランスのばあいにおいては死亡率の低下のみの条件による高年化が可能であるかどうか測定されるわけである。左表にみられるように、死亡率の低下が強いほど高年化率が高まつているのであるから、

死亡率の低下は高年化を促進せしめることになる。しかし、このばあい注意を要することは、フランスにおける現在の低死亡率が更に低下して生物学的死亡率に達するという、過去にはみられなかつたはげしい死亡率の低下を前提としているということである。

さらに考られることは、このフランスの例において、老人層に非常に多い癌や心臓疾患による死亡が克服されるようになると、上表にみられる高年化はさらに一層強められるであろうということである。

(ロ) 後進諸国における死亡率低下の場合。

第二の場合には、人口学的に後進的な諸国の人口集団における死亡率低下と高年化の関連についてである。

このような諸国においては上述の経験法則に従うかどうか、死亡率の低下が年齢構成に影響を及

ぼすかどうかという問題である。この問題は、これらの後進的人口集団においては、今後多少とも長期にわたり出生率は低下しないで死亡率のみが低下することが予想されるだけに、重大問題である。

このような人口集団についての推計については、最近国連が中央アメリカについて行つたものと

第14表 後進国における死亡率低下と年齢構成の変化（中央アメリカ及びメキシコを含む全体）

年齢区分	1950	1960	1980
15才未満	42.6	44.3	45.2
15—60才	52.8	50.85	44.9
60才以上	4.6	4.85	4.9
合計	100.0	100.0	100.0

Louis Henry氏が北アフリカの回教徒について行つたものがある。前者は、出生率を不変とし、死亡率が低下するばあいにおける年齢構成の変化を1950年から1980年までについて推計したものである。その結果を示すと左表の通りである。

左表によると、60歳以上人口比率の増加はきわめてかんまんである。このばあいの、死亡率低下をどの程度に仮定してあるかは明確でないが、現状の水準からするとかなり強度の死亡率低下を仮定してあるようで、それにもかかわらず、高年化の促進はき

わめて軽微であつて、反つて15歳未満の子供の人口比率はかなり増加して人口の若年化の傾向さえ示している。

第二の事例は、北アフリカの回教徒の人口集団について Louis Henry 氏が行つた推計であつて、中央アメリカの事例以上に明確な結果を示している。

これは、(イ)出生率、死亡率不変、(ロ)出生率不変、死亡率低下、(ハ)出生率、死亡率いずれも低下の3箇の仮設にもとずいて年齢構成の変化を推計している。その結果を示すと右表の通りである。

第15表 後進国における仮設動態率による年齢構成の変化

年齢区分	仮設(1)の場合	仮設(2)の場合	仮設(3)の場合
20才未満	46.3	48.1	35.9
20—60才	46.3	44.8	55.0
60才以上	7.4	7.1	9.1
合計	100.0	100.0	100.0

この場合の死亡率低下については、1900年から1930年にかけてのイタリーの死亡率低下傾向に従うものと想定されている。右表において、死亡率のみ低下するばあいの仮設(2)においては60歳以上人口比率はもつとも低く20歳未満人口比率は最高であつて、人口の若年化傾向を示している。死亡率低下と同時に出生率の低下も行われるときはじめて人口高年化の傾向を示すことが理解される。

従つてここで、改めて次のような暫定的結論を導き出すことができるであろう。

人口集団の歴史において実現されてきたような死亡率の低下度合においては、年齢分布に及ぼすその影響はきわめて軽微なものであるばかりでなく、むしろ人口の若年化の方向に作用するということである。

3 高年化と人口動態率

高年化における経験法則が将来の人口の高年化に妥当するか否かについて、人口学的先進国について検証した結果は、前述の通りである。そこで高年化を可能ならしめる要因としての出生率の機能について結論を要約すると次のようにいうことができるであろう。

(イ) 人口学的先進国に於ける経験法則

過去長期にわたつて出生率の低下を実現してきた人口学的先進国においては、死亡率が出生率に先立つて低下を開始してきたにもかかわらず、人口の高年化は出生率の低下のみによつて可能であ

つた（このことは経験法則の示す通りである）。死亡率の低下は高年化に関係ないどころか反つて若年化を促進せしめる効果をもっている（前述 Bourgeois-Pichat 氏のフランス人口についての推計結果やスウェーデンの1世紀にわたる観察の示しているところである）。

(e) 人口学的後進国における死亡率の低下は反つて人口若年化を促進する傾向があり、経験法則が妥当する。

人口学的後進国においては従来高出生率、高死亡率を示していたが、近年特に今次戦後においては多くの諸国において著しい死亡率の低下をみせている。しかし、出生率はなお高率を維持しているところが多い。これらの国において今後死亡が先進国なみの水準に低下するものとして推計した結果によると、出生率が低下しない限り、高年化は行われがたく、反つて若年化の傾向さえ示す。このことは後進国が過去における先進国の辿つてきた経過を繰返すこと、従つて経験法則がそのまま妥当するものと考えてよい。

(f) しかし、将来における先進国の死亡率低下は高年化を促進する可能性がある。

人口学的先進国においては現在過去にみられなかつた低死亡率を示しているが、将来においてなお一層著しい改善をみせたばあい、たとえば Bourgeois-Pichat 氏のいう「生物学的死亡率」というような今日の医学、公衆衛生水準で理論上到達可能な最低死亡率に到達とするとしたばあいにおいては出生率は不変であつても、高年化は促進される。このことは、前にのべたフランスの1990年における年齢別人口構成推計によつてあきらかにされたところである。

(g) 死亡率が高年化に作用するのは、今日の低死亡率水準がさらに一層低下するばあいにおいてである。このことは、従来の死亡率低下が主として低年齢層—特に乳幼児死亡率の低下として—において行われたのに対して、今後においてこの低水準死亡率がさらに著しく改善されるばあいにおいては高い年齢層の死亡率の低下が予想されることを意味する。従つて、老人層に特に多い死因である脳溢血、癌、心臓疾患等が医学の進歩によつて克服されて老人死亡が減少するという形で死亡率が低下すると高年化を加速化せしめることとなるであろう。この点について Bourgeois-Pichat 氏は、一般的にはあるが、30歳未満の人口層の死亡率が低下するばあいには人口の若年化に貢献し、30歳以上の高い年齢人口の死亡率が低下するばあいには人口高年化に作用するとのべている²⁾。

しかし、現実においては年齢別死亡率の低下は、前述の如く、人口学的進化の段階によつて異なつているのであるから、抽象的に年齢別死亡率を考えることは意味が少くないといわねばならない。

(h) 高年化に対する死亡率低下の直接的、間接的影響

死亡率低下が年齢構成にどのような作用を及ぼすかという問題については、今までは死亡率低下の直接的影響という観点からのみ考察してきたのであるが、このような純粹人口学的観点から離れて死亡率低下の間接的影響、特に出生率自体に対する作用を通じて間接的效果を示さなかつたかどうかという問題が残されている。これはいわゆる死亡率と出生率との相関々係あるいは出死平行説という形で古くか論議の対象となつている別個の問題に歸するわけである。

出生率と死亡率の両者の間には、強い関係は存在しないが、少くとも長期的にみるとそこには多少ともゆるやかな相関々係が存在することはあきらかである。たとえば、前にかかげたフランスの1776年以降の年齢構成についての Bourgeois-Pichat 氏が行つた推計においても、構成比の問題は別にして絶対数をとると出生率不変、死亡率低下仮説において、総人口は1950年に437,000,000人となる。このような人口増加は、フランスの自然資源との関係においても到底実現不可能であつて現実においても総人口は、上述の仮定とは異なつた方向、それは特に出生率の減退という形をとつて増加は著しく抑制されてきたのである。死亡率の低下は、出生率不変のままには続行しないこと

が理解される。

このようないわば死亡率の低下が出生率の低下を導き出すという観点に立つて、人口高年化に対する死亡率低下の間接的影響が主張されるのである。しかし、このような死亡率と出生率の間の関係は非常に弱いものであつて、高度の相関関係を主張することは困難であるように思われる。イギリスやドイツ等においてはほとんど1世紀の長期にわたり、両者の関係は絶たれてしまつてゐるようであるし、また現在多くの後進諸国ではむしろこのような分離傾向が強くなつてきている。

しかし、死亡率の低下が出生率の減少に対する影響を否定することはできないし、また出生の減退は乳児の減少を通じて死亡率の低下に貢献する。特に後者のばあいにおいては乳児死亡率の高い人口集団における程この影響は著しい。

4 日本の人口動態率と高年化

日本の人口の過去における人口動態率と年齢別分布をみると、死亡率は戦前から多少とも低下の傾向を示し、特に戦後において著しい改善をみせているのに対して出生率の低下はきわめてかんまんである。従つて既にのべてきた如き経験法則の通り、人口の高年化の傾向は全体としてはみられない。

第16表 人口動態率と年齢別分布

年次	出生率 5年間平均	死亡率 5年間平均	年齢別分布(100分比)			平均寿命
			0~14才 人口	15~59才 人口	60才以上 人口	
大9	33.09	23.6	36.5%	55.3%	8.2%	42.06(1)
〃14	34.8	22.0	36.7	55.6	7.7	
昭5	33.50	19.3	36.6	56.0	7.4	44.82(2)
〃10	31.6	17.9	36.9	55.7	7.4	
〃15	28.8	17.3	36.0	56.2	7.8	46.92(3)
〃25	32.2	12.2	35.4	56.8	7.7	
						57.91(4)

備考 出生率、死亡率は当該年次をふくむそれ以前の5年間の平均を示す。平均寿命(1)は第4回生命表(大正10~14年)、(2)は第5回生命表(大正15~昭和5年)、(3)は第6回生命表(昭和10~11年)、(4)は第4回簡速生命表(昭和25~26年)による男子について示したものである。

死亡率は終始一貫低下の傾向を示しているが、出生率は昭和10年から15年にかけて低下を示しているにすぎない。更に時期別に区分し観察してみると、大正9年から昭和5年頃までに、死亡率は約20%近く低下しているのに対して、出生率は反つてわずかながら上昇の傾向を示している。このような人口動態率の動向に対して、60歳以上人口比率は8.2%から7.4%へと低下し15-59歳人口比率は55.3%から56.0%へと増加して、人口集団としては若年化の傾向を示している。いいかえれば、死亡率が低下しても、出生率が低下しない時には人口は高年化しないという経験法則に従つてゐることを物語つてゐる。

ところが、その後昭和10年から15年にかけては出生率がかなり低下しているため、60歳以上人口比率は7.4%から7.8%へと増大している。

全期間を通じてみると、死亡率はほとんど5割に近い改善を示しているにもかかわらず、出生率はほとんど変化を示していないため、高年化もほとんど生じていないといつてよい。平均寿命もこ

の期間に16年も延長しているにもかかわらず、老人人口比率は変化をみせていないのである。

このように、人口の高年化が死亡率改善によつてではなく、出生率の低下によつて生ずることは経験法則の示す通りであるが、更に死亡の内容を観察することによつても理解される。日本の死亡率低下の内容についてみると、特に顕著な改善を示しているものは、乳幼児や25歳以下の若年令層においてである。たとえば、乳幼児死亡のみについて具体的に観察してみよう。

大正14年から昭和25年にかけて死亡率は著しく改善され、死亡率は20.3から10.9へと低下し、約5割(46%)近い改善を示したが、この中で乳児死亡の改善が占めている役割をみてみよう。乳児死亡が総死亡数に占めている割合は大正14年の24.6%から昭和10年の20.2%、昭和25年は15.5%と低下したが、乳児死亡率は大正14年の142.8から昭和10年107.1、昭和25年60.1と約6割(58%)に近い低下を示している。この低下傾向を死亡総数から乳児死亡数を差引いた死亡数の低下度合と比較してみると著しい差がみられる(次掲表参照)。大正14年の乳児死亡数及び死亡数から乳児死亡数を差引いた死亡数をそれぞれ100とすると、乳児死亡数が100から79.48と低下しているのに対して、後者は100から102.85となつている。大正14年から昭和25年にかけて死亡総数が100から75に低下して実現しえた25%の低下分のうち10%は乳児死亡の低下であり、残りの15%が乳児以外の死亡の改善ということになる。さらに1才以上の幼児死亡の改善をも考慮に入れるならば、乳幼児死亡の改善が普通死亡率の低下に及ぼした効果は更に大となるであろう。

第17表 乳児死亡とその他死亡の改善度合

年次	乳児死亡数	指数	その他死亡数	指数	死亡総数	指数
大14	295,888	100	904,048	100	1,199,936	100
昭10	232,821	79	919,550	102	1,152,371	96
〃25	140,515	48	764,361	85	904,876	75

第18表 乳児死亡率及び死亡率の低下推移

年次	乳児死亡率	指数	死亡率	指数
大14	142.8	100	20.3	100
昭10	107.1	75	16.8	83
〃25	60.1	42	10.9	54

第19表 死亡総数に対する乳児死亡数の割合

年次	割合(%)
大14	24.6
昭10	20.2
〃25	15.5

乳児が1人死亡をまぬがれるばあいと1人生れるばあいとは、年令構成に対して同じ効果をもっているのであつて、いずれのばあいにおいても乳児1人増加して年令構成を若くする。従つて死亡率の低下がこのような乳児その他の幼少年令層において行われる限り、人口の高年化は生じないで反つて若年化をもたらしことは、上述日本のばあいにおいてもみられた通りである。しかし、他方において高年齢層において、たとえば老人に多い死因である癌その他の疾患が医学や公衆衛生の進歩、改善によつて克服されるようになると、高年化を促進することは可能である。もつともこのばあいにおいても若年令層の死亡の改善が同時に行われると、この作用も中和されることになることはいふまでもない。

しかし、日本のばあいにおいて多少とも注目すべきは戦後特に最近における老人人口比率の動き

である。昭和26年から29年までの推計人口によつて、その年令構成をみると次の如く26年の7.7%を最低としてわずかながらも逐年着実に上昇を続けている。

第20表 昭和26年以降年令三区分別人口の割合

年令区分	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
0～14才	35.1	34.6	34.2	33.9
15～59才	57.3	57.5	57.9	58.2
60才以上	7.7	7.8	7.9	8.0

備考 総理府統計局、全国年令別人口の推計（昭和26、27、28、29年10月1日現在）による。

第21表 昭和26年以降出生率、死亡率

年次	出生率	死亡率
昭和26年	25.3	9.9
” 27年	23.3	8.9
” 28年	21.4	8.9
” 29年	20.0	8.2

これは、これらの年次において死亡率がほとんど停滞して動かないのに対して出生率のみが一方的に低下を示していることによるものであることはいうまでもない。

- 註 1) Bourgeois-Pichat 氏の生物学的死亡率については拙稿「死亡構造の測定に関する研究(1)」人口問題研究班研究資料第84号（昭和29年1月）及び「死亡構造の人口学的分析序説」拓殖大学論集第7,8合併号（昭和30年2月）参照。
- 2) Journal de la Société de Statistique de Paris, mars-avril 1950.

VI 人口高年化と社会経済

1 人口高年化と経済構造

一国の社会経済機構を支配しているもつとも本質的な要因の一つがその国の人口の量、質と年令構造であることはいうまでもない。このばあい人口の量、質の問題、特に量の課題は経済と人口の関係の問題ないしは人口扶養力の問題として古い歴史をもっている。ところが人口の年令構造と社会経済との関係については従来ほとんど問題にされなかつた。というのは、年令構造は従来非常に安定していたし、また変化があつてもフランスにおけるように非常に長期にわたつてきわめてかんまんに発生するため、社会経済的な関心の対象とはなりがたかつたからである。

しかし、今日の西欧諸国の多くにおいてみられるように、人口が高年化してたとえば60歳以上人口の割合が15%にも達し、20数年後には一部の諸国では20%を越えることが予測されるようになってくると、その及ぼす社会経済的影響はきわめて重大であるといわねばならない。世界でもつとも早くから人口の高年化を経験しているフランスでは、経済の高年化として深刻な影響があらわれてきているとみられるのである。イギリスでも人口の高年化とその近い将来における激化は労働力人口の絶対的不足をもたらしつつあるのであつて、切実な社会経済問題を提起している。今や人口の年令構成の変化という、かつては全く考えられなかつた新しい要因が社会経済の中に重要な地位を要求するに至り、関連科学の深刻な関心と研究を要請しているといわねばならない。

このような人口の年令構造の変化が社会経済にどのような影響を及ぼすかについては今日なお十分な研究が行われるに至つていない。のみならず、その影響はきわめて広汎であつて直接的なものと間接的なもの、或はこの関係が明確でないもの等があり、はつきりした断定を下すことはよいではない。ここでは、その影響が比較的直接的と考えられる労働力人口と社会保障の2箇の問題と、間接的と考えられる経済構造に及ぼす影響の問題とをとりあげてみよう。

なお、労働力人口自体の高年化についてはさらにVにおいて詳細に検討を加えるであろう。

人口高年化の社会経済的影響は、一言にしていうならばそれは経済の高年化或は退化的影響であ

るといえるであろう。もつともこのような人口の年齢構造の変化が経済に及ぼす影響はきわめてかんまんであるのみならず、長期にわたつて、高年化が行われないと顕現しがたいであろう。従つてこのような経験をもつ唯一の国であるフランスを事例としてとりあげざるをえない。

(イ) 機械設備の高年化—機械の老朽化

フランスの機械設備の平均年齢は¹⁾、アメリカやソ連、英国に比較して著しく高い。戦前における調査によるともつとも新しい機械だけをとつても平均年齢は12年であるのに対して、アメリカでは全体の機械の平均年齢が7年にすぎない。いいかえると、機械設備集団の年齢構造のピラミットが著しく高年化しているということである。イギリスのランカツシャー紡績機械についても日本やアメリカに比較して高年化しているといえるであろう。

このような機械集団の高年化の原因を、単純にフランスの企業家の努力不足や政府施策の拙劣のみに帰してはならない。その基本原因はもつと深いところにあるといわねばならない。というのは機械設備の年齢は人口の年齢構造と密接な関係にあるからである。人口の高年化がはげしくて、老年人口の増加、労働力人口の減少が生じ、人口増加が停滞ないしは減少さえみられるようなばあいしかもフランスの如く有力な国外市場をもたず国内市場のみに依存している国においては、人口学的停滞は需要の停滞、減少をもたらすであろう。特にフランスにおいてはこのような人口学的停滞がきわめて長期にわたつて不断に行われてきただけに、その影響力は基本的であるといわねばならない。

人口学的停滞→国内需要の停滞→資本蓄積・資本投資の停滞の長期的連鎖行程は、フランスの機械設備の増大の抑制、更新の停滞をもたらした。また、高年化労働力はこのような機械の寿命の延長を可能ならしめる現実の条件であると共に、企業家にとつても償却期間の延長として企業採算上有利であつたことは否定しえないであろう。

このようにして、人口高年化を一つの重要な基本的要因として、物的機械設備の高年化がもたらされたのであるが、これは、(a)死亡率の減少に対応する耐用命数の延長と、(b)出生率の低下に対応する機械設備の新設更新の減少によつて加速化される。人口のばあいと多少とも異なつた意義をもつているのは(a)である。というのは、死亡率の減少のばあいには幼少年において生ずるか老年において生ずるかによつて高年化に対する影響が異なつてくるが、機械の耐用命数の延長はすべて老年者死亡の減少とみなしてよい。この点において耐用命数の延長はつねに機械の高年化に影響するものと考えてよいであろう。

以上の如く、機械設備の更新の困難と新企業創造の停滞という事実は、生産構造の高年化と老朽化とを促進せしめて、経済の停滞をもたらすのであつて、人口の年齢構造の高年化が経済に及ぼす停滞的效果を無視してはならないであろう。

(ロ) 労働生産性の停滞

フランスの労働生産性、たとえば労働者一人当り生産高が今世紀始め以来大して進歩を示していないことは、上述したところによつて推測しうるであろう。その基本原因は、一般にいわれている如き1900年以降における失業現象に求めがたい。その直接的原因は、進歩した高度の技術をとり入れた十分な資本投資が行われなかつた点に求められねばならないのであつて、しかもこのような投資の停滞は上述のフランスの人口構造と深い関係をもつていのである。投資の不足は国内産業についてのみでなく、植民地の開発についても商船隊の建設についても同様である。

(ハ) 人間投資の減少と工業投資の不足

人口高年化の直接的要因である出生減少という現象は、いいかえると人間に対する投資の減少と

も考えることができるのであつて、この結果として個人的にも社会的にも貯蓄を可能ならしめる。従つてこの貯蓄をその量的大きさは別としてを資本化して生産性の向上をはかることは、理論的には可能であつたにもかかわらず、フランスにおいてはこの余剰貯蓄は消費水準の上昇と海外貸付(ロシア、中国、メキシコ等に対する)に充用されてしまつた。余剰貯蓄は、現在の生活水準を上昇せしめるだけでなく、対外貸付によつて将来の生活保障が確保されるという金利生活者の思想をもつていたと考えられるのである。しかし、このような対外投資は失敗に帰すると共に、消費水準上昇のための余剰貯蓄の充用は資本蓄積の可能性を喪失せしめてしまつた。つまり、余剰所得は投資財生産よりも消費財生産を活潑ならしめるに終つたのである。

更にいいかえると、老人の増加と子供の減少は従来よりも総消費量を増加せしめ一人当り老人負担の方が一人当り子供負担よりも大であるのみならず、子女負担分の減少分が消費に充当されるから一消費財生産を促進せしめたが、反面において投資財生産部門の発展を停滞せしめるという影響をもたらしたのである。かくて、1世紀以上の長期にわたつてのフランスの人口学的停滞そして高年化の浸潤は、生産構造の革新、拡大という若返りを抑制してその停滞、高年化をもたらす基本的要因であつたと考えられるのである。

しかし、理論的にはもちろん、強力な国家政策によつて、人口学的停滞に基因する経済的高年化を、生活水準の上昇抑制と子女負担減少による余剰所得の資本化の推進によつてある程度緩和阻止することが可能であつたはずである。殊に、人口の高年化過程における労働力人口の高年化に際しては、貯蓄性向は反つて増大する傾向があり、資本蓄積に好都合な条件が与えられ、前項の目的達成に有利である²⁾。しかし、現実には理論以上に厳しいものであつたことを考慮する必要があるであらう。

2 労働力人口の高年化

十分な経済生産水準を確保するためには、適切な技術的資本装備以外に、質、量の両面における十分な「人間装備」が必要であることはいふまでもない。人口が高年化するといつたばあい、単に老人人口比率が増加するのみでなく、一般に労働力人口も高年化することを考慮に入れる必要がある。

人口高年化のなお著しくない米国についてみても過去約60年間についてみると労働力人口はかなり高年化の傾向を示している。もつとも若い14—24歳労働力人口比率はかなり著しく減少し、25—44歳の青壮年人口比率もわずかながら減少の傾向を示している。ところが、45—64歳人口比率は、1890年から1950年に至る60年間において増加の一途を辿つてきている。60歳以上の高年労働力人口も増加の傾向を示している。

第22表 米国の労働力人口年令別構成の推移

年令群	1890	1900	1920	1930	1940	1950
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 ~ 24	30.9	30.9	25.9	23.9	22.3	19.7
25 ~ 44	44.6	44.7	46.3	46.7	46.6	45.6
45 ~ 64	20.2	20.4	23.8	25.1	27.1	29.9
65 以上	4.3	4.0	3.9	4.3	4.1	4.8

備考 Cowdry's problems of ageing, edited by A. C. Lansing, third edition, 1952. p. 977.

産業にとって年齢は重要な意味をもっている。もつともこのばあい産業の種別によつて年齢のもつ重要度が異なつてくることはいうまでもない。たとえば、農業においては工業におけるほどの重要な影響を年齢はもっていない。もちろん労働力の高年化によつて、農業全体としていろいろな影響をうけるとしても、収穫に対してそれほど著しい直接的影響はみられないといつてよいであろう。

しかし、工業においては、その生産性は労働者の年齢によつて農業におけるよりもはるかに著しい影響をうけるのであつて、そのため最高の生産性をあげるためにはどうしても若い労働力の確保が必要とされる。しかし、同じく若い労働力が必要であるとしてもそれぞれの工業部門において同じ程度に確保されるとは限らない。職業の自由、移動の自由のみとめられている資本主義制度下において、しかも若い人口層が絶えず減少していく高年化人口国においては、工業部門によつて労働力需給の著しい不均衡が発生する。

一般に、青年がその希望する工業部門の選択に當つては次のような特徴的な性向がみられる。第一は、感情的、心理的な性向であつて、それは新奇の若い工業部門を選択しようとする強い自然的な性向がみられる。第二は、高水準賃銀の工業部門を選択しようとする経済的な性向である。第三は、十分な機械化が行われて、労働苦痛の少いような工業を選択する性向である。

以上のような諸条件は、一般に新興工業によつて充足されることが多い。しかも、他方においては若い労働力人口が絶えず減少しているのであるから、従来から存在する重要工業部門においてこのような清新な労働力が不足する傾向があらわれてくる。たとえば、炭坑、金属工業等の重要な基礎産業部門において特に著しくあらわれてくる可能性がある。かくて高年化によつて産業部門間における労働力需給の不均衡が激化してくるのである。

このような傾向を、たとえばフランスにおける工業部門別に40歳以上男子人口の占めている割合の推移を1906年と1936年についてみると、陸上運輸、建築、化学等の産業を除くとその他のほとんどすべての部門においてこの年齢人口の占める割合は増大している。特に冶金、炭坑等の産業において増加が著しく、化学、土木建築、運輸業等の近代的な産業部門においては、この割合は著しい減少を示しているのである。(詳細な数字については次のV参照)

次に年齢と労働力との関係において問題となるのは、若い年齢の労働力人口は高度の移動性をもっているのに対して、高令労働力人口は高度の定着性をもっているということである。従つて、特に産業の地方的再配分が必要とされるようなばあいには、高令の労働力人口の存在は大きな障碍となるであろう。また同時に、高令労働者の失業問題の解決はより複雑であり、困難であるといわねばならない。

前述の資本装備の高年化が生産性を低下せしめるだけでなく、更に労働力人口の平均年齢の上昇もまた平均生産性を低下せしめる可能性が大である。フランスの労働生産性が個人的には各国に比較して決して劣つていないわけではなく、資本装備の高年化以外にこのような労働力人口の高年化が影響していることを否定することはできないであろう。従つて全体として高水準の労働生産性を維持する一つの有力な手段として、若い労働力人口の割合を増加することが要請されるのであるが、フランスやイギリスにおける如く、高令人口が増加し、若年人口が減少していくような諸国においては、きわめて困難であるといわねばならない。

技術的变化に対する適応性の低劣、労働力移動の粘着性、強力な保守的性格は、高年化人口の重大な欠陥であつて、高年化傾向の強い諸国では、このよらな問題に対する研究と対策が切実な課題となつている。

経済の進歩・発達にともなつて、労働力人口中、いわゆるサービス産業と称せられる第3次産業

部門に従事するものの割合が増加することは、Colin Clark によつて明らかにされたところである。ところで、フランスではこのサービス産業に従事するものの割合は今世紀の始めではわずかに 27% であつたのが、1946 年には 35% に達するに至つた。35% という水準自体は各国に比較して特に高いわけではないが、第 2 次産業人口比率が非常に低いにもかかわらず、第 3 次産業人口比率が高い点に問題があるのである。第 2 次産業人口比率は西独で 41.9% (1950 年)、アメリカで 34.7% (1950 年)、イギリスで 47.4% (1951 年) に達しているに対してフランスではわずかに 28.6% (1946 年) にすぎない。このことは、根本的には産業の基幹部門である工業がすでにのべた如き理由によつて十分な発展をとげえないことによるものであるが、他面において、就労の選択権をもつ若い人口層が比較的待遇のよい、労働の楽な、新しい産業部門としてのサービス産業に向う傾向のあることをも考慮に入れねばなるまい。

労働力の高年化は、単に工業部門の内部において労働力の需給不均衡を生ぜしめるだけではなく全産業を通じて、たとえば生産部門と流通部門との間に深刻な労働力の不均衡配分をもたらすのである。

労働力高年化の生産に及ぼす影響は、工業部門のみにとどまらない。農業その他の産業部門或は特殊な研究部門においてもその影響は否定しがたい。一般に老人は保守的傾向が強く、農業においても耕作方法の改善や科学化に対して消極的であつて、伝統的な方法を固守する傾向が強く、生産改善の障碍となる。また平均寿命の延長によつて、若い世代が経営主体となる時期は従来よりも非常におくれることが予想されるだけに、その影響を軽視することはゆるぎされない。

以上のべてきた如き、労働力人口の産業別配分の不均衡をもたらす原因は、人口高年化という人口学的変化のみによるものでないことはいうまでもない。一般的にいえば、その社会特有の複雑な社会経済構造とその歴史的な性格の産物であるといわねばなるまい。しかし、若い人口が減少し、老人人口が増加するような人口高年化が生ずるばあい、産業別人口配分に対するこのような基本的な人口学的変動の影響を忘れてはならない。

3 社会保障の本質と人口高年化

社会保障が、なんらかの理由によつて生活を確保しえないものに対して最低生活を保障しようとするものである限りにおいては、制度化の有無、形態、内容等において著しい差があつたとはいへ人類の社会生活においては一貫して存在して来たものであり、いいかえれば、人間の生存本能に由来するものであるとさえいつてもよいであろう。中世或は近世の初期にいたるまでは、家族という社会的細胞集団においてこのような生活保障の確保が企図されてきたのである。その後、やがて近代化にともなつてこのような細胞集団は拡大されて地域や職場の組合集団となり、遂には今日の財政機構を通ずる国民集団組織の下に近代的社会保障制度が確立されるに至つた。

このような社会保障の歴史的発展過程を通じて観察してみると、それは一貫して変らない経済現象ともみることができる。というのは、社会保障は結局において生産に従事する者から、なんらかの理由一幼少年、老年、疾病、廢疾等一によつて生産に従事しえない者への生産物の移転による扶養体系であるといふことができるからである。換言すれば生産者集団による非生産者集団の扶養関係であり、また生産に従事して自己の消費以上の剰余を生みだす剰余集団が、生産に従事しないでただ一方的に消費する者や、生産に従事しても自己の消費をまかないきれない赤字集団を扶養する組織であるといふのである。これが社会保障の時と処を問わず変らない本質であるといふことができる。このように生産者と消費者との観点から社会保障を規定するしかたは、人口学上の

年令3大階級区分に対応するものとして観察上非常に好都合である。

人口の高年化に伴う老人人口比率の増大は、一般的に言えば非生産者集団と生産しても消費に不足する集団（いずれも赤字集団である）が増大することであつて、これを扶養すべき社会保障負担は増大する。もつともこのようなばあいにおいても社会保障負担が増大しないばあいがある。それは次の三つのばあいである。(イ)生産集団の増大——一般に生産年令人口の増大、移民の受入れ、(ロ)幼少年人口の減少による相殺、(ハ)技術の進歩等による生産性の増大。

第3のばあいは、社会の進歩という観点から常に期待される究局の条件ではあるが、早急な実現は期待できないため、技術水準は一定であると仮設する必要があるであろう。第1の要因は、一般に人口の高年化が加速度的にあらわれてくるばあいは、当然にむしろ減少が予想されるので望みがたい、移民の方策も種々複雑な問題をもつており、なかなかよいではない。第2の要因の幼少年人口の減少は通常当然に生じてくるものである。一部の学者はこのような幼少年人口負担の減少から、高年化による負担の増大は相殺されるが故に経済上なんら問題はないとさえ主張している。あるいはまた老人の消費は彼の労働によつて当然受けるべき消費を延期したものにすぎないから、負担に変化はないという見解がある。

一般に子女扶養負担と老人扶養負担を比較すると後者の方がはるかに多い。また子女扶養が家族集団の形態の中において行われうるのに対し、後者はなんらかの社会的、組織的、合理的な方法で行わねばならないばあいが多く、当然に扶養負担は高くなる。社会保障における家族手当は養老年金よりも常に少いことはこのような事情の一端を示すものである。しかし、この点についてはいくたの困難な問題があつて、いちがいに断定しがたいにしても、生産年令人口の相対的ないしは絶対的減少と老人人口の絶対的増加は、生産集団に対して扶養負担増大をもたらすことは確実であるといわねばならない³⁾。

そこで次に純理論的に、このような子女手当負担と老人に対する養老年金負担が年令構成の差異によつてどのような影響が所得面にあらわれるかをみてみよう。このばあい15—65歳の生産年令人口の平均一人当り所得に対して、子女手当は3%、養老年金は40%とする画一の社会保障制度が採用されていると仮定される。最近の年令別人口構成の判明している諸国について計算されたものが次表である。本表は14歳以下の子女と65歳以上の老人を、15—64歳の生産年令人口が扶養するものとした計算であつて、65歳以上老人人口比率が高いほど生産年令人口の所得負担率は高くなつていくことが理解される。

第23表 人口年令構成と社会保障費負担比率

国 別	年次	15~64才人口 1000に対する		15-64歳人口の 総所得に対する 養老年金及び子 女手当負担比率	国 別	年次	15~64歳人口 1000に対する		15-64歳人口の 総所得に対する 養老年金及び子 女手当負担比率
		15才未満人口 比率	65才以上人口 比率				15歳未満人口 比率	65歳以上人口 比率	
アイルランド	1946	453	173	8,279	イタリー	1949	405	121	6,055
フランス	1950	326	178	8,098	米 国	1950	426	118	5,998
イギリス	1950	336	161	7,448	豪 州	1947	373	119	5,879
ベルギー	1950	307	163	7,441	ポルトガル	1949	460	103	5,500
ニュージーランド	1949	455	142	7,045	ギリシャ	1949	460	94	5,140
スウェーデン	1948	336	148	6,928	日 本	1950	594	83	5,102
ノールウェー	1949	353	142	6,739	フィリピン	1946	804	65	5,012
デンマーク	1949	402	137	6,686	トルコ	1945	692	59	4,436
スイス	1949	346	139	6,598	ポーランド	1949	427	76	4,321
オランダ	1950	465	123	6,310	タイ	1947	768	47	4,184
カナダ	1950	466	122	6,278	アルゼンチン	1947	473	60	3,819
西 独	1950	375	128	6,245					

幼少年扶養負担にしても退職老年者の負担にしても前にのべた如く、その財源はいわば労働人口の労働生産物にあるといつてよい。退職老年者に支給されるものが退職年金、退職金、或は家族扶養のいずれの形をとるにしてもこの実態には変りはない。退職金や退職年金の形による資金の準備金制度は、貨幣価値が安定していた限りにおいて、上述の如き労働人口に賦課される貢物という義務的性格は表面化してこなかつたのである。退職金制度が集团的準備金、個人的貯蓄のいずれによるかを問わず、退職老年者に対する割当量は、与えられた経済にとつては退職老人人口数と生産労働人口数との割合と各労働人口に対して課される徴収量との函数であるといえる。だから、その他の事情が等しいとしたばあい、労働人口が増加しないで退職老年者数が増加するならば、従来の配分状態は維持されなくなる。労働人口に対する徴収を増額するか、ないしは退職年金を減額するかの方法しかない。

労働人口に対する老年人口の増加による負担の増大に直面して、更に出生制限を進めるような防衛作用さえあらわれてくることが考えられるのであるが、それは結果においては高年化をまた加速化することになり、さらにまた負担減少のため出生制限するという悪循環におちこむ危険性をもたらすことになるであろう。

以上の如き人口の高年化が生じてきたばあいに、労働人口に対する徴収を増加せしめないで老人

第24表 人口高年化と退職年令

国 別	退 職 年 令	
	フランスにおいて 60歳としたばあい	フランスにおいて 65歳としたばあい
ベルギー	58歳	63歳
イギリス	58	63
スエーデン	57	63
ドイツ	57	62
スイス	57	62
デンマーク	56	62
イタリア	56	62
オランダ	56	61
カナダ	55	60
米 国	55	60
ソ 連	51	56

備考 1940年人口構成による Paul Vincent 氏の算定による。P. Vincent : Vieillesse de la population, retraites et immigration, "Population" N°2, 1946, pp. 213~244.

フランスでは、他のいずれの国に比較しても長く働かねばならないような年令構造をもっていることが理解される。また反対に、退職年令を等しいものとする、高年化度の高い国と低い国、高年化の時期とそうでない時期を比較すると、前者のばあいにおいては生産年令人口に対する負担分を増額するか、ないしは養老年金額を減少せしめなければ均衡が維持されないことになる。退職年金或は養老年金制度に対する高年化の影響の重大性が理解されるであろう。

4 高年化対策と社会保障

人口高年化に対する対策は、高年化の原因に対する根本的、積極的対策と高年化の結果に対処す

る臨床対策の二者に分けることができるであろう。

高年化の傾向が著しく、かつ生産年齢人口の減少が予測されるイギリスやすでに高度の高年化に到達しているフランスにおいては、老人稼働化の促進や退職年齢の引上げが切実な課題となつているが、これはいわば高年化の現状に対する後者の臨床対策に属するものといえよう。

他方において、これらの諸国においては同時に人口高年化の抑制、緩和ないしは人口若年化への本源的、積極的対策とみなされる出生力水準の恢復のための努力が強力に推進されている。たとえば、イギリスにおいては家族計画としての三児制の積極的な実現を企図しており、フランスにおいては出生力の向上を中核とする強力的な社会保障施策が長期にわたり実施されてきており、事実かなりの成果をあげつゝある。

すでにのべた如く、社会保障の本質は、社会経済機構から何らかの理由により脱落し、或は脱落の危険にあるものに対して生活を保障して極力現状の生活水準の維持を確保する点にある。いわば生活上の危機に対する現状救済、事後対策が主眼である。社会保険制度の如きにおいて将来の危険に対する予防対策の性格をもつていても、その本質はやはりその対象とする事故の発生自体を予防せんとするものではなく、その発生に際してその影響の回避や緩和を計るにあるのであつて根本的には事後対策にあるといわねばならない。

しかるに、このような社会保障制度の一部門として家族手当、子女手当の制度があるが、これは家族負担の過重による生活困難の緩和という現状対策がその主旨であるにもかかわらず、特にフランスにおいてはこのような現状対策の域を超えて将来の出生増加を促進せしめようとする積極的な意図が明確に示されている。社会保障の本質を超えた高度の政策への転換といわねばなるまい。現実にはフランスにおける出生水準の恢復はかなり著しく特に1943年以降においては着実な上昇を示し、今日なお20%に近い高水準を確保している³⁾。このような出生率水準の恢復の主たる要因が何であるかはにわかには断定しがたいとしても、フランス特有のきわめて高率の家族手当制度を中心とする強力的な社会保障制度の影響には否定しがたいものがあるであろう。(戦後における出生率の恢復は多くの国においてみられたが、今日なお維持されている高水準は戦争の影響のみによつて説明できない。たとえば Louis Henry, Maurice Duverger の見解)

社会保障制度における子女手当や家族手当の制度が上述のように高年化の根本原因に対する積極的な対策としての性格をもつていることはおおむね妥当肯定しうらと思われるが、さらに、医療組織を中心とする社会保障制度や公衆衛生活動等の社会保障施策と人口高年化との関係の考察を忘れてはならない。すなわち、健康保険制度の拡充や広汎な公衆衛生活動或はまた母子衛生や福祉の諸施策は、その社会集団の死亡率の動向に対してきわめて重大な影響をもつている。ということは、このような社会保障施策はその死亡効果を通じて高年化との関連が考えられてくるからである。しかし、死亡率と人口高年化との関係についてはすでにⅡにおいて詳細に検討を加えた如く、今日までの先進諸国にみられた如き死亡率低下の限度においては、人口の高年化に対しては少くとも直接的な影響力をもつていないのである。しかし、多少とも注意を要するのは、このような社会保障施策による死亡効果がどのような年齢層において実現されたかを区別してその影響を観察してみる必要があるということである。たとえば、死亡の改善がもつばら乳幼児において行われたのであるならば、出生の増加と同様に人口の高年化を阻止し、若年化をさえ促進せしめる効果をもつている。しかし、このような死亡の改善が主として高年齢層において行われるならばあきらかに高年化を促進せしめることになる。もつとも若年齢層の死亡の改善が十分に実現されて、この領域における改善の余地がほとんどなくなつて、高年齢層において改善が行われるようになることは、現実にはき

わめて困難であるのみならず、高年令層の死亡改善自体がその本性上よいでない。従つて、上述の如き社会保障活動は少くとも当分の間は若年令層の死亡改善に貢献するものとみなしてよい。しかし、その効果は、すでに死亡率の非常に低い先進諸国と尙かなり高水準を示している後進諸国とでは著しく異なってくる。死亡率の高い諸国での改善は、かつての先進諸国におけると同様に、若年令層特に乳幼児死亡の低下が促進せしめられることになるので、尙人口の高年化を示してみないこれらの後進国では高年化が阻止される傾向を示したであろう。ところがすでに著しい低死亡率水準の先進諸国での死亡改善は、全年令層にわたつて比較的均等に行われるか、ないしは老年医学の進歩にともなつて高年令層の死亡改善がより顕著に促進せしめられる可能性さえある。いずれにしても、これらの先進諸国での死亡改善は、人口高年化に対して無関係であるかないしはこの傾向を促進せしめる作用をもつものとみなしなければならない。従つて、社会保障の諸制度がはるかに十分に整備されている先進諸国においてすでに顕著にみられる高年化は、社会保障によつてさらに促進せしめられる可能性があり、高年化の阻止はもつばら出生の面における対策いかににかかつているといわねばならない。

以上の如く、社会保障的活動はその内容がきわめて広範にわたつており、人口の高年化との関係においてもある施策は高年化を阻止し、若年化への傾向を促進せしめる効果をもつもの一前述の家族手当制度一もあれば、反つて高年化を強化するような効果をもつものもある。さらにまた、その効果は、高年化の度合を等しくしない諸国において異なるのみならず、社会保障自体の強弱によつても異なることはいうまでもない。たとえば、前述の如くフランスの出生率の著しい回復が家族手当の制度に負うところが多いとしても、他国にその比をみない高率の現行の如き家族手当でなかつたとしたばあい、その出生効果はきわめて疑わしいといわなければならないであろう⁴⁾。

なお、人口高年化に対する臨床対策については、退職年令の延長や労働配置転換等の問題として後に検討するであろう。

以上の如く人口の高年化と社会保障制度とは極めて密接不可分の関係にあるのであるが、これを社会保障費という国家経費の観点からみてみよう。近代社会、近代国家の特質は社会保障の必然的な拡大、強化にある。言葉をかえていえば福祉国家といわれる近代国家はすなわち社会保障国家であるといつても差支えないであろう。従つて社会保障費という国家の経費は必然的に膨張せざるをえないのであるが、更に人口の高年化は、一面において幼少年人口の減少による部分的な負担の相殺は可能であるとしても、老人扶養負担の増加を通じて社会保障費の迫増を必至とする。

しかも他面において前述の如く高年化の緩和ないしは阻止を目的として社会保障政策を推進せしめるばあい、これが負担は激増せざるをえないこととなるであろう。フランスの事例はこの点を十分に示している。フランスの場合においてかなりの効果をあげているとしても、決して短期政策の結果とは考えられないのであつて、長期にわたる出生増加のためのあらゆる施策が今日の社会保障として強化結集せしめられたものと考えねばならないであろう。従つてこのような内容と目的を具体化した社会保障の経費はきわめて巨額のものとなるのであつて、その国の経済力と重大な関係をもつてくることを忘れてはならない。

註 1) 戦前における Comité d'organisation de l'industrie de la machine-outil の調査によると50万の機械の平均年令は50年以上、27万は20年以上、わずかに最も新しい機械約2万が12年であつた。(J. Daric, 前掲書p. 32)

2) 一般に所得余剰の割合ないしは貯蓄率は、人口の年令構成いかにによつて影響を受けることを見逃してはならない。生産年令人口の割合の多いいわゆる若い人口では、老人人口の割合の高い高年化人口と比較すると総貯蓄率は高い。もつとも高年化人口においても1人当り所得が上昇的であれば貯蓄率も上

昇する。しかし、他方において同一人口集団について考えたばあい、高年化によつて労働力人口が高年化してくると貯蓄性向は反つて増加する可能性がある。というのは、一般に若い年齢層よりも高年齢の労働力人口の貯蓄率が高いからである。フランスのばあいにはこのような有利な条件とさらに子女負担減少による貯蓄性向の上昇の可能性の条件は、高年化の促進による退職老人層の増加と一般消費水準の上昇によつて、解消されてしまい、資本蓄積投資の機会を喪失したものと考えられる。貯蓄と人口ならびに年齢構成の関係については、James S. Duesenberry: *Income, saving and theory of Consumer behavior*, 1949. chap. 3. 4 参照。

- 2) 人口高年化における社会的負担の増減の問題については、「I Gerontology の社会経済的基礎」を参照されたし。
- 3) フランスの低出生率は世界的に有名であるが、特に今世紀30年代後半から40年前半にかけては14%前後に低下して自然増加率はマイナスとなつていた。ところが1943年頃から次第に上昇しはじめ、1946年には20%を突破し、今日なお19%前後の高水準の出生率を維持している。1935年以降における出生率、死亡率及び自然増加率を示すと次表の如くである。

第25表 フランスにおける人口動態率の推移

年次	出生率	死亡率	自然増加率	年次	出生率	死亡率	自然増加率
1935	15.5	15.9	(-) 0.4	1945	16.5	16.4	(+) 0.1
1936	15.3	15.6	(-) 0.3	1946	21.4	13.4	(+) 8.0
1937	15.0	15.3	(-) 0.3	1947	21.3	13.1	(+) 8.2
1938	14.9	15.8	(-) 0.9	1948	21.0	12.4	(+) 8.6
1939	14.8	15.6	(-) 0.8	1949	20.9	13.7	(+) 7.2
1940	14.0	19.1	(-) 5.1	1950	20.5	12.6	(+) 7.9
1941	13.4	17.4	(-) 4.0	1951	19.5	13.3	(+) 6.2
1942	14.8	17.0	(-) 2.2	1952	19.2	12.3	(+) 6.9
1943	15.9	16.4	(-) 0.5	1953	18.7	12.9	(+) 5.8
1944	16.4	19.4	(-) 3.0				

備考 1953年は暫定値である。

欧州において今日なお20%前後の出生率水準を維持しているのは、スペイン、オランダ、ポルトガル、ノールウェー等の1部諸国であつて、イギリス、ドイツ、イタリア、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、スイス、オーストリアの諸国では15%前後の低死亡率を示している。後者のグループに属すべきフランスが、今日においてなお20%に近い水準を示していることは特に注意すべきである。

- 4) フランスの社会保障制度における家族手当制はかなり複雑であるが、種々の名目の下に出生促進と子女負担の軽減を十分可能ならしめるような高率の手当が支給されている。家族手当としては、出産手当、子女手当（いわゆる家族手当に相当する）、単一賃銀手当の3種類がある。出産手当は、出生にさいして支給される一時金であつて、第1回の出生には基準賃銀（これは地域によつて異なる）の3倍、2回目以降の出生には基準賃銀の2倍が支給される。子女手当は第2子から支給されるのであつて、子女2人のばあいには基準賃銀の22%、3人のばあいは55%、それ以上は1人について33%が支給される。以上の手当の外に、賃銀を唯一の収入源とする家族に対しては単一賃銀手当が支給される。子女1人のばあいは基準賃銀の10%、2人のばあいは40%、3人あるいはそれ以上のばあいは50%が支給される。この単一賃銀手当は子女手当と併給されるものであるから、子女3人の労働者世帯で、家族手当は基準賃銀の105%となるわけである。

V 労働力人口の高年化

1 労働力人口高年化の概念

人口の高年化現象について一般に論議されるばあい、一定の年齢以上のいわゆる老人人口のみに注目されがちであるが、これは aging の本質を忘れたものである。年齢の前進をもつて aging と解さねばならない aging の現象の中で特に考慮を必要とするものは、全人口の中で生産を担当している労働力人口の高年化現象である。いわゆる老人人口比率が高まる前段階の現象として注目すべきであるのみならず、経済生産力に及ぼす影響が予想されるだけに重要な問題であるといわねばならない。

このばあいにおいても、労働力人口の母胎である総人口自体が現在世界でもつとも高い高年化率

(1953年で60歳以上人口比率16.1%，65歳以上人口比率11.4%)を示しているフランスを事例として検討を加えることがもつとも適当であろう。日本その他の国については適宜そのばあいの必要に応じて考察を加えるにとどめておこう。

註 フランスの統計的數字についてはいずれも J. Daric 氏の Vieillessement de la population de vie active, 1948. による。

ここでまず必要な概念についてのべておこう。総人口の中でなんらかの職業的活動に参加している人口の割合を、労働力率、労働力人口率或は労働力化率と呼ぶ。この労働力人口の概念の中には、職業に従事していないが、従事することを望んでいる失業者がふくまれる。これは極めて一般的な概念であつて、総人口についてもまた性別、年令別の部分人口についても使用することができる。労働力人口率についても、同様に、職業活動に従事するもの全体についても、またその中の部分職業集団についても算定することができる。たとえば、40歳から49歳までの男子の工業活動に従事する労働力人口率が37%であるというばあいには、40歳ないし49歳の男子総人口を100人とする、そのうち工業部門で職業活動に従事するものが37人であることを意味する。

また、労働力人口の高年化については年令構造の概念が利用せられる。年令構造の観点から労働力人口の高年化を観察するのであるが、これの意義については特に説明を要しないであろう。

本章においては次の3部分に分けて問題を考察してみよう。

第1に総人口を年令群別にそれぞれの労働力人口率の時期的変化を考察する。ついで、高年令群(50歳以上)について、産業部門別にまた職業上の地位別に労働力人口率の推移を観察する。

第2に、年令構造の変化によつて労働力人口の高年化を研究する。このばあい、全職業人口ならびに若干の特徴的な職業活動人口についてその変化を検討する。

第3に、60歳以上の労働力人口の諸特質をあきらかにする。

以上の考察を行うに当つてフランスにおいて利用しうる數字は、1906年、1926年、1931年、1936年の4回の census である。年令群別の労働力人口の統計は1896年の census から行われているが、1896年および1901年の census においては、工員(ouvriers)と職員(employés)の区別が行われていない。また1911年の數字は、1906年やそれ以降の census と比較しがたい点があるので、除外する方が安全である。さらに、1921年は第1次大戦の影響が極めて著しいため、この census も使用しない方が適切である。

2 年令別・産業別・職業上の地位別労働力人口率の推移

(1) 年令群別労働力人口率

総人口についての年令群別、性別の労働力人口率は次表の如くである。

第26表 年令群別、性別労働力人口率

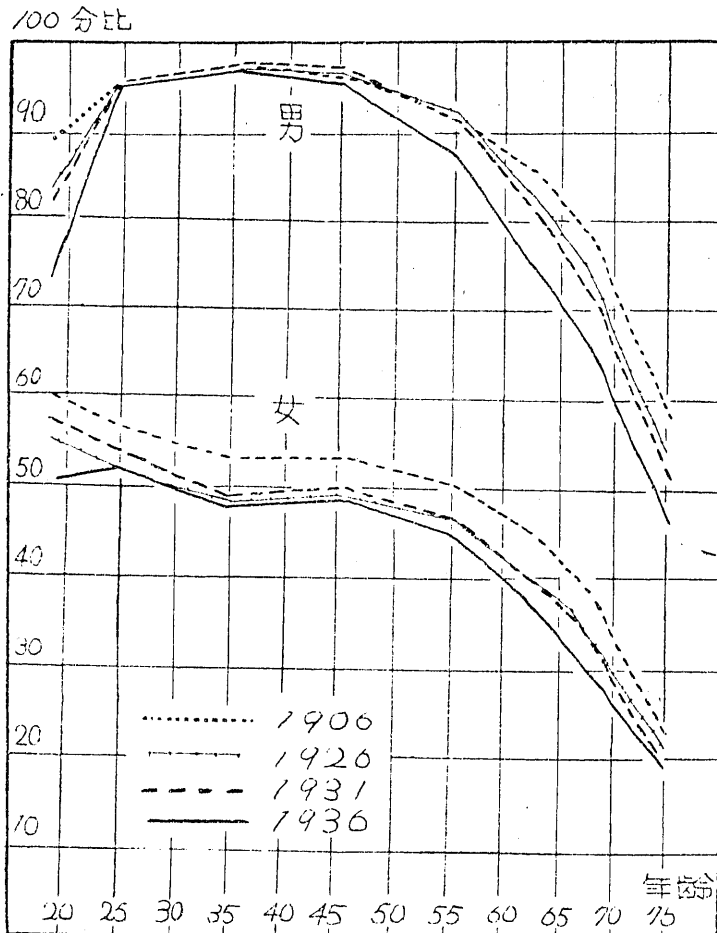
年令群別	男				年令群別	女			
	1906	1926	1931	1936		1906	1926	1931	1936
15~19	*88.7	83.1	82.4	72.4	15~19	*60.9	56.0	58.2	50.8
20~29	95.3	95.8	96.3	95.3	20~29	56.6	52.1	54.0	52.2
30~39	96.8	96.8	97.4	97.1	30~39	53.1	48.2	48.9	47.8
40~49	91.1	96.2	96.4	95.2	40~49	53.3	49.2	49.7	48.1
50~59	91.8	91.9	91.3	87.2	50~59	50.4	46.4	46.5	44.4
60~64	85.1	82.4	80.8	74.0	60~64	44.4	39.9	38.9	36.4
65~69	78.0	73.8	71.8	65.4	65~69	37.8	33.3	32.1	29.1
70以上	57.3	53.1	50.3	45.2	70以上	21.7	19.6	18.2	17.7

農耕に従事する妻は1906年の census 以来女子労働力人口にふくまれている。

* 1906年のみは18~19歳についての數字を示したもの。

上掲表の数字の変化をより理解しやすくするために、男女別、年齢群別の労働力人口率曲線を作製すると次図の如くなる。横軸に年齢をとり、縦軸に年齢に対応する労働力人口率を示したものである。

第2図 男女別年齢群別労働人口比率の推移



ここでは15歳未満が際外されているが、それは比較の意味がないからである。各 census において平均労働開始年齢を決定することができないから、0-14歳群について意味ある計算はおこないがたい。しかし、一般的にいいうことは、1906年から1936年までの間に、義務教育年限の延長が行われ、そのために、15歳未満の労働力人口率は著しく低下してきたということであろう。

左図によつてまず第1に観察されることは、男女によつて労働力率曲線が非常に異なっているということである。

女子の労働力率は、1936年を除いて15-19歳群において最高率を示し、ついで低下の傾向をたどつた後、40歳から50歳の間においてわずかながら上昇傾向をみせている。このような上昇は女子がこの年齢群に達してまた新規に労働に参加するという職業活動の周帰運動を表現しているものとみられる。50歳以上においては労働力率はあきらかに低下傾向を示している。

1906年から1936年までの時期的変化を全体的に観察してみると、20歳以上においてはどの年齢においてもほとんど比例的に低下の傾向をみせている。

男子の労働力率についてみると、25歳から50歳の間においては著しく安定している。いずれの年次をとつてみても、おおむね95%ないし97%であつて、年次的変化はきわめて少い。しかし、両極の年齢群においては、いずれの年次においても低率であるため丁度釘抜型の運動を示している。15歳から19歳の若い人口の労働力率は、1906年においては約90%の高率を示していたが、その後次第に低下して1936年には70%となつた。これは、単に15歳未満においてのみならず、15-19歳のものにも影響をもたらした教育年限の延長のあらわれとみられる。この傾向は女子についても同様に観察される。50歳以上においては、労働力率は急激に低下しており、かつ census の度毎に低下するというはげしい減退傾向を示している。これは、退職、隠退年齢がますます早くなるという一般的傾向をあらわしたものである。具体的な数字で示してみよう。1936年の40歳以上人口が1906年の労働力率をもつていたとすると男子労働力人口は約45万多かつたことになる。

(ロ) 産業部門別にみた年齢群別労働力率

全職業についての労働力率以外に、さらに、産業部門別に労働力率を観察して見る必要がある。

産業部門別、たとえば農業、工業、商業、自由職業、公務、家事サービス等の部門によつて、その活動期間には著しい差異がみられ、停年、退職年齢が著しく変つてくる。

ここでは、すべての年齢についてその変化を明確に検討する必要はなく、ただ高年齢における労働力率について観察すればよく、また各 census 年次についてみる必要もないので、1936年のみをとつてみよう。なおまた考察の便宜上男子のみに限定しておこう。

そこで、1936年における50歳以上男子の産業大分類別労働力率を示してみよう。なお次表に示されたそれぞれの年齢群の労働力率は、それぞれの年齢群総人口の中での産業大分類別の労働力人口の比率を示したものである。

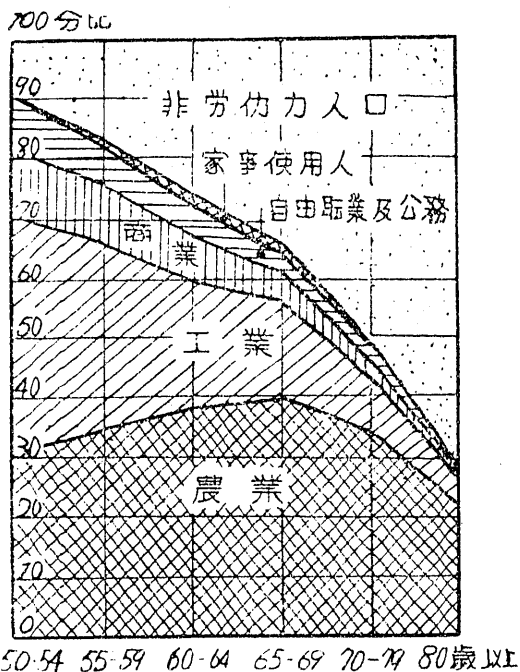
第27表 産業大分類別男子50歳以上労働力率

年齢別	全職業	農業	工業	商業	自由職業及び公務	家事サービス
50~54	91.0	29.5	39.4	12.6	8.7	0.8
55~59	83.3	34.0	30.5	11.0	6.8	1.0
60~64	74.1	37.3	20.2	8.5	5.1	3.0
65~69	65.5	38.3	16.4	6.0	3.9	0.9
70~79	49.0	33.2	9.2	3.2	2.8	0.6
90以上	27.8	21.2	3.5	1.2	1.6	0.3

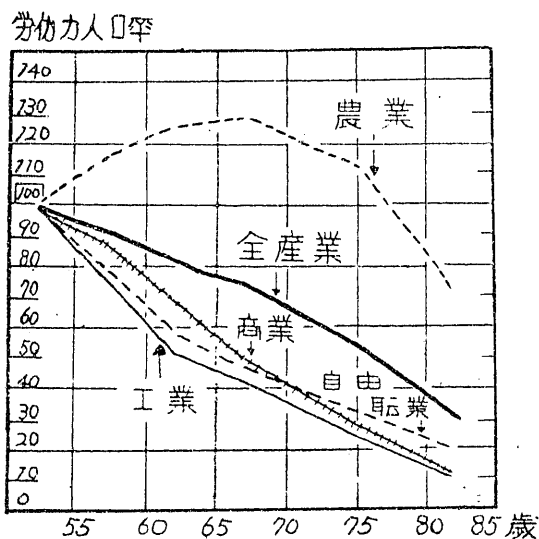
前表の数字を図示したものが第3図である。各年齢群別に総人口を100としたばあいの労働力人口の産業部門別分布が一見して理解できる。

しかし、50~54歳群の労働力率を100としてこれに対するその他の年齢群の労働力率を指数で産業部門別に、あらわすことによつて、労働力率の年齢的变化をより明瞭にあらわすことができる。第4図はこのような計算結果をあらわしたものである。

第3図 50歳以上男子労働力の年齢別労働力の産業別分布比率



第4図 50~54歳群労働力人口率を100とする男子労働力人口年齢群別比率 (1936年)



上掲図によつて次の諸点があきらかにされる。(イ)全職業についての労働力率は75歳頃まで直線的に低下している。(ロ)農業における労働力率は65~69歳群に達するまで増大しつづける。この年齢群においては50~54歳群におけるよりも30%も高い労働力率を示している。70~79歳群においてもなお50~54歳群の労働力率よりも高い。(ハ)家事サービスの実数は極めて少いが、同様な現象がより強くあらわれている。図示されていないが第27表の数字より推測できるであろう。(ニ)ところが、非農業部門の労働力率は、前項の家事サービスを除き年齢の上昇に従つて規則的に減少している。(ホ)商業活動と自由職業においては前半の年齢群と後半の年齢群とにおいて反対の動きを示している。商業活動の労働力率は前半においては自由職業よりも低下がかんまんであるが、後半においてよりはげしく低下している。(ヘ)労働力率の低下がもつともはげしいのは工業部門である。

上掲の産業部門別労働力率曲線は次の3箇の要因の影響をうける。

- (イ) 各産業部門の当初の年齢構造
- (ロ) 退職年齢
- (ハ) 産業部門間における移動

農業部門において50~65歳の労働力率が高いのは、50歳以下において農業人口の一部が非農業部門に吸収されていることと、活動年齢が非農業部門におけるよりも長いという。(ロ)(ハ)の2箇の要因によると考えられる。

(ウ) 職業上の地位別にみた年齢群別労働力率

産業部門別観察以外に、さらに職業上の地位別という社会的条件による観察も必要である。フランスの国勢調査結果の統計においては、事業場主、小企業家と独立労働者、職員、工員、失業者の5箇の範疇に分けられている。前2者は「独立」階級とみなすことができ、また後の3者は「雇用」階級と考えることができる。

1936年における年齢群別に男性のみの労働力率を示すと次表の通りである。

第28表 職業上の地位別労働力率

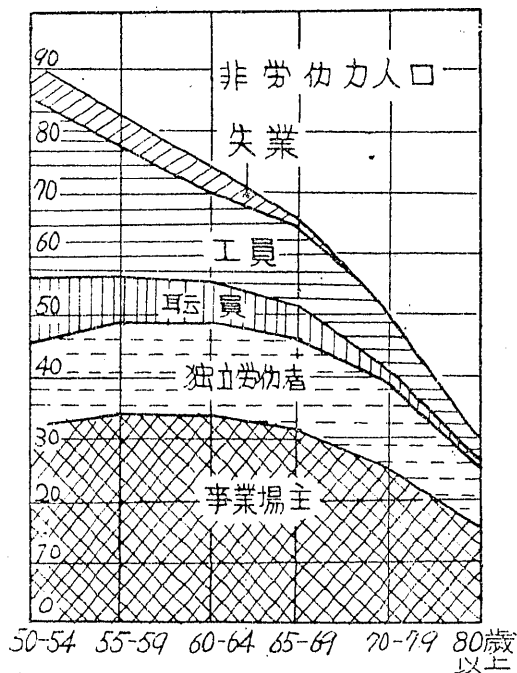
年齢群	全 体	独 立 階 級		雇 用 階 級			再 計 算	
		事業場主	小企業場と 独立労働者	職 員	工 員	失 業	独立階級	雇用階級
50~54	91.0	32.1	13.8	10.6	29.4	5.1	45.9	45.1
55~59	83.3	33.8	14.6	7.5	22.1	5.3	48.4	34.9
60~64	74.1	33.5	14.9	5.2	17.3	3.2	48.4	25.7
65~69	65.5	31.3	15.2	3.4	13.0	2.6	46.5	19.6
70~79	49.0	25.2	13.3	2.0	7.4	1.1	38.5	10.5
80以上	27.8	14.8	9.0	1.0	2.8	0.2	23.8	4.0

「独立」と「雇用」の2階級に再分類してみると、50~54歳ではほとんど半半に配分されているところがそれ以上の高い年齢群においては「独立」階級の方が常に高い比率を示している。

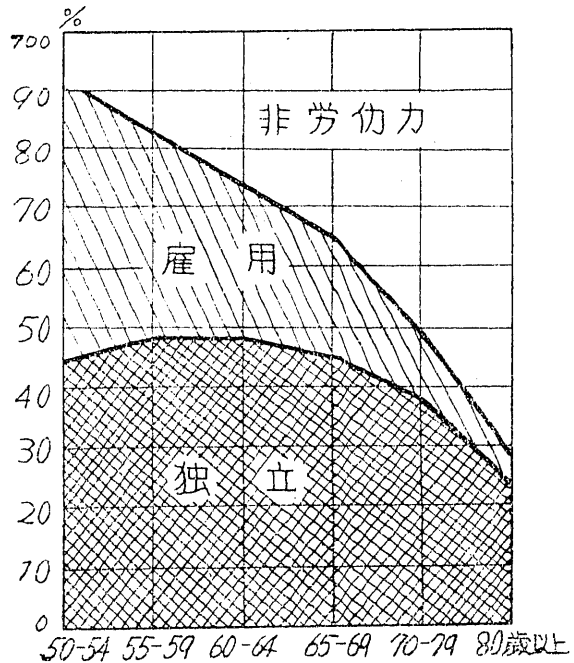
前表における各年齢群別に職業上の地位別分布を5箇範疇と「独立」「雇用」の2箇の範疇に分けて50歳以上全人口に対する百分比で図示すると次の如くなる。

「小企業家と独立労働者」の労働力率は、50~54歳から65~69歳にいたるまで規則正しく増加している(10%の増加率)。事業場主では60~64歳までだいたい増加の傾向を示し、それ以降明確に減退の傾向をみせている。「工員」及び「職員」の労働力率はいずれも規則的に低下の傾向を示している。一般的にいうと、「独立」階級では60~64歳まで増加の傾向を示し、それ以降低下しているのに

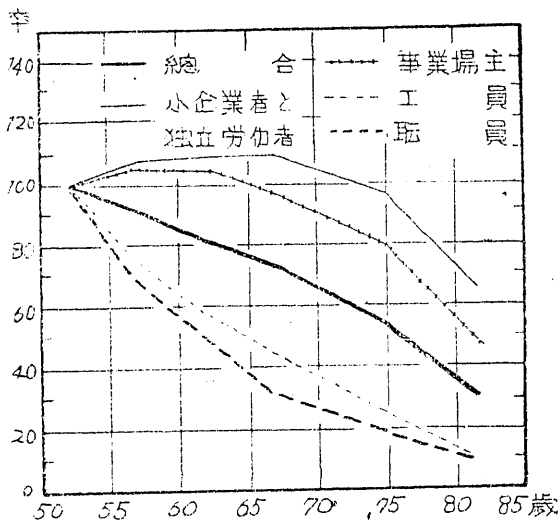
第5図 50歳以上男子人口の年齢群別労働力率の職業上の地位別分布



第6図 50歳以上男子年齢別労働力非労働別、職業上の地位別百分比



第7図 職業上の地位別男子50歳以上人口の労働力率 (50~54歳群の労働力率を100としたばあい)



対して、「雇用」階級では年齢の上昇に従つて例外なく低下し、かつその低下の度合ははげしい。

これらの労働力率曲線においても、前項においてのべた同様な要因の影響があらわれているすなわち、「雇用」階級から「独立」階級への移動と、「独立」階級における活動期間が「雇用」階級におけるよりも長いことの影響がみられる。

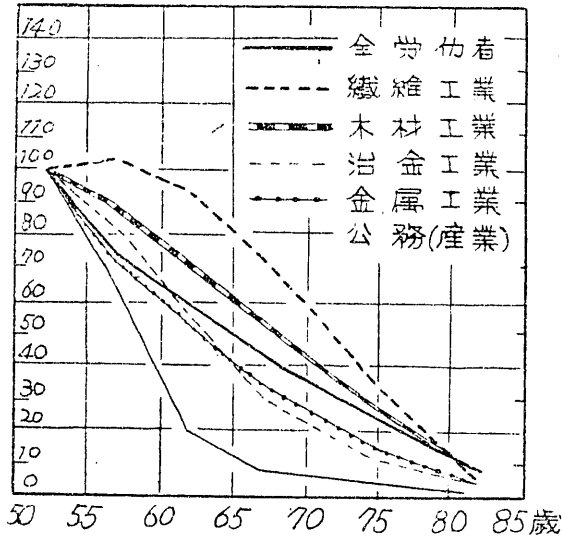
(1) 工業部門における労働力率の年齢的变化
前項までにおいて各産業部門あるいは職業上の地位別分類による労働力率の年齢的变化をみてきたのであるが、このほかにさらに個々の産業部門の内部について或は特定の職業上の地位別階級の内部について詳細に分析する必要もある。

たとえば工業部門内の個々の工業種別やあるいは、職業の地位別における「工員」の範疇の詳細な検討は、社会経済的に重要な意義をもっているであろう。

ここでは、工業部門内の特徴的な若干の工業労働者についてのみ考察してみよう。50~54歳群の労働力率を100として年齢別変化を示すと第8図の通りである。

工業の種類によつて、労働力率曲線にはかなり著しい差異がみられる。繊維工業においては、55~59歳まで増加を示している。また繊維工業と木材工業とはいづれも、労働者全体の労働力率曲線よりも高位にある。ところが金属、冶金、建築工業においては、年齢上昇にともなつて労働力率曲線

第8図 50~54歳男子年齢群労働力率を100とする工業労働者の年齢群別労働力率(1936年)



は急激に低下している。高年齢において労働力率が著しく低下する傾向をもっているのは、金属、冶金工業の如き若い工業においてであつて、繊維や木材工業の如き古い工業においては高年齢においても比較的高い労働力率をもっている。それぞれの産業、職業は労働力の構成からみてそれぞれの固有の特質をもっているといえる。各産業、職業別に人口の高齢化が考えられるのもこのような理由によるものである。

(イ) 労働力率の国際比較

各国における高年齢の労働力率については統計上不備であるため十分な比較は困難である。多少古いが1930—31年頃における若干の国の、男子65歳以上人口の労働力率を示しておこう。

第29表 主要国における65歳以上男子人口の労働力率

国名	労働力率	備考	国名	労働力率	備考
フランス	59.4	(1949—54.4)	イタリア	72.6	(1952—55.3)
豪州	57.0		日本	63.0	
ベルギー	45.3		ノールウェー	53.1	
カナダ	55.7		オランダ	42.6	
デンマーク	41.7		スエーデン	49.8	
米 国	58.3	(1950—41.4)	スイス	62.5	
イギリス	47.9	(1951—32.0)	チェッコ スロヴァキア	53.0	
西 独	26.8	(1950)			

本表については注意しなければならない点は、各国において農業が産業において占めている地位とその影響である。というのは、農業部門においては工業部門に比較して労働に従事する期間が長いからである。従つて農業人口比率の多少が、労働力率に及ぼす影響は大きい。イタリア、日本、フランス等の労働力率の高い重要な原因はこのような理由によるものと考えられる。しかし、農業活動がフランスよりも低位にあるスイスの労働力率の方がフランスよりも高くなつていることに注目しなければならない。その他問題となるような点をあげてみよう。

(イ) 人口が若くて老人人口比率のきわめて低い日本やイタリアよりも、高年齢の高いフランスの方が高年齢者労働力率が低くなつていること。

(ロ) 高年齢者の労働力率が低くなるべきあらゆる条件をもっている米国に対してフランスの労働力率はほとんど差がないこと。米国においては技術がが最高度に発達しており、農業人口も著しく少く、また人口の高齢化も比較的怪微である。このような条件は高年齢者層の労働力率を低下せしめるものであるにもかかわらず、フランスの労働力率よりもわずか1.1ポイントしか低くない。厳密な統計上の技術的比較可能性の問題を考える必要があるとしても、両国におけるこのような労働力率の近接については十分な検討と分析を必要とするであろう。

3 労働力人口高年化の測定

労働力人口の高年化は、40歳以上人口の全年令人口に対する割合をみることによつてあきらかとなる。40歳を基準としたのは、おおむね労働力人口の平均年令と考えられるからである。しかし、さらに、労働力人口の年令群別構造を観察する方法、すなわちそれぞれの年令群別の労働力人口の比例的配分を観察する方法があるが、この方法によるとより精密に労働力人口の高年化を測定することができる。前項の年令構造の年次的変化から労働力人口の高年化を測定するにあいに、産業別、職業上の地位別に労働力人口の年令別分布をみることによつて、労働力人口からみた産業、職業の高年化を観察することができる。

(イ) 40歳以上労働力人口比率の変化

まずフランスの事例について観察してみよう。次表は、(イ)男子全労働人口に対する40歳以上男子労働力人口の比率、(ロ)職業上の地位別、産業部門別に同じく男子労働力人口に対する40歳以上男子労働力人口比率を算出したものである。

まず、絶対値についてみると、40歳以上男子労働力人口比率は職業上の地位によつて著しい差異がみられる。「事業場主」や「小企業家と独立労働者」のような非雇用者において、この人口割合は非常に高く、「職員」や「工員」(労働者)のような雇用層においてはその割合はきわめて低い。

第30表 男子労働力人口における40歳以上男子労働力人口比率

	1906	1936	増	減
(1) 全労働力人口に対する割合	43.9	43.9		0
(2) 事業場主				
全体	69.6	66.4	-	3.2
農業	72.8	69.0	-	3.8
工業	62.3	59.6	-	2.7
商業	58.7	60.3	+	1.6
自由職業	62.8	65.5	+	2.7
(3) 小企業家と独立労働者				
全体	59.4	58.8	-	0.6
農業	62.3	63.5	+	1.2
工業	56.9	54.9	-	2.0
商業	59.3	58.3	-	1.0
自由職業	53.7	60.2	+	6.5
(4) 職員				
全体(軍人を除く)	32.3	38.8	+	6.0
工業	36.9	43.4	+	6.5
商業	21.9	29.8	+	7.9
自由職業(軍人を除く)	25.7	43.8	+	18.1
公務	50.4	48.6	-	1.8
(5) 工員(労働者)				
全体	27.6	30.9	+	3.3
農業	17.3	18.7	+	1.4
工業	27.6	33.4	+	5.8
商業	31.6	34.8	+	3.2
公務	56.7	49.4	-	7.3

第31表 男子労働力人口比率の低下傾向

年令群	1906	1926	1931	1936
50~56歳	91.8	91.9	91.3	87.2
60~64歳	85.1	82.4	80.8	74.0
65~69歳	78.0	73.8	71.8	65.4
70歳以上	57.3	53.1	50.3	45.2

1906年から1936年にかけての時期的変化についてみると、まず注目をひくのは全労働力人口に占める40歳以上男子労働力人口比率が全く変つていないことである。この兩年次の中間の1926年および1931年におけるこれらの比率もそれぞれ45.4と44.2で著しい開きはみられない。このような安定的な傾向は、高年化が職業活動停止または隠退年令の低下によつて相殺された結果であるとみられる。このことはたとえば男子の高年令における労働力人口比率がこの期間に前表のように低下していることによつて知ることができる。

第30表においてみたように労働力人口全体に占める40歳以上労働力人口の比率からみる限り、全く不変的な安定性を示しているようではあるが、その内部についてみると著しい変化がみられるのである。

自営労働の如き非雇用労働人口においては、それぞれの比率がこの期間に0.6ポイント、3.2ポイントの減少を示しているのに対して、雇用労働力人口においてはいずれもこの期間に3.3ポイント、6.0ポイントの増加であつて、全く反対の動きを示している。この雇用労働力人口の増加傾向は、職員階層（white color 層）において高く、またこの範疇内では自由職業がもつともはげしい増加を示している。もつともこの自由職業人口では実数は少い。工員（労働者）の範疇で注目すべきは、男子労働力人口のほとんど4分の1を占めている工業労働者の増加割合であつて、27.6から33.4と著しい増加を示している。第2は工員（労働者）全体としての割合がこの期間に27.6から30.9に増大していることである。第3は公務関係がこの期間に7.3ポイントも減少していることであるが、これは若い人口層の軍事徴用と退職年令の低下による老人の減少の結果である。

次に、生産の経済的見地からみてきわめて重要な位置を占めている工員（労働者）の範疇について主要業種別に算定された40歳以上男子労働力人口比率をみてみよう。

第32表 工員の業種別40歳以上男子労働力人口比率

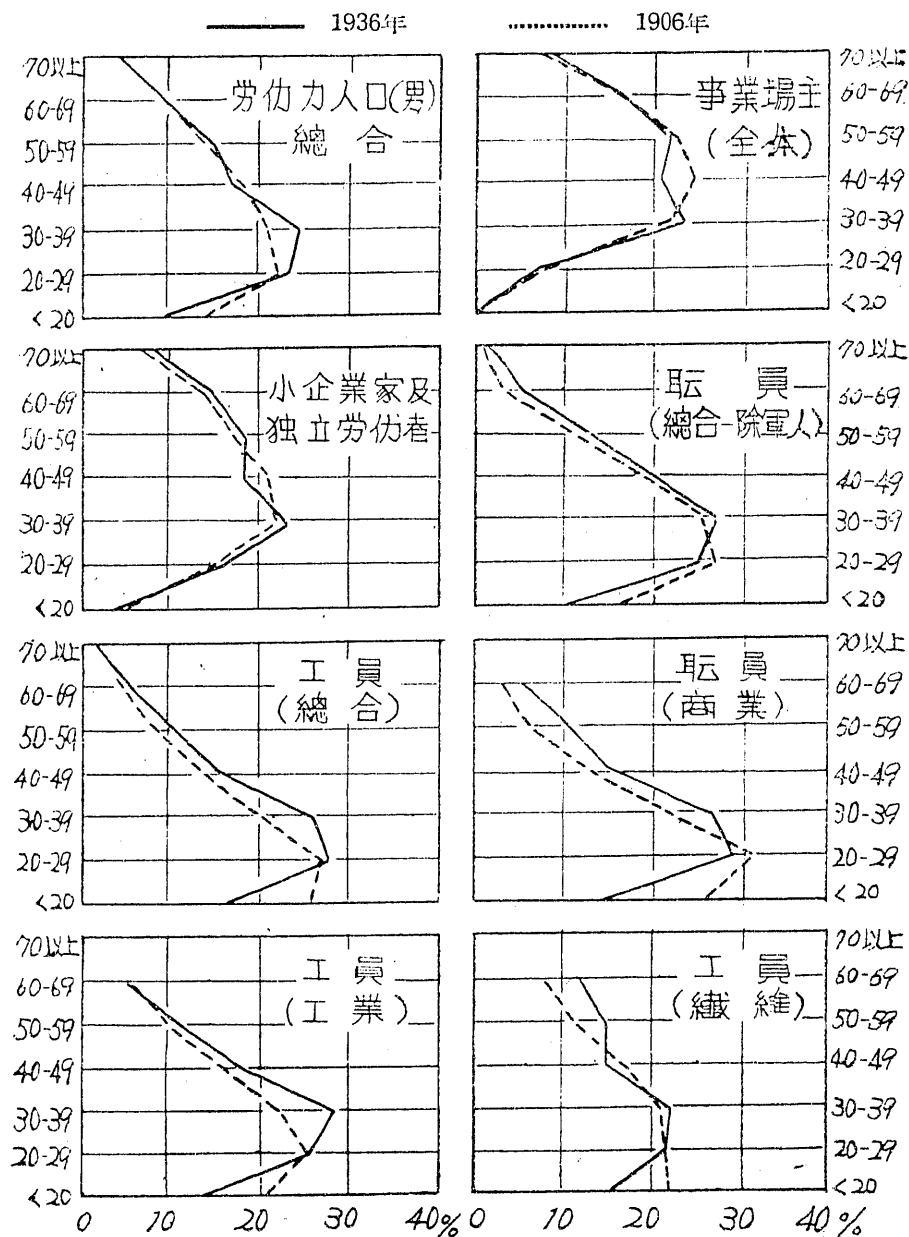
	1906	1936	増	減
工 員（全範疇をふくむ）	27.6	33.4	+	5.8
鋳 山	28.5	32.6	+	4.1
製粉、バター、砂糖、アルコール	33.3	34.3	+	1.0
化 学 工 業	40.0	39.3	-	0.7
ゴ ム、紙、カ ー ト ン	34.2	36.5	+	2.3
印 刷 工 業	21.6	28.7	+	7.1
織 雑 工 業	35.3	41.1	+	5.8
皮 革 工 業	29.1	31.1	+	2.0
製材、木工、指物細工	29.1	28.8	-	0.3
車 輛 製 造、唐 木 細 工	26.3	29.5	+	3.2
治 金 工 業	32.0	39.7	+	7.7
鍛 鉄、刃 物、針 金	26.3	31.3	+	5.0
一 般 金 属 工 業	26.9	28.7	+	1.8
土 木、建 築 業	34.8	28.0	-	6.8
陸 上 運 輸 業	40.6	31.3	-	9.5
鉄 道 運 送	39.9	45.7	+	5.8
公 務	56.7	49.4	-	7.3

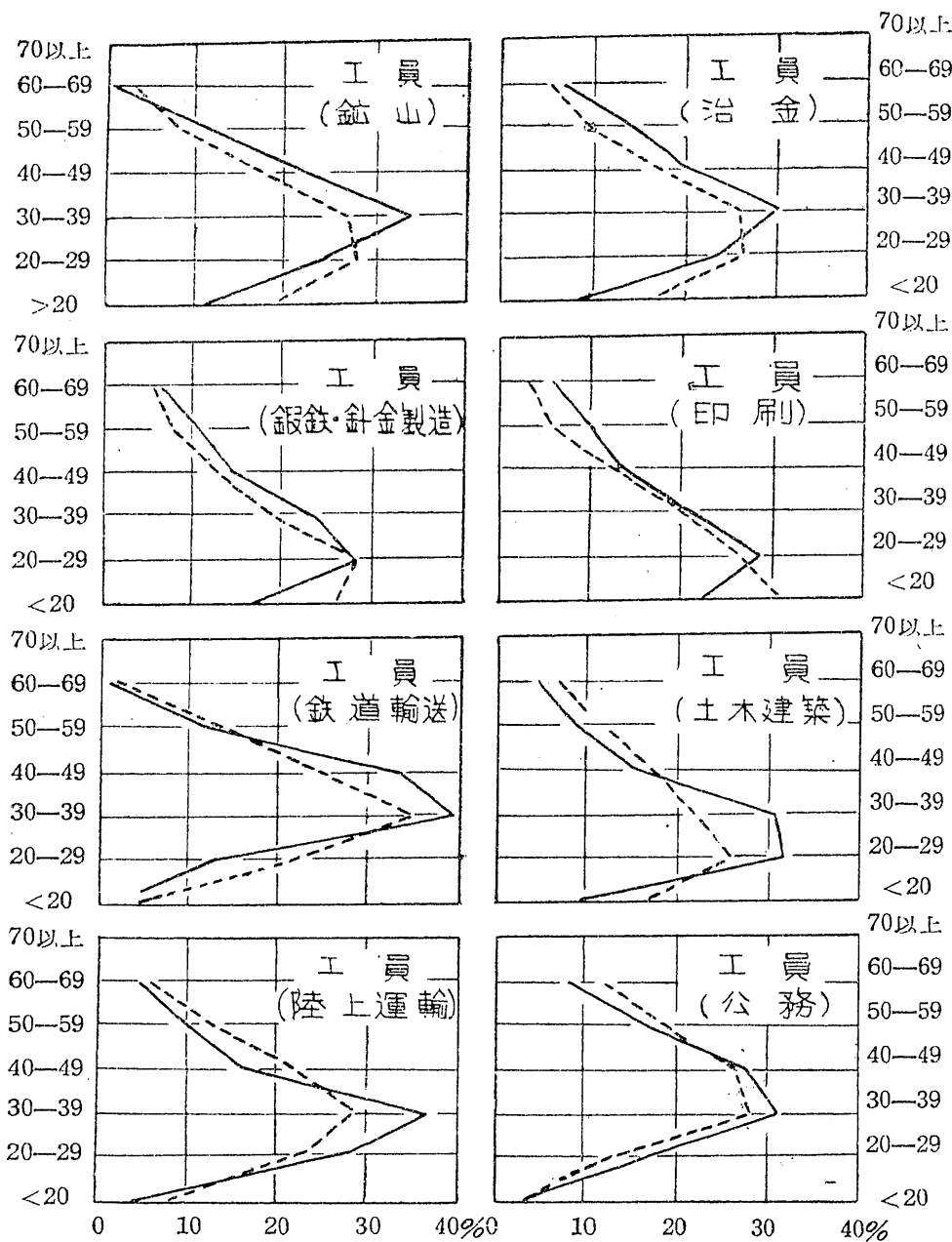
上掲各工業部門における40歳以上労働者の割合は、陸上運輸、建築業、化学工業を除くとほとんどすべての工業において増加している。増加指数の大きいものは、冶金工業(7.7)、印刷工業(7.1) 繊維工業(5.8)、鉄道輸送(5.8)、鍛鉄関係(5.0)、鉱山(4.1) 等である。鉱山、冶金工業、鍛鉄のようなはげしい肉体労働を要する工業部門において特に著しい増加を示しているということは、注目を要する。この部門の増加は、公務関係労働者の著しい低下と対照的である。同じく賃銀労働者の範疇にあつても退職年齢が非常に異なっている結果の影響がここにあらわれており、またそれは作業の激烈度と逆の方向に動いていることが示されている。

(四) 年齢構造変化の観察

総労働力人口の年齢別の比例的配分を示す年齢構造の変化を算定することによつて、高年化の内容をより一層精密に測定することができる。

第9図 男子労働力人口年齢構成の推移 (1906年と1936年)





そこで、前掲2表に示された各範疇の中で実数の大きいものと、この期間における変化の著しいものについて、年齢群別構造曲線を示すと第9図の通りである。

男子労働力人口全体の中で、20歳未満人口の比率は1906年から1936年までに、教育年限の延長のために減少しているが、この減少は20～29歳群及び30～39歳群の比率の増加によつて相殺されている。従つて全体としてみると高年化の傾向は明確に表現されるに至っていない。しかし、その構成部分の検討を行うとそうでないことがあきらかとなる。

職業上の地位別の各範疇についての構造曲線を観察してみよう。事業場主、小企業家と独立労働者、職員、工員の4箇の範疇のいずれもそれぞれ特殊な動きを示していることがわかる。独立階級としての「非雇用者」の範疇はいずれも異なつた構造をもつてはいるが、それにもかかわらず、同一系統に属する傾向を示している。つまり両者とも高年化は比較的少くあらわれている。ところが「雇用者」の範疇の曲線はあきらかに前者の範疇とは異なつており、「職員」と「工員」の間では著しい

差異を示している。しかし、またこの2箇の範疇においても仔細に観察してみると共通の性格をもつていことがわかる。すなわち教育年限の延長にもとずいて20歳未満群の比率がいずれの範疇においても1936年において減少している。しかし、この減少は「工員」の範疇において特に強くあらわれている。

「職員」群年令構造の著しい特徴は、教育年限の延長の影響以外に高年化をきわめてはつきりとあらわしていることである。1936年における30～39歳以上の年令群の労働力率はすべて1906年よりも高くなつてい。この現象は、この範疇に属する商業部門においてもつと明瞭にあらわれている。商業部門においては平均年令が1906年の31歳から1936年の34歳と高くなつてい。

このような高年化の傾向は、「工員」群の年令構造についてもみられる。しかしこの群の高年化は「職員」群におけるよりも全般に低い年令から始まつてい。1906年の平均年令は32歳であつたが、1936年には35歳となつてい。

しかし、さらに若干の個々の工業部門の労働力人口の年令別構造を検討することによつて、きわめて重要な変化をみいだすことができる。たとえば、冶金工業や鋳山の労働者の年令構造曲線を観察してみると、曲線が高年令に向つて移動するというきわめて明瞭な高年化傾向を示している。また繊維工業や印刷工業においては、50歳以上高令労働者の絶対数の増加による強い高年化の傾向がみられる。鉄道輸送部門における労働者においても、1936年の退職年令が1906年よりも低下したにもかかわらず、高年化の傾向をみせてい。年令構造の変化を特徴づけていものは、特に30～39歳および40～46歳群の割合の増加である。

しかし、1906年から1936年の間においてすべての工業の労働力人口が高年化を示したわけではない。これは、特に建築工業部門にみられる。この部門の特徴は、20～39歳の人口の著しい増加と40～49歳以上の高年令に属する人口割合が高くないということである。運輸業のばあいも同様である。このばあいの年令構造も、建築工業のばあいに似たような変化をうけたのである。いずれのばあいにおいても、労働力人口の若返りがみられるのであつて、ただその理由が異なつていにすぎない。建築工業のばあいは、特に、外国人労働者の流入の増加が若返りの原因であつたのに対して、陸上運輸業のばあいの若返りは根本的な技術的進歩にもとずいてい。

注 土木建築等における外国人労働者の割合は1906年に11.0%であつたのが、1936年には19.2%に激増してい。

自動車輸送業の如き新しい産業においては旧来の輸送形態である馬車輸送業を圧倒して、若い労働者を自己の産業に吸収していくのがみられるが、このようにして新しい産業において労働力の若返りの傾向が一般にみられるのである。公共部門における行政業務や商工業的サービスの労働力人口にも若返りがみられるのであつて、これは一部の基礎産業における労働力の高年化と対照的である。

しかし、活動停止の平均年令が低下してきたにもかかわらず（この点後述）、いぜんとして普遍的現象を示しているのは、高年化の傾向である。それは、(イ)人口の一般的高年化、(ロ)教育年限の延長(ハ)ある種の職業に特有な高年化—たとえばその職業における青年吸引の魅力の喪失—等によつてひきおこされる。この最後の点について炭坑労働の如きはきわめて典型的である。また冶金とか鍛鉄関係の工業も同様である。国民経済に占めるこれらの産業の基本的地位を考えると、このような高年化の事実の重要性が理解されるのである。

注 フランスの炭坑における労働力人口において外人労働者の移入がなかつたならば、はるかはげしい、高年化が行われたであろうと考えられる。炭坑の外人労働者の割合は1906年にわずか6.4%にすぎなかつたが、1936年には34.2%と激増していことからように推測しうるのである。

4 60歳以上労働力人口労働力

労働力人口の高年化については、40歳を基準の境界年令として選ぶことが適当であるが、さらに労働期間の延長の研究を行うにあたってはやはり60歳が基礎年令として好都合であろう。実際問題としても、老人といわれる人口の算定に当つては60歳が使用されることが多い。また、労働停止の平均年令もだいたい60歳におかれている。通常、完全な活動能力が減退期に入るとみなされている限度年令も60歳頃である。職業活動において停年退職制度が制定されているばあいには、おおむね60歳前後のばあいが多い。今世紀の始め以来、60歳以上のすべての年令において労働力人口率は減少しつづけてきているが、すでに上述してきた如く、60歳以上人口が職業活動に占めている地位は無視することのできないものがある。

そこで、60歳以上男子の労働力人口の主要な特質について1906年以降における変化を観察してみよう。このばあいも特にフランスの事例をとる。

(イ) 60歳以上男子労働力人口の主要特質

60歳以上の男子労働力人口の主要な統計的指標を示すと次の通りである。

第33表 60歳以上男子人口の諸指標 (単位1,000)

	1906	1926	1931	1936
総人口 (男子全年令合計)	19,100	19,310	19,912	19,797
60歳以上男子総人口	2,254	2,460	2,535	2,642
労働力総人口男子 (全年令)	13,027	13,556	13,711	12,940
60歳以上男子労働力人口	1,642	1,706	1,700	1,606
60歳以上男子労働力人口率	72.9	69.4	67.0	60.8
60歳以上男子人口の対男子総人口比率	11.8%	12.7%	12.7%	13.3%
60歳以上男子労働力人口の対男子総労働力人口比率	12.6%	12.6%	12.4%	12.4%

備考 前掲, J. Daric による。

上表によつてあきらかにされている如く、60歳以上男子の労働力人口比率は1906年以降確実に減少してきている。すなわち1906年には72.9であつたのが、その後漸減して1936年には60.8と低下している。このことは、いかえると、この30年間に60歳以上男子100人について働かない老人がさらに12人増加したということである。

このように、60歳以上男子の労働力人口率が著しい低下を示したにもかかわらず、男子労働力人口に占める60歳以上男子労働力人口の割合は、この30年間にほとんど constant である。換言するならば、この期間における教育年限の延長や労働力人口全体の高年化を阻止する有力な作用をもつている労働停止の早期化が行われたのであるが、結局において総人口の高年化の昂進によつて労働力人口に占める60歳以上労働力人口比率水準は constant に維持されてきたのである(男子総人口に占める60歳以上男子人口の割合は、1906年の11.8%から1936年には13.3%に増加している)。

(ロ) 男子60歳以上労働力人口の産業別分布

次表は男子60歳以上の労働力人口の産業別分布の絶対数と100分比を示してものである。

第 34 表 男子 60 歳以上労働力人口産業別分布

	実 数				百 分 比			
	1909	1926	1931	1936	1906	1926	1931	1936
農 業	1,037	990	951	930	63.2	58.0	55.9	57.9
工 業	409	463	477	406	24.9	27.2	28.1	25.3
商 業	104	130	144	151	6.3	7.6	8.5	9.4
自由職業, 公務	75	104	108	101	4.5	6.1	6.3	6.3
家事, サービス	17	19	20	18	1.1	1.1	1.2	1.1
合 計	1,642	1,706	1,700	1,606	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 前掲 J. Daric による。

次に、60歳以上男子総人口を100として産業別ならびに非労働力の割合を示すと次表の如くである。

	1906	1926	1931	1936
農 業	46.0	40.3	37.5	35.1
工 業	18.1	18.8	18.8	15.3
商 業	4.6	5.3	5.7	5.7
自由職業, 公務	3.3	4.2	4.2	3.8
家事, サービス	0.9	0.8	0.8	0.9
(労働力)	72.9	69.4	67.0	60.8
(非労働力)	27.1	30.6	33.0	39.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 前掲 J. Daric による。

上掲 2 表の数字を検討することによつて、
次のような若干の事実があきらかとなる。

- (イ) 男子60歳以上の労働力人口率の変化がもつともはげしかつたのは、特に農業においてである。1906年から1936年までの間における率は終始低下の趨勢を示しこの期間に約24%も減少している。
- (ロ) 工業部門においては、1906年から1931年まで多少とも増加をみせてはいるが、1936年にはあきらかに低下し、1906年よりも低くなつた。

(ハ) 商業における労働力人口率は規則的に増加してきている。

(ニ) 自由職業と公務においては、1906年から1926年まで増加してきているが、1936年には再び減少している。

(ホ) 60歳以上人口の労働力人口率は、1906年から1936年の間に一般に低下しており、そのばあい特に農業部分においてははげしい。これは農業においてそれほど老人になるまで働かなくなつたということではなくて、経済構造の発展による農業部門の縮少といういわば古典的な現象であるということである。非農業部門においても、1906年から1936年の間に26.9から25.7に低下している。しかし、これは特に工業活動における労働力人口率の減少と、多少とも自由職業と公務員の労働力人口率が減少したことによるものである。

(ヘ) 60歳以上男子の労働力人口を農業、非農業に分けてみると、1906年には、農業63に対して非農業37がであつたのに対して、1936年には農業が58に減少し、非農業において42と増加している。

(ハ) 60歳以上男子労働力人口の職業上の「地位」別分布

男子60歳以上労働力人口の職業上の地位別分布の実数ならびに100分比と60歳以上総労働力人口の職業上の地位別分布の100分比を示すと次の2表の如くなる。

第35表 60歳以上男子労働力人口の職業上の「地位」別分布

	実 数				百 分 比			
	1906	1926	1931	1936	1906	1926	1931	1936
A 分 類								
事業場主	803	773	767	768	48.8	45.4	45.1	47.8
小企業家と独立労働者	470	383	356	372	28.7	22.4	21.0	23.2
俸給生活者	44	95	102	92	2.7	5.6	6.0	5.7
農業労働者	98	109	106	89	6.0	6.4	6.2	5.5
非農業労働者	193	304	313	210	11.7	17.8	18.4	13.1
家事使用人	17	19	20	18	1.1	1.1	1.2	1.1
失業者	17	23	36	57	1.0	1.3	2.1	3.6
B、分 類								
独立	1,273	1,156	1,123	1,140	77.5	67.8	66.1	71.0
雇 用	369	550	577	466	22.5	32.2	33.9	29.0
合 計	1,642	1,706	1,700	1,606	100.0	100.0	100.0	100.0

第36表 60歳以上総人口の職業上の状態別分布百分比

	1906	1926	1931	1936
A 分 類				
事業場主	35.6	31.4	30.2	29.1
小企業家と独立労働者	20.9	15.6	14.1	13.9
俸給生活者	1.9	3.9	4.0	3.4
農業労働者	4.3	4.4	4.2	3.4
非農業労働者	8.6	12.4	12.3	8.0
家事使用人	0.9	0.8	0.8	0.9
失業者	0.7	0.9	1.4	2.1
B 分 類				
独立	56.5	47.0	44.3	43.0
雇 用	16.4	22.4	22.7	17.8
「非労働力」	27.1	30.6	33.0	39.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 いずれも J. Daric による。

以上の2表の検討からえられる若干の結論は次の如きものである。

- (イ) まず第1にあきらかにされる事実は、「事業場主」と「小企業家と独立労働者」の範疇における労働人口率が1906年から1936年まで絶えず減少してきていることである。これらの範疇のものを一括して「独立」階級と考えるならば、総労働力人口100人のうちこの範疇に属するものは1906年に57人であつたのが1936年には43人に減少している。
- (ロ) 「俸給賃銀」階級の労働力人口率は、1931年まではあきらかに増加してきているが、1936年には減少してきている。しかし1906年よりも高い水準にとどまっている。

(ハ) 1931年から1936年の間に労働力人口率が低下しているのは、もつぱら俸給賃銀階級においてである。しかもこの階級の中で特にはげしい減少を示しているのは「非農業労働者」であつてこれは経済恐慌の反映であることはいうまでもない。

(ニ) 60歳以上男子総労働力人口の中で支配的な地位を占めているのは、「独立」階級である。1936年において全体を100とするとこの階級が43人を占めているのに対して、「俸給賃銀」階級は18人を占めるにすぎない。後者のうち非農業労働者はわずかに8人にすぎない。

この点はフランスの産業構造の特殊性と弱体性を示す有力な指標であると考えられる。

(ホ) 60歳以上男子労働力人口の男子総労働力人口に占める割合

60歳以上男子労働力人口が男子総労働力人口に占める割合は、1906年から1936年の間にあまり変化していないことはすでにのべた通りである。しかし、この割合を職業上の地位別ならびに産業部門別に観察してみると著しい差異がみられる。1906年と1936年とについてその数字を示すと次表の通りである。

第37表 男子労働力人口における60歳以上男子労働力人口率

		1906	1936	増	減
(男子60歳以上労働力人口の総労働力人口に対する)					
		12.6	12.4	-	0.2
(事業場主)					
全	体	22.9	23.9	+	1.0
農	業	26.7	23.8	+	2.1
工	業	13.6	12.5	-	1.1
商	業	11.5	12.1	+	0.6
自	由 職 業	14.0	16.5	+	2.5
(小企業家と独立労働者)					
全	体	21.3	22.4	+	1.1
農	業	26.7	33.6	+	6.9
工	業	17.9	17.0	-	0.9
商	業	15.5	14.7	-	0.8
自	由 職 業	13.6	18.6	+	5.0
(職員)					
全	体 (軍人を除く)	3.9	6.3	+	2.4
工	業	3.2	5.0	+	1.8
商	業	2.8	5.2	+	2.4
自	由 職 業 (軍人を除く)	5.7	15.8	+	10.1
公	務	5.5	5.2	-	0.3
(工員——労働者)					
全	体	5.7	5.8	+	0.1
農	業	4.9	6.2	+	1.3
工	業	5.4	4.9	-	0.5
商	業	5.1	7.4	+	2.3
公	務	11.8	8.0	-	3.8

次表は「工員」のみの範疇について主要工業別に60歳以上男子労働力人口率を算出したものである。

第38表 「工員」における60歳以上男子労働力人口率

		1906	1936	第	表
勞 働 者 全 体		5.4	4.9	-	0.5
鉱 業		2.7	0.9	-	1.8
製粉, バター, 砂糖, アルコール		5.5	7.7	+	2.2

化学工業	6.5	6.1	-	0.4
ゴム、紙	6.2	7.1	+	0.9
印刷工業	3.2	5.7	+	2.5
繊維工業	7.6	11.5	+	3.9
皮革工業	5.8	7.7	+	1.9
製材、木工	6.3	6.2	-	0.1
車輛製造業	5.7	6.3	+	0.6
冶金工業	5.1	5.9	+	0.8
鍛鉄、刃物、針金製造業	5.5	6.2	+	0.7
一般金屬労働	4.6	4.2	-	0.4
土木建築	6.8	4.1	-	2.7
陸上運輸業	5.6	4.5	-	1.1
鉄道運輸業	1.9	0.4	-	1.5
公務(産業労働)	3.0	2.3	-	0.7

60歳以上の労働力人口比率は、「雇用」階級におけるよりも、「独立」階級において著しく高い。雇用階級においては、「職員」の方が「工員」よりも多少高い。

事業場主を全体としてみるとこの期間に多少とも増加している。「小企業家と独立労働者」も同様にわずかばかり増加している。「小企業家と独立労働者」の範疇においては、特に農業と自由職業において著しい増加を示している。

「職員」の範疇を全体としてみると、その増加は特に著しい。中でも特に自由職業においてはほとんど3倍に近い増加を示している。ところが、「工員」においてはほとんど変化がみられない。

しかし、「工員」階級の変化を主要工業種別について検討してみると著しい差異がみられる。協定によつて明確な就業年令の限度が定められている工業においては非常に低下している(例えば鉄道輸送とか鉱山の如き)。公式に就業年令の限度が定められていない工業部門の比率は、1936年において建築業の4.1%から繊維工業の11.5%と著しい差異がみられる。1906年から1936年にかけての変化をみると、繊維工業、印刷工業、食糧工業、皮革工業等において特に著しい増加がみられる。建築業陸上運輸業においては特に著しい減少がみられる。鉱山や鉄道輸送においては1906年から1936年に減少を示しているが、これは退職年令の引下げによるものである。

(6) 職業上の能力による60歳以上工員の比率

工員の範疇に属する労働力人口の統計においては、職業上の能力、たとえば有資格労働者(ouvriers qualifiés)、専門労働者(ouvriers spécialisés)、非専門労働者(manoeuvres non spécialisés)の区別が行われていない。しかし、若干の調査によつてその労働者能力別の割合を知ることができる。

1946年に若干の重要な企業において行われた調査によつて、能力別の60歳以上労働力人口の比率を示してみよう。もちろん、それぞれの企業について示された比率は、全部門について適用しえないことは止むをえない。しかし、この調査は30,000人以上の労働者を対照としているだけに無視することのできない資料的価値をもっているといえよう。

次表において特に注目すべき点は、比較可能な規模をもち、且ほとんど同じような作業内容をもっている Usines Renault と Société Nationale d'Etude et de Construction moteurs の2箇の企業の間において、60歳以上男子労働者比率が、前者は2.3%であるのに対して後者は8.3%という著しい差異がみられることである。

第 39 表 職業能力別60歳以上勞力者比率 — 1946 —

	全 体	有資格労働者	専門労働者	非専門労働者
Usines Renault	2.3	2.8	1.4	5.6
Société Nationale d'Etude et de Construction de moteurs	8.3	7.8	7.3	17.8
Compagnie de Saint-Gobain : Usines de produits chimiques	7.2	5.8	7.9	8.0
Glaceries et verreries	6.1	5.1	4.1	10.3
Compagnie Thompson-Houston (construction électrique)	6.0	6.0	3.9	10.2

しかし、調査対象のすべての企業に共通にみられる次のような性格の存在は注目すべきである。

- (イ) 専門化されえない作業労働者の割合は、その他の範疇のどの労働者よりも高率であること
- (ロ) 有資格労働者の比率は（Compagnie de Saint-Gobain の化学製品工場を除き）専門労働者のそれよりも高いこと。

以上のような事実は次のような事情の存在を暗示しているように思われる。なんら専門化されていない作業というものは長期にわたって存在する可能性があると思われ、さらに高令に達した有資格労働者や専門化した労働者が転換していく一つの労働形態となつていられると考へられることである。技術の高度化や技術教育における進歩は特に新しい企業（例えば自動車や航空機工業において）において若い就業者に有利に作用してきたことをも考へることができる。

有資格労働者と専門労働者の2箇の範疇の間に存在する60歳以上男子労働力の比率の差異は次のような理由によるものと思われる。後者は、多くのばあい、出来高払賃銀を受けているが、高年に達して一定の嚴重な基準作業量を維持できなくなると、解職されたり或は非専門的単純労働部門に格下げ再編成されたりする傾向がある。ところが、もつとも高級な有資格労働者は、その作業が専門的価値をもちその賃銀も多く、かつ労働市場において稀少性をもつており高年に達しても代替が困難であるため、専門労働者のばあいよりも長い職業上の生命をもつていられると考へられる。

5 概 括

以上において検討を加えたフランスの労働力人口についての観察結果を要約すると次の如くいえるであろう。

(イ) 総人口のうち職業活動に従事している労働力人口の1906年から1936年までの期間における変化の特徴は、両極の年令群における2箇の傾向に表現されている。すなわち第1は20歳未満の労働力率の絶えざる減少（教育年限の延長）であり、第2は50～59歳群以上の年令における労働力率の同じく絶えざる減少（退職の早期化）である。

(ロ) 50歳以降における労働力率の変化についてみると、産業部門別や職業上の地位別によつて著しい差異がみられる。このばあいの労働力率の変化は次の3要因に依存する。当該労働力人口の当初の構造、活動停止年令、職業間の移動の3者である。具体的にみると次の通りである。

農業における労働力率は50～69歳まで不断に増大しつづけるが、非農業（特に工業）においては年令と共に急激に減退する。他方において、独立階級の全体（事業場主、小企業家と独立労働者）についてみると労働力率は50歳と59歳の間において高くなつていながら、「雇用」階級（職員と工員）

全体についてみると、労働力率は年令の上昇に従つて減少を示しており、この傾向は工員よりも職員において一層強くあらわれている。

(ア) 労働力人口全体は、この30年間に高年化の傾向をあらわしていない。それは、総労働力人口の高年化と活動停止年令の低下の2現象が相互に相殺しあつているからである。「独立」階級全体によつてみた労働力人口においては、高年化は極めてわずかしからわかれていないが、「雇用」階級の労働力人口の高年化はかなりはつきりとでている。

(イ) 「工員」だけの範疇についてみると、この範疇の中で特に工業労働力人口において著しい高年化を示している。なおまた、ある種の重要工業（鉱山、冶金、鍛鉄関係の労働）においては、工業労働力人口全体の平均よりもはるかに著しい高年化を示している。これは注目すべき重大な事実であると共に、公務自由業部門における「若返り」と好個の対照を示している。

(ロ) 60歳以上男子総人口のうち労働力人口と産業別の割合は次の如き変化を示している。

1906年	労働力人口	73人	農業	46人	非農業	27人
1936年	"	61人	"	35人	"	26人

すなわちこの期間に、労働力人口は12人減少している。

(ハ) 60歳以上の男子総人口100人の職業上の地位別の割合の変化は次の通りである。

1906年	{ 「独立」階級	56人	農業	41人	非農業	15人
	{ 「雇用」階級	17人	"	4人	"	13人
1936年	{ 「独立」階級	43人	農業	31人	非農業	12人
	{ 「雇用」階級	18人	"	4人	"	14人

この30年間に特に減少をみたのは、「独立」階級である。56人から43人へと13人の減少をみせている。非農業における「独立」階級と「雇用」階級の占めている割合がほとんど変化していないことも注目すべきである。

最後に追記しておかねばならないことは、フランスにおいてはその他の欧米先進諸国に比較してたとえばイギリスよりも1世紀あまり早くから人口の高年化が始つているにもかかわらず、労働力人口についてはそれ程著しい高年化を示していない。これは、すでに触れてきた如く、退職や隠退の年令が引き上げられてきたことによるものである。経済的にみるならば、高年化にともなつて生産年令人口比率が減少してくるのであるから、むしろ退職、隠退の年令の延長をさえ必要とするにもかかわらず、現実には逆の方向をとつてきたといえる。このことがフランス経済力の伸張を阻害する基本的要因の一つであつたことは否定しえないであろう。しかし、また労働力人口の内部についてみると重要産業の一部にかなり著しい高年化がみられるのであつて、このような傾向は、退職隠退年令の一般的短縮とあいまつて、フランス産業の活力を萎縮させる要因となつていゝことを見逃してはならないであろう。

さらに、上述の考察は1906年から1936年までの期間であつて、それ以降今日に至る比較的短期間に人口自体の高年化が著しく進んでいることを考慮する必要がある。1936年当時60歳以上人口比率は14.7%であつたのに対して1946年には15.9%、1953年には16.1%と激増しているのであるから、事態ははるかに深刻となつていゝものと考えられる。従つてフランスにおいて、退職年令の引上げや労働力の再編成による労働力の量的、質的充実が真剣な課題となつていゝこともように首肯しうるのである。

6 日本の労働力人口

先進諸国中もつとも高年化しているフランス人口を、人口学的に従来著しい若年性を示してきた

日本の人口と比較することは興味深いことと考える。ここではまず日本人口における労働力人口の年齢構造を概観するにとどめ、その詳細な検討は次の機会にゆずることとしたい。

(イ) 年齢別労働力率の推移

資料の点において種々の制約があるが、まず戦後の労働力調査結果と比較しうる昭和5年 census をとつて、労働力率が年齢別にどのように推移してきたかを示すと次表と次図の如くである。

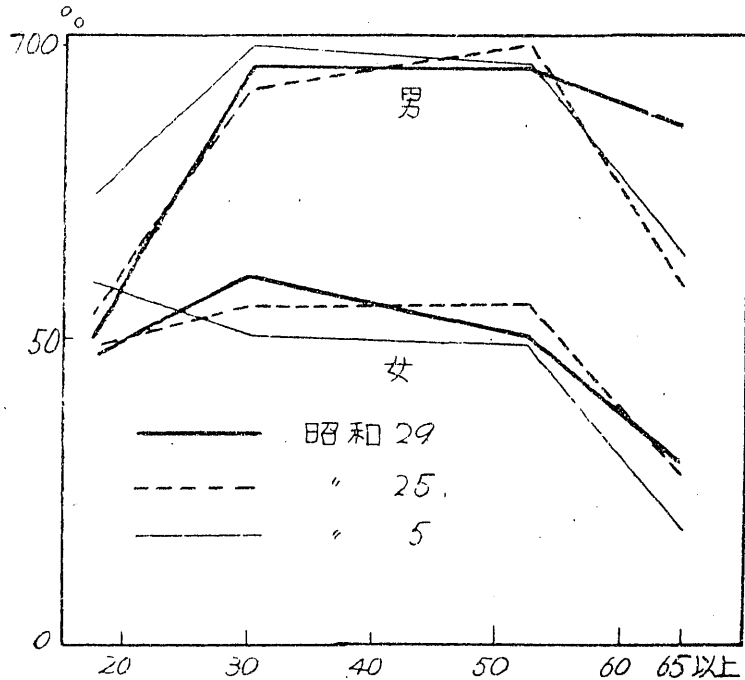
第40表 年齢別労働力率の推移 (昭和5年—昭和29年)

	昭和5年		昭和25年		昭和29年	
	男	女	男	女	男	女
14—19歳	73.59	59.03	53.81	48.54	49.90	45.17
20—39歳	98.03	50.79	90.78	55.20	94.43	60.12
40—64歳	95.00	49.17	98.33	55.41	94.30	50.02
60歳以上	63.04	18.57	58.32	27.73	84.32	29.15

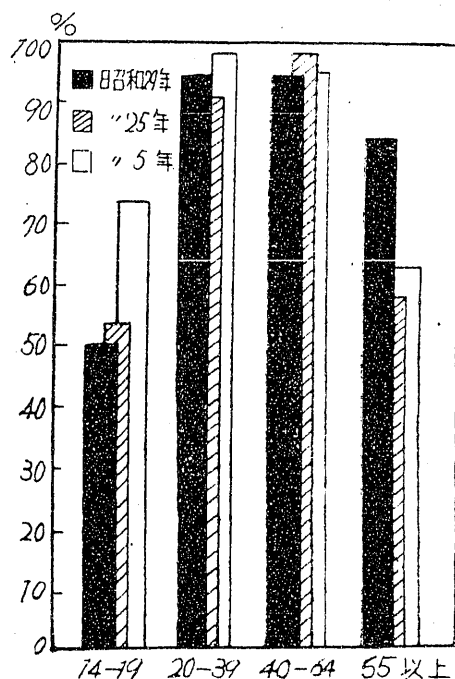
備考 昭和5年は census, 昭和25年及び29年は労働力調査のそれぞれ9月分による。

本表によつてみられる傾向は、(a) 20歳以下においては男女ともに労働力率がかなり著しく低下していること、(b) 20—39歳においても男子の方は戦前に比較するとむしろ低下の傾向がみられる (c) 男においてみられる著しい変化は65歳以上の高年齢におけるはげしい上昇であつて、この点が特に高年齢化の観点から注目しなければならない現象である。(d) 女子においてみられる一般的特徴は14—19歳を除き、どの年齢においても増加していることであるが、特に20—39歳及び65歳以上において著しい上昇をしていることに注目しなければならない。

第10図 年齢別労働力率の推移 (日本・昭和5—29)



第11図 男子年齢別労働力率の推移 (日本・昭和5—29)



(ロ) 40歳以上労働力人口

労働力人口の中で40歳以上労働力人口が占めている割合をみることによつて、労働力人口集団の

第41表 40歳以上労働力人口比率の推移

性別	昭和5年	昭和25年	昭和29年
男	37.13%	41.41%	43.27%
女	34.49%	35.99%	37.76%

高年化の傾向を察することができる。男別女にこの期間における40歳以上労働力人口比率を示すと左表の如くである。

男女とも40歳以上労働力人口はあきらかに上昇を続けており、高年化の傾向を示していることが理解される。

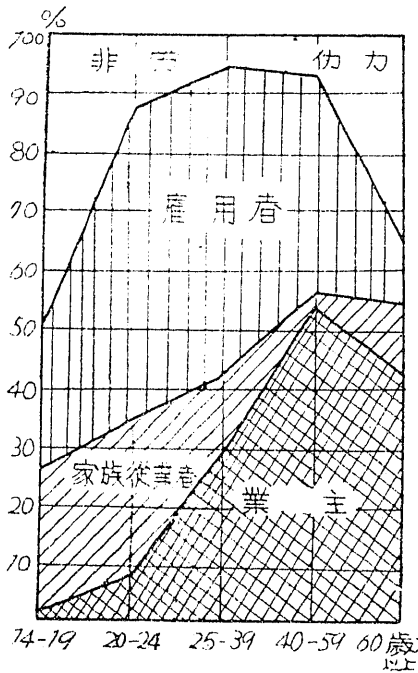
(ハ) 従業上の地位別からみた労働力人口の年齢構成

ここでは男子のみについて、従業上の地位別という角度からその年齢構成を観察してみよう。昭和25年の census 結果によつて各年齢群の人口を、「業主」「家族従業者」「雇用者」「非労働力」の4箇の範疇に分けてその比率を算出すると、次表の如くである。

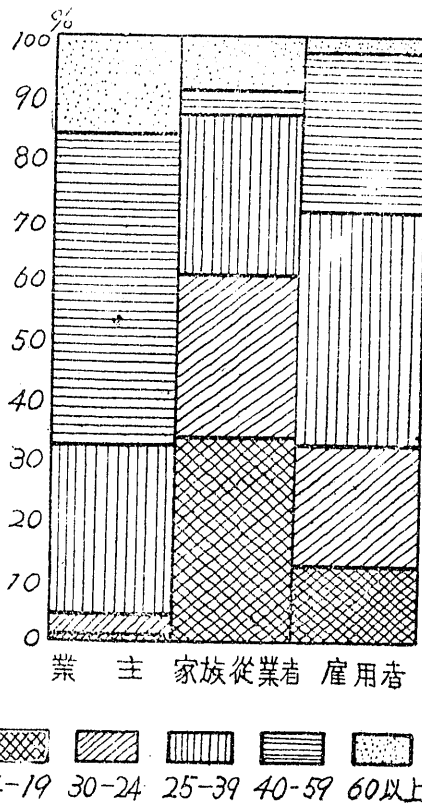
第42表 従業上の地位別年齢別労働力率（昭和25年）

年齢群	業主	家族従業者	雇用者	非労働力	計
14—19歳	1.3%	24.7%	25.0%	49.0%	100.0%
20—24歳	7.6	26.8	53.4	12.2	100.0
25—39歳	28.3	13.1	53.0	5.6	100.0
40—59歳	53.6	2.2	37.3	6.9	100.0
60歳以上	42.1	11.9	10.0	36.0	100.0

第12図 従業上の地位別男子労働力人口率の年齢別分布（日本・昭和25年センサス）



第13図 従業の地位別男子労働力の年齢構成比（昭和25年）



本表をさらに分かりやすく図示すると第12図の通りである。業主においては高い年齢群においてその占める比率は高く、40～49歳において最高率を示している。しかし、60歳以上の高令においてもなお42%という高率を示しているのが特徴的である。家族従業者においては一般に低年齢における程高率である。しかし、60歳以上において急激に高率にな

ついることを注目すべきである。雇用者は青壮年令においてもつとも高く、20-24、25-39歳のいずれの群においても50%以上の高率を示している。しかし、それ以上の年令においては高年令になるに従い激減している。

第43表 従業上の地位別男子労働力人口の年令別分布（昭和25年）

年 令	業 主	家族従業者	雇 用 者
14-19歳	0.9%	33.8%	12.6%
20-24歳	3.7	26.9	19.7
25-39歳	28.0	26.1	38.6
40-59歳	51.6	4.2	26.4
60歳以上	15.8	9.0	2.7
計	100.0	100.0	100.0

さらに、この従業上の地位別分布を、非労働力を除き、各範疇の労働力人口を100として、年令別分布を示すと左表と第13図の通りである。

前述とほぼ同様な傾向を観取することができるであろう。

(v) 男子労働力人口の産業別、年令別分布（昭和25年）

次に男子労働力人口を主要産業部門別に年

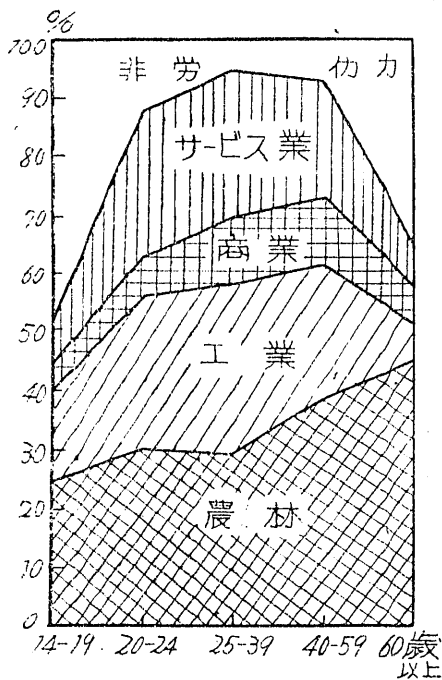
令別分布を示すと第44表と14図の如くなる。

これらによつて次のような事実を観察することができるであろう。

(a) 農林業に従事する男子労働力人口はいずれの年令群においても最高の地位を占めている。

そして年令の進むに従い、その比率はますます高くなつており、ただ25-39歳において多少の

第14図 男子労働力人口産業別年令別労働力の分布（日本昭和25年センサス）



第44表 男子労働力人口の主要産業部門別、年令別分布（昭和25年）

年 令 群	農 村	工 業	商 業	サ-ビス業	非 労 働 力	計
14-19歳	24.9%	15.3%	4.3%	6.4%	49.1%	100.0
20-24歳	30.1	25.8	7.0	24.9	12.2	100.0
25-39歳	29.3	29.1	11.3	24.8	5.5	100.0
40-59歳	38.8	22.7	11.5	19.9	7.1	100.0
60歳以上	45.0	6.8	5.6	6.7	35.9	100.0

備考 農村は産業大分類における農業、林業及び狩猟業、漁業及び水産養殖業をふくみ、工業は鉱業、建築業、製造業の3者を、商業は卸売業及び小売業を、サービス業は金融、保険、不動産業、運輸、通信及びその他の公益事業、サービス業、公務をみくむ。

低下をみせているにすぎない。

(b) 商業、サービス業においてはかなり高年令においてもその占めている地位は大きく、特に商業においてはその他

の年令に比較し40-59歳において最高率を占める。

(c) 農林業を際き、その他の産業部門においては60歳以上人口の占めている割合は急激に低下している。このことは当然であるとしても、60歳以上の年令を更に細分してその年令的变化を観察することが必要である。しかし、census結果においては60歳以上の範疇をもつて一括されているため、その内容分類は困難である。（次号に続く）

資 料

国連世界人口会議の概要

簡 略

目 次

1. 沿 革
2. 目的と主体
3. 組織概要
4. 会議の概況
 - (1) 参加者と提出報告
 - (2) セアンス
 - (3) 第14集会
5. 所 感
6. 国際人口学会総会

1. 沿 革¹⁾

世界の人口問題が注目を集めている折柄、1954年8月31日から9月10日まで、ローマ市FAO〔世界食料農業機関〕ビルディングにおいて、国連主催の世界人口会議〔World Population Conference〕が開かれた。

人口に関する国際会議が開かれたのは、これが初めてではない。

(1) 19世紀後半から第1次大戦まで、人口、あるいは、人口問題を主題とする特別の国際会議が開かれたことはなかつたが、国際統計協会会議や公衆衛生に関する国際会議等で、人口統計や人口問題が大きくクローズ・アップされて論ぜられたことは少くなかつた。²⁾

(2) 世界人口会議と銘打つた最初のものは、USの生物学者や人口学者の提唱によつて、1927年、ジュネイヴにおいて開かれた。

L. Rabinowicz は『会議は Margaret Sanger 夫人の資金によつている。この会議はアングロ・サクソンの科学を代表し、そしてその目的は、ジュネイヴにマルサス主義の国際的宣伝の中央機関を設置することであつた』³⁾といい、今回の世界人口会議の開会総会における会長挨拶の中で、Liebmann Hersch は『その会議は Miss Sanger のイニシアテイツで開かれ、それをもつて彼女は、彼女が擁護する産児調節を普及するために科学の手中の武器たることを希望した。さりながら、彼女の希望に添うことは断じてなかつた。それは、いかなる形であるにせよプロパガンダ伝達の具となることを拒否し、一意、人口に関する問題の科学的調査研究にまい進した

1) (A) 簡 略：1954年国連世界人口会議，毎日新聞社人口問題調査会，資料第41号，昭和29年2月。
(B) L'Institut National d'Études Démographiques : Histoire et chronologie des réunions et congrès internationaux sur la population—Population, Numéro spécial a l'occasion du Congrès Mondial de la Population, 1954.

2) 注1)の(B).

Harald Westergaard: Contributions to the History of Statistics, 1932.

3) Léon Rabinowicz: Le problème de la population en France, 1929, p.9n.

からであつた』と述べた。とにかく、その会議には、27カ国から学者が出席したが、日本からは、非公式代表として、乾精末博士が列席された⁴⁾。この会議において国際人口学会の設立が要望せられ、1928年、人口問題研究国際連合〔Union International pour l'Étude Scientifique des Problèmes de Population〕が創立され、今日の国際人口学会〔Union International pour l'Étude Scientifique de la Population〕の前身となつた。

(3) 1931年、ローマ市において、この人口問題研究国際連合が主催し、イタリア政府の援助によつて、国際人口会議〔Congrès International de la Population〕が開かれた。会議の部門は(A)生物学および優生学(B)人類学および地理学(C)医学および衛生学(D)人口学(E)社会学(F)経済学(G)歴史および(H)方法論の8部門に分れ、32カ国から317人が参加し、提出報告は222編に上つた。

(4) 1935年、ベルリン市において、人口問題研究国際連合が主催し、ドイツ政府の援助によつて、国際人口会議が開かれた。会議の部門は(A)人口統計(B)生物学および民族衛生学(C)社会、経済および心理学的人口問題(D)医学および衛生学の4部門に分れ、33カ国から約500人の学者が参加し、提出報告は123編に達した⁶⁾。

(5) 1937年、パリ市において、人口問題研究国際連合が主催し、フランス政府の援助によつて、国際人口会議が開かれた⁷⁾。この会議の部門は(A)人口学の歴史および人口理論一般(B)歴史的人口学および統計的人口学—一般的研究(C)統計的人口学—特殊研究(D)人口学的事実の原因および結果および(E)人口の質的問題の5部門に分れ、30カ国から約300人が参加し、提出報告は177編に上つた。

昭和12年、財団法人人口問題研究会と社団法人東京統計協会とが中心となり、内閣統計局と内務省社会局との援助の下に、人口問題研究国際連合に加入することを目的として日本人口問題研究委員会(会長下条康麿博士)⁸⁾が創立せられ、日本からは財団法人人口問題研究会常務理事故井上龍二氏⁹⁾が出席、日本の同連合加入が総会において承認された。なお、総会は1941年、スウェーデンまたはポーランドにおいて、第4回国際人口会議を開催することと決定したが、戦争によつて御破算となつた。

2. 目的と主体

今回の世界人口会議は、1952年6月10日、国連経済社会理事会の決議に基いて、『国連が主催して国際人口学会および関係専門諸機関の緊密な協力の下に、専門家によつてなる世界人口会議を開催すること』になり、『関係部門の専門家の間における、人口に関する学識および経験の交換のみに限定され』、純粋に学術会議であることを特徴とする。したがつて、何等かの決議をすとか建議をすとかといつたことは行われなかつた。

会議は科学の各分野における、世界各国各地域における、人口ないしは人口問題に関する学識経験の統合〔integration〕に重点をおき、政治的、宗教的、その他一切のプロパガンダを排除するとともに、抽象論に対して、世界のほとんどすべての社会的経済的諸問題の解決に連なる『科学と実践との協同』を強調した〔1954年8月31日、国連事務局次長 Georges-Picot 開会の辞、会長 L. Hersch 開会挨拶、準備委員長 P. K. Whelpton 歓迎の辞〕。

4) 内閣人口食糧問題調査会：1927年世界人口会議参考資料—日本非公式代表乾精末氏演説梗概其他、昭和3年。

乾 精末：『国際問題としての適度人口』—外交時報、第47巻第2号、昭和3年1月15日。

ヨハネス・クラウス：『人口問題の国際的諸相』—人口問題、第2巻第1号、昭和12年6月。

5) 財団法人人口問題研究会：1931年ローマ国際人口会議資料、人口問題資料第5輯、昭和10年。

6) 笹 稔編：『1935年ベルリン国際人口会議研究報告題名総覧』—人口問題、第2巻第1号、昭和12年6月、附録。

7) 笹 稔：『1937年パリ国際人口会議』—人口問題、第2巻第1号、昭和12年6月。

笹 稔：『今年のパリ国際人口会議』—外交時報、第84巻第4号(第791号)、昭和12年11月15日。

8) 『人口問題』第2巻第2号、昭和12年、253頁、『統計時報』第7号、昭和12年、29頁、および『統計集誌』第673号、昭和12年、70頁参照。

9) 財団法人人口問題研究会：Population of Japan, 1937.

3. 組織概要

上述の協力機関としては、(1)国際人口学会、(2)国際労働局 [International Labour Office]、(3)国際食料農業機関 [Food Agriculture Organization of the U N]、(4)ユネスコ [United Nation Education, Scientific and Cultural Organization]、(5)世界保健機関 [World Health Organization] および(6)国際復興開発銀行 [International Bank for Reconstruction and Development] が指定された。

会議の参加者は(1)各国の人口に応じて1名ないし3名の各国政府が推薦するもの¹⁰⁾(2)国際人口学会をはじめ次に掲げる16の指定された国際学術団体が推薦するものおよび(3)上述の6つの協力団体が推薦するものであつて、国連事務局総長の招待するもの、ならびに、(4)国連事務局総長が招待する少数の専門家であつた。

上述の指定された関係国際学術団体は、(1)国際人口学会(2)計量経済学会 [Econometric Society] (3)汎アメリカ統計協会 [Inter-American Statistical Institute] (4)国際生物測定学会 [International Biometric Society] (5)国際経済学会 [International Economic Association] (6)国際地理学会 [International Geographical Union] (7)国際年齢学会 [International Gerontological Society] (8)国際政治学会 [International Political Science Association] (9)国際社会学会 [International Sociological Association] (10)国際統計協会 [International Statistical Institute] (11)国際学術会議 [International Studies Conference] (12)国際人類・民族学会 [International Union of Anthropological and Ethnological Sciences] (13)国際生物学会 [International Union of Biological Science] (14)国際心理学会 [International Union of Scientific Psychology] (15)太平洋学術協会 [Pacific Science Association] および(16)国際保険数学会議常設委員会 [Permanent Committee for International Congress of Actuaries] であつた。

経済社会理事会の決議によつて、準備委員会が設けられたが、その性質は、国連事務局総長の諮問機関であつた。この準備委員会の構成は次のごとくであつた。

- 委員長 P. K. Whelpton スクリップ財団人口問題研究所長。
幹事 Pierre Depoid 国際人口学会。
機関代表委員 国連事務局—John D. Durand, W. Brand, P. Weis,
FAO.—H. Jacoby, P. L. Sherman, F. N. Fitz Gerald.
国際復興開発銀行—L. B. Rist.
ILO.—R. M. Woodbury, R. Downing.
ユネスコ—Alva Myrdal, B. A. Liu.
WHO—M. Pascua, M. Pizzi.
国際人口学会—Liebmann Hersch, F. Lorimer, P. Depoid.
個人委員 D. V. Glass, ロンドン大学。
G. Goudswaard, 国際統計協会。
L. I. Dublin, 生命保険協会。
H. Rizk, カイロ, アメリカ大学。
L. Livi, ローマ大学。
G. Mortara, ブラジル地理統計研究所。
K. C. K. E. Raja, インド保健省。
A. Sauvy, フランス人口研究所。
P. K. Welpton, スクリップ財団人口問題研究所長。

準備委員会には実行小委員会が設けられた。F. Lorimer を委員長とし、J. D. Durand, D. V. Glass, G. Goudswaard, G. Mortara および A. Sauvy を委員とした。

第1回準備委員会は1952年11月、ジュネーブで開かれたが、たまたまユネスコ総会に出席された尾高朝雄教

10) 人口50万未満の国につき1名、人口50万から4,000万までの国につき2名、人口4,000万以上の国につき3名であつて、わが国は3名出し得るということになる。

授がこれを傍聴された。¹¹⁾

第2回準備委員会は、1953年9月、ローマにおいて開催された。厚生省人口問題研究所長岡崎文規博士と総理府統計局長森田優三博士とがその模様を伝えられた。¹²⁾

第3回準備委員会は1953年8月、開催地ローマで開かれた。

開催国、イタリアにおいては、世界人口会議イタリア接待委員会が組織された。委員は次の12名から成つていた。F.M.Lancellotti, M.Boldrini, Mario de Cesare, Cav.del Lavarò Adelmo della Casa, Leopoldo De Lieto, F.Emanuelli, L.Gedda, C.E.Lucchesi, A.Mariotti, L.Maroi, L.Livi および G.Galeotti.

会議の予算は、国連、国際人口学会に対する寄附金、イタリア政府の補助金および協力専門機関の出資金によつてまかなわれた。寄附金の監理のために国際人口学会に会計委員会が設けられた。生命保険協会長 L.I. Dublin を委員長とし、委員長の外次の11名の委員で構成された。S.W.Anderson, Marcello Holdrivi, A. Carr-Saunders, Robert Debre, P.Depoid, J.Doublet, Germans Jardin, H.Landahl, L.Livi, F.Osborn. K.C.K.E.Raja.

会議開催に当つて、運営委員会が設けられたが、その構成は次のごとくであつた。

委員長 Liebmann Hersch 国際人口学会前会長、ジュネーヴ大学教授。

副委員長 P.K.Whelpton
D.Vogelink (Yugoslavia)
K.C.K.E.Raja
Livio Livi

委員 John D.Durand
D.V.Glass
G.Goudswaard
F.Lorimer
G.Mortara
A.Sauvy

4

・ 会議の概況

(1) 参加者と提出報告

上述の参加者で国連において登録された人人の数を国別に分類すると次の表1のごとくである。¹³⁾ すなわち、登録された参加人員は675名の多きに上り、所属国は62カ国に達するという大会であつた。USからは137名の多きが参加し、イギリスの71名、フランスおよびイタリアの64名がこれについている。スイス以下は人数が急に少なくなつて、スイスの26名、インドの23名、ドイツの20名、これについて日本からは19名〔表2参照〕が参加した。ソ連5名、中共3名が登録されたことが注目をひいた。

以上の参加者中、会議に実際出席した人人は同伴者を含めて約500名といわれた。USは登録者137名中約70名が出席したといわれ、ソ連からは3名が出席したが中共からは出席者がなかつた。日本からは、表2のごとく19名の登録者中15名が出席した。医学関係の人人が比較的多いことが目にとまる。

提出された報告で登録されたものの数は404編に上り、参加人員と提出報告数の点からいつて、これまでの国際人口会議で最大の規模であつた。表3に、提出報告数を所属集会別に掲げたが、この合計は412編となる。これは同一報告で2つの集會に提出されたものを各集會毎にそれぞれ1編と数えたからである。

11) 尾高朝雄：『世界人口会議と日本の参加』—毎日新聞（東京）、昭和27年12月9日。

12) 森田優三：『ローマ通信』—統計、1953年10月、18—21頁。

13) プログラム中の名簿に会期中における追加訂正を加えて分類集計した。

表1. 1954年国連世界人口会議国別参加人員 (順位は参加者の多き国の順)

国	参加人員	国	参加人員	国	参加人員	国	参加人員
1. U. S. A.	137	内アルゼリー	2	21. フィンランド	6	42. ギリシヤ	2
内パナマ	3	仏領アフリカ	3	22. オーストラリア	6	43. インドネシア	2
2. イギリス	71	4. イタリア	64	23. ヴェネズエラ	6	44. 台湾	2
内イングランド		5. スイス	26	24. ソ連	5	45. シリア	2
ニウエイル		6. インド	23	25. チリ	5	46. パキスタン	2
ス, スコット		7. ドイツ	20	26. ノルウェイ	5	47. ハンガリー	2
ランド	48	8. 日本	19	27. メキシコ	5	48. キューバ	2
南阿連邦	3	9. ブラジル	19	28. トルコ	5	49. ルーマニア	2
ロデシア	3	10. オランダ	19	29. イスラエル	5	50. チュニジア	2
マレー	3	内蘭領ニューギニア	1	30. チェコスロヴァキア	5	51. アイルランド	1
黄金海岸	2	11. ベルギー	14	31. オーストリア	4	52. レバノン	1
ウガンダ	2	内白領コンゴ	1	32. セイロン	4	53. ニュー・ジーランド	1
ケンヤ	2	12. スウェーデン	13	33. ポーランド	4	54. ルクセンブルグ	1
スダン	1	13. エジプト	10	34. 中 共	3	55. ドミニカ	1
北アフリカ	1	14. カナダ	10	35. フィリピン	3	56. ハイチ	1
バルバドス	1	15. デンマーク	9	36. タイ	3	57. ニカラガ	1
ニゼリア	1	16. アルゼンチン	8	37. グアテマラ	3	58. コスタ・リカ	1
ジャマイカ	1	17. ポルトガル	8	38. ビルマ	3	59. パラグワイ	1
サイプラス	1	18. ポルト・リコ	8	39. ボリヴィア	3	60. アイスランド	1
モーリシアス	1	19. ニュー・ギニア	8	40. イラン	3	61. ブルガリア	1
東アフリカ	1	20. スペイン	7	41. ペルー	2	62. イラク	1
3. フランス	64					合計	675

表2. 日本からの世界人口会議参加者一覧

番号 (ABC順)	被登録者氏名	所 属	専門 学科	提出報告題名抄	所属集 会番号	出席の 有 無
1	古 畑 種 基	東京歯科医科大学	医	血液型遺伝の研究	23	出
2	本 多 瀧 雄	人口問題研究所	人口	日本における受胎調節の普及	8	不参
3	泉 清 一	東京大学	社会	ブラジルにおける日本人農民移民の 同化	12	不参
4	岸 本 健 一	名古屋大学	医	血族結婚と疾病	23	出
5	小 松 勇 作	東京工業大学	数	人口遺伝子における確率	23	不参
6	古 屋 芳 雄	国立公衆衛生院	医	日本の農民と炭鉱労働者の出生制限	8	出
7	楠 川 晃	九州大学	医	—	—	出
8	松 永 葵	札幌医科大学	医	母と胎児の血液型による胎内淘汰	23	不参
9	三 原 信 一	毎日新聞社人口問 題調査会	社会	日本の人口国内移動	17	出
10	美濃口 時次郎	名古屋大学	経済	日本における工業化と人口	26	出
11	水 島 治 夫	九州大学	医	日本における出生力の傾向	8	出
12	森 泰 樹	豊橋市民病院	医	—	—	出
13	森 田 優 三	総理府統計局	統計	日本人口統計の正確性	3	出
14	村 松 稔	国立公衆衛生院	医	日本における人工妊娠中絶アンケート 結果	8	出
15	野 尻 重 雄	東京教育大学	経済	{ 日本における工業化と人口国内移動 日本の農業部内の過剰人口	17 22	出
16	野 村 兼 太 郎	慶応大学	経済	日本における人口増加と家族の変遷	28	出
17	岡 崎 文 規	人口問題研究所	人口	日本の婚姻統計	9	出
18	下 条 康 麿	日本大学	経済	世界人口の再配分	10	出
19	館 稔	人口問題研究所	人口	日本の推計将来人口	14	出

表3. 世界人口会議セッションス一覧

開催月 日時間	集 会 番 号	課 題	組 織 者	会 長	報 告 幹 事	ア ジ ェ ン ダ 摘 要	登 録 報 告 数
8. 31. AM.	1	開会総会	—	L. Hersch (SW)	—	(1) 会議組織説明(国連) (2) 議事規則 (3) 会長および副会長選 出 (4) 準備委員会経過報告	—
8. 31. PM.	2	低死亡率地域 の死亡率傾向	Louis J. Dublin(US)	—	M. Spiegelman (US)	(1) 最近の死亡率傾向と 将来 (2) 死因別死亡最近の傾 向 (3) 成年および老年期死 亡率傾向 (4) 胎児, 新生児死亡率 傾向 (5) 死亡率と社会的経済 的要因	21
8. 31. PM.	3	人口統計の質 の評価	P. Depoid(F)	—	Luzzato- Fegiz(IT)	(1) 人口統計の欠陥とそ の改善 (2) 1950年人口調査にお ける国連推薦調査事項 の採用範囲 (3) 人口統計の正確性と その測定基準	17
9. 1 AM.	4	高死亡率地域 の死亡率傾向	K. C. K. E. Raja(IN)	—	S. P. Jain (IN)	(1) 最近の死亡率傾向と 将来 (2) 乳幼児死亡率傾向 (3) 死亡率と社会的経済 的要因 (4) 死亡率と食料および 栄養 (5) 公衆衛生の効果	12
9. 1. AM.	5	人口現象計量 分析の方法	Louis Henry(F)	—	Paul Vincent (F)	(1) 転換期における出生 力の計量方法 (2) 登記不完全地域の出 生力の計量方法 (3) 経済的人口密度	17
9. 1. PM.	6	低出生率地域 の出生力傾向	P. J. Idenburg(PB)	—	J. Godefroy (PB) E. Grebniak (UK)	(1) 現在の傾向と将来 (2) 差別出生力 (3) 出生間隔および不妊 (4) 希望される家族の大 きさ	15
9. 1. PM.	7	最近人口調査 の貢献	A. A. Parro(PR)	—	Conrad Taeuber(US)	(1) 最近人口調査の結果 要約 (2) 人口調査結果の有効 な利用方法	10
9. 2. AM.	8	高出生率地域 の出生力傾向	Hanna Rizk(EG)	—	K. Williams (CY)	(1) 出生力の現状と将来 (2) 都市農村, および差 別出生力 (3) 出生力と社会的経済 的要因 (4) 人為的制限の作用	20
9. 2. AM.	9	人口統計上の 諸概念と定義	P. Vincent (F)	P. Vincent (F) (副) F. Blanchard (I. L. O.)	L. Henry(F)	(1) 常住人口と現在人口 (2) 人口集積の概念 (3) 婚姻の諸形態 (4) 経済的活動人口と従 属人口	39

開催月 日時間	集 会 番 号	課 題	組 織 者	会 長	報 告 幹 事	ア ジ ェ ン ダ 摘 要	登 録 報 告 数
9. 2. AM.	10	流出国からみた人口国際移動	F. Blanchard (I. L. O.)		A. Oblath (I. L. O.)	(1) 人口流出の人口学的作用 (2) 人口流出の経済的作用 (3) 人口流出の必要と可能性に関する諸条件	23
9. 2. PM.	11	人口対策とその効果	D. V. Glass (UK)		E. Grebnik (UK)	(1) 人口対策の一般基準 (2) 人口対策と人口学的調査研究 (3) 効果に関する調査研究	9
9. 3. AM.	12	流入国からみた人口国際移動	W. D. Borrie (AR)		W. J. Gibbons (US)	(1) 人口流入統計 (2) 流入国戦後の発展に及ぼした人口流入の作用 (3) 人口流入政策の目的と結果 (4) 同化問題 (5) 世界の人口圧力緩和方策としての人口流入	20
9. 3. AM.	13	人口推計の方法	L. W. Tornqvist (FL)		H. Hyrenius (SD)	(1) 推計人口の正確性 (2) 部分人口の推計方法 (3) 低出生率地域における推計方法 (4) 推計材料不足地域における推計方法 (5) 推計人口の国際比較["Predict"と"Project"]	11
9. 3. PM.	14	世界の将来人口	森田 優三	H. Dorn (US)	Irene B. Taeuber (US)	(1) ヨーロッパおよび北米 (2) 人口流入国 (3) 東南アジアおよび極東 (4) 世界の将来人口	11
9. 3. PM.	15	文盲人口の諸問題	C. Mitchell (NR)		V. Neesen (RU)	(1) 人口調査における文盲人口 (2) 分析方法 (3) 人口学的要因と文化的要因	10
9. 6. AM.	16	出生、死亡の減少と年齢構造	G. Mortara (BR)		B. Barberi (IT)	(1) 出生、死亡、移動と年齢構造、戦争その他偶発事象の影響 (2) 部分人口間の年齢構造の差異 (3) 労働力人口の更新率 (4) 人口老年化と種類の人口構造	18
9. 6. AM.	17	工業国における人口分布と国内移動	K. Horstmann (G)		S. Köller (G)	(1) 人口増加、分布、密度に対する作用 (2) 人口移動の選択による人口構造の変化 (3) 経済の発展と国内移動 (4) 国内移動と国際移動	13

開催月 日時間	集 会 番 号	課 題	組 織 者	会 長	報 告 幹 事	ア ジ ェ ン ダ 摘 要	登 録 報 告 数
9. 6 P.M.	18	人口老年化の 社会的経済的 影響	A. Sauvy (F)		J. Daric (F)	(1) 人口老年化と経済活 動人口の負担 (2) 各種保障制度 (3) 人口老年化と職業産 業別構造, 人口の地域 的分布 (4) 老年人口の能力と雇 用可能性 (5) 老年人口の社会的文 化的適応	11
9. 6 P.M.	19	工業化過程に ある国の人口 分布と国内移 動	M. Boldrini (IT)		B. Colombo (IT)	(1) 低開発地域における 経済発展と人口再配分 (2) 都市化の人口学的社 会学のおよび経済学的 意義 (3) 工業園における研究 の低開発地域に対する 意義	10
9. 7 A.M.	20	経済的社会的 発展と人口 (1)人口と非生 物資源	F. W. Notestein (US)	Gunnar Myrdal (UN)	F. W. Notestein (US)	(1) 人口増加と所要エネ ルギー (2) 人口増加と有限不燃 性鉱物資源 (3) 人口増加と無限不燃 性鉱物資源 (4) 非生物資源の利用と 商品化	10
9. 7 A.M.	21	人口学的実地 調査	R. Bachi (IS)		H. V. Muhsam (IS)	(1) 人口統計における標 本調査 (2) 人口統計の得られな い部分人口についての 調査法 (3) 出生力に作用する人 口学的経済的社会的要 因の調査法	14
9. 7 P.M.	22	経済的社会的 発展と人口 (2)人口と農業	P. L. Sherman (FAO)	Sir H. Broadley (FAO)	P. L. Sherman (FAO)	(1) 人口増加と食料の需 要 (2) 土地, 山林, 水産資源 (3) 各国農業の発展段階 (4) 農村過剰人口 (5) 社会的文化的変動と 農業人口 (6) 農業生産と資本投資 (7) 食料価格	23
9. 7 P.M.	23	人口発展と遺 伝的要因	F. Osborn (US)	J. A. Böök (SD) L. S. Penrose (UK) C. Stern (US)	F. Osborn (US)	(1) 遺伝的欠陥者の分布 (2) 人口構造に作用する ジーンの度数を決定す る要因 (3) 人口構造に作用する ジーンの分布	16
9. 8 A.M.	24	経済的社会的 発展と人口 (3)人口, 資本 形成, 投資 および雇用	L. B. Rist (IBR)		R. d. Chiesa (IBR)	(1) 低開発地域における 人口と資本 (2) 低開発地域における 人口と貯蓄 (3) 低開発地域における 人口と雇用 (4) 人口密度高き低開発 地域における人口と資 本と雇用 (5) 人口密度低き低開発 地域における人口と資 本と雇用	10

開催月 日時間	集会 番号	課 題	組 織 者	会 長	報 告 幹 事	ア ジ ェ ン ダ 摘 要	登 録 報 告 数
9.10. P.M.	31	経済的社会的 発展と人口総 括	D. Vogelnik (YS)		P. L. Sherman (FAO) F. W. Notestein (US) R. d. Chiesa (IBR) S. Köller (G) J. Daric (F) F. Lorimer (US) J. E. Grebnik (UK) P. Hauser (US)	(1) 人口発展と農業資源 (2) 人口発展と非生物資 源 (3) 人口発展と資本、投 資、雇用 (4) 人口発展と国際移動 (5) 人口老年化 (6) 人口発展と社会的様 相 (7) 人口対策 (8) 人口発展と社会的経 済的要因	—
9.10. P.M.	32	閉会総会	—	L. Hersch (SW)	—	—	—

備考：SW＝スイス，F＝フランス，IT＝イタリア，IN＝インド，PB＝オランダ，PR＝ペルー，
EG＝エジプト，CY＝セイロン，AR＝オーストラリア，FL＝フィンランド，SD＝スウェーデン，
NR＝北ロデシア，RU＝ルアンダ・ウルンデイ，BR＝ブラジル，IS＝イスラエル，
IBR＝国際復興開発銀行，BU＝ビルマ，CH＝チリ，YS＝ユーゴスラヴィア。

(2) セアンス

集会は32集会に分れ，平日は午前，午後各2集会が平行進行され，1日4集会であつて，目の廻るような忙しい会議であつた。第1集会は開会の総会であり，第32集会は閉会の総会であつて，残る30集会の中，2つの集会が総括の集会に当てられたが，その中1つは(A)世界人口の発展に関する総括で第30集会であり，その2は(B)経済的社会的発展と人口との関係に関する総括で第31集会がそれであつた。これ等2つの総括の集会を除いた残り28集会がそれぞれ課題別の研究報告と討論の集会となつた。

これ等の28集会を課題のニューアンスによつて2つに分けると，その中12の集会は理論的，技術的な課題に関する集会であつて，残る16集会が実際の具体的な課題に関するものであつた。この2つのグループに分けた集会を，課題を中心として分けてみると次のごとくなる。

(A) 理論的技術的な集会

第3，5，7，9，13，15，16，21，23，25，27および29集会がこれに属し，(a)人口統計に関する調査方法(b)調査結果の吟味(c)分析方法(d)特殊研究方法および(e)人口学関係の専門家，技術者の養成にまで及んでいる。

(B) 実際の具体的な集会

(a) 死亡率傾向	{ (a a) 低い地域 (a b) 高い地域	第2集会 第4集会
(b) 出生率傾向	{ (b a) 低い地域 (b b) 高い地域	第6集会 第8集会
(c) 国際移動	{ (c a) 流出国の見地 (c b) 流入国の見地	第10集会 第12集会
(d) 人口対策効果		第11集会
(e) 世界人口の将来		第14集会

(f) 国内移動	{ (f a) 工業国の	第17集会
	{ (f b) 工業化中の国の	第19集会
(g) 人口老年化の社会的経済的作用		第18集会
(h) 経済的社会的発展と人口	{ (h a) 人口と非生物資源	第20集会
	{ (h b) 人口と農業	第22集会
	{ (h c) 人口と資本、投資、雇用(低開発地域)	第24集会
	{ (h d) 低開発国開発計画の作用	第26集会
(i) 人口と社会の発展		第28集会

(3) 第14集会

以上の諸集会の中、『世界の将来人口の推計』を課題とする第14集会は、日本の森田優三博士が組織者となつて組織された集会であるから、特に一言しておくこととする。この集会は9月3日午後3時から6時まで、FAO大会議室で開かれた。最近における将来人口推計の批判で有名なUS国立保健研究所、生物測定学部長 Harold F. Dorn¹⁴⁾ を部会長とし、東南アジア人口の研究で著名な Irene B. Taeuber をラツポルティユールとした。

登録提出報告は11題に上つたが、世界人口については、国連人口部推計の1950年から1980年までの世界の推計将来人口が提出されて注目をひいた。¹⁵⁾ スカンディナヴィア3国については、ノルウェイ統計局人口部長 Julie Backer が、西独については西独統計局人口部長 Kurt Horstmann が報告を提出した。USについては、W.S. Thompson の報告があり、ブラジルについては Joao Lyra Madeira の報告があつた。L.T. Badenhorst が南阿について人種別将来人口の推計を報告し、R.A. Gopaldaswami がインドについて、N. Keyfitz がインドネシアについて、¹⁶⁾ T.E. Smith がマレイについて報告を提出した。私は日本の将来人口の推計について報告書を出した。

US統計局 Henry Shryock, 国際統計協会 A. Dufresne, オーストラリア国立大学 W.D. Borrie, 国連人口部長 J.D. Durand, カナダ統計局 Nathan Keyfitz, インド統計局 N. Sovani, かつて日本の人口統計を批判したスイスの Gregory Frumkin¹⁷⁾ が討論に参加し、フランスの将来人口について A. Sauvy がコメントし、日本の将来人口については箱総がコメントを与えて、欧米文明国でかつて経験されたことのないような日本現下の急速度の人口学的変動に注意を促した。さらに、ポーランドその他の二三の国についてのコメントが試みられた。森田優三博士は東南アジア全域についてコメントを与え、近い将来における人口増加のみならず、生産年齢人口の激増という構造変動に注目されるべきことを指摘された。

なお、国連推計の日本の将来人口と私の推計との間に著しい開差を生じ〔表4〕若干の専門家の鋭い関心をひいた。既往における平均増加率をもつてこれを将来に延長するという簡単な推計方法をつた国連のマクロ的な推計と

表4. 日本の推計将来人口に関する箱の推計と国連推計との開差 (単位100万)

年次	箱推計(1)	国連人口部推計(2)	(1)-(2)
1950	83.2	82.9	+ 0.3
1955	89.0	90.4	- 1.4
1960	92.9	97.9	- 5.0
1965	96.4	105.3	- 8.9
1970	100.3	112.6	-12.3
1975	102.8	119.5	-16.7
1980	106.4	126.1	-19.7

国連推計は中央の値。

14) H.F. Dorn: "Pitfalls in Population Forecasts and Projections" — The Journal of the American Statistical Association, Sept., 1950, vol. 45, pp. 311—344.

15) 上田正夫, 浜英彦訳: 『国連推計世界の将来人口』—厚生省人口問題研究所, 部内資料, 昭和29年12月.

16) Minoru Tachi: An Estimate of Future Population of Japan. E/CONF. 13/102.

17) G. Frumkin: "Japan's Demographic Expansion in the Light of Statistical Analysis" — Sociological Review, vol. XXX, No. 1, Jan. 1938.

森田優三: 人口増加の分析, 昭和19年, pp. 448 fg.

マイクロ的な私の推計との間に開差を生じることがむしろ当然であつて、結局、日本の現在の人口学的変動の速度がいかに著しいかを立証するものというべきである。

課題の性質上、この集会は多くの人人の興味をひいたが、台湾省からの出席者が、戦後台湾省の人口増加が著しいこと、これに対して中共の人口増加が著しくないと推定されるという趣旨の発言をしたのに対してソ連圏から中共人口増加の著しいことについての反駁論が出るなどというひとコマもあつて、まことににぎやかな集会であつた。また、将来人口の推計には、どこの国でもあらゆる人口統計材料が動員され、客観情勢の判断が集結されることから、この集会は科学的にも最も重要な興味深い集会の1となつた。

5. 所 感

すでに一言したように、この度の会議は純然たる学術会議であつて、特に決議を行うというようなこともなかつたのであつて、われわれの収穫はむしろ非常に専門的な事項に関するものであつた。ただ、ここでは、会議の全般を通じて私が受けた主な印象を列記して参考としよう。何分にも膨大な会議であるし、私の知識も一部に限られているから、ただ、群盲ゾツをなでるの誤を犯すことをおそれるものである。

(1) (A) 国連事務局人口部の推計によると、1650年に4.7億と教えられた世界の人口は1950年に24.5億に増加した。過去300年間に世界の人口は5倍以上も増加したというのであるから文字通り人口史上空前の増加である。文明国における1930年代の著しい出生減退、ならびに第2次大戦による人口の減耗にもかかわらず、1920年以降、世界の人口は年平均1%という増加を続けている。国連人口部は1980年まで世界の将来人口を推計して、森田優三博士組織の第14集会に提出した。この推計によると1980年の世界人口は最小33億、最大40億、中央の値36億となつている。1950年から1980年までの世界人口の推計増加率は中央の値で年平均1.2%となる。

(B) 世界人口の著しい増加を促している要因は、戦争にもかかわらず、世界の死亡率が全面的に低下したことにあるが、特に注目すべきは、出生率が依然として高い低開発地域において急速度に死亡率が下つたことである。低開発地域の中にはマリアの撲滅によつて、死亡率が下ると同時に出生率がさらに一段と高まつた地域さえある〔特に第2, 4および8集会〕。

(C) こうして、近い将来における人口増加の特に著しい地域は、ラテン・アメリカをはじめ、東南アジアおよびアフリカの低開発地域である〔第14集会〕。国連の推計は北米、日本およびソ連はおそらく既往のヨーロッパの傾向にしたがうであろうといつている。

(2) (A) 非生物資源、特にエネルギー資源、食料、その他原料一般は、世界全体としてみれば、1980年の人口に対する所要量は必ずしも充足不能であるとはいえない。しかし、1980年以後における世界の人口増加に対して資源は決して楽観を許さない〔第20および22集会〕。豊富低廉なエネルギー資源を得ることが必要であるが、考えられるのは原子エネルギーである。しかし、その実用については必ずしも容易ではない。

(B) 世界全体として、どうにか人口増加と資源のバランスが採れるとしても、資源の地域的分布が非常に不均衡であるから、1980年以前に、地域によつては、人口増加と資源との著しい不均衡を来すおそれのあるものがある。それは東南アジアをはじめとする低開発地域である〔第20集会〕。

(3) 低開発地域においては農業生産をはじめ資源のポテンシャルの何分の1しか現在利用されていない。しかし、多くの低開発地域においては、現在すでに過剰人口の圧力が資本の蓄積を阻害している。これ等の地域では、現在から近い将来に著しい人口増加が予想されるが、それはますます人口圧力を高めて、農業の改善をさまたげる可能性がある。農業の改善がさまたげられれば、出生率の合理的な減退を期待することは困難であつて、そのため人口増加は促進されるか、あるいは、現状が維持され、その結果、さらに過剰人口の圧力を加えてゆくであろう。低開発地域における過剰人口が過剰人口を生むというこの悪循環がどこかで切断されなければならない。低開発地域では資本の必要が痛感されているが、工業化、都市化が現在の経済制度や社会制度の根底に浸透し、生産力が発展するとともに、出生率の減退によつて人口増加率の近代的な調整が実現するような条件の成熟を促すことが必要である〔第19, 22, 24および26集会〕。

以上のごとく、この度の世界人口会議は、何よりも先ず第1に低開発地域の人口増加と社会的経済的諸条件との関係に関する問題に課題の焦点をしぼつた感がある。

(4) 上述したところは、世界人口の将来、特に低開発地域について、見透しは一般に悲観的である。しかし、これに対して一部には楽観論が強調された。それは、主として、ソ連から出席した3人の学者をはじめ、ソ連の衛星国から出席した人人であつた。これ等の人人の主張は社会主義生産の目的は、不斷に増加し、拡大する人口の物質的および文化的欲求を最高限度において充足することにある。社会主義生産の下においては、人口は貴重な“資本”なのであつて、生産力の発展が不十分であるために人口を減らすことを断じて考えない。社会主義生産が確立され発展している国ではどこでも人口増加率は著しく高まつているということであつた。

この楽観論と悲観論との対立については、2つの困難が感ぜられた。その1つは楽観論者の議論がほとんど公式的議論であつて、統計数字の根拠を十分に示さなかつたことである。ソ連からの出席者の示した数字的根拠は、国連人口年鑑に掲載されている極めてわずかの数字と、ソ連の新聞紙上に掲載されたこれまたわずかの数字であつて、この会議で新規に示された数字はほとんどなかつたといつてよい。今1つは、この度の世界人口会議が、課題にしたがつて多数の集会に分れて報告討論が行われたこと上述のごとくであるが、“人口理論”に関する集会が全く存在しなかつたということをつけ加えなければならない。

(5) (A) 将来の人口増加にとつて決定的な要因は出生力である。人口現象の側面という点からいえば、何といつても、問題の焦点は出生力とそれに作用する社会的経済的諸要因との関係に関する課題であつた。出生力自体を課題とした第6および第8集会がこれを取扱つたことというまでもないが、人口対策の見地から第11集会においても議論は出生力に集中した感があつた。第13集会においても人口推計の要点が出生力にあり、第21、25、27、28集会等においても出生力に関する問題が重要な論題となつた。

(B) 出生力に関する課題が特に低開発地域について問題となつたことは上述したところによつておよそ明らかであるが、なかならず、低開発地域のそれぞれの特有の経済制度、社会制度、社会的モores等と出生力との関係に関する認識が中心課題となつた。

(C) 文明国の出生力については、一般に、出生減退に自から一定の限界があることと出生減退を阻止する可能性が認められたような印象を受けた。

フランスは出生率の維持に積極的な態度を示し、そのための人口政策の樹立実施に際して人口に関する調査研究の必要とその効果とを高く評価した。また、フランス現在の出生率の回復については人口政策の効果を認めようとする態度が現われていた。スカンディナヴィア諸国、特にスウェーデンにおいては、出生率自体の保持という見地よりも、社会政策的な立場が強く現われていたように思われる。1935年スウェーデン人口委員会の決議の¹⁸⁾基本思想が依然として生きていたという印象を受けた。イギリスの態度も大体これに類似するとみられた〔第11、6集会等〕。

(6) 出生率と関連して、印象に残つているのは、1927年の世界人口会議以来、とかく敬遠されたようにみえた“プロパガンディスト”が非政府機関の代表者としてオブザーヴァの名簿中に登録されていたことである。国際カトリックおよびミツションに関する機関の中央連絡部の2名のオブザーヴァと相並んで、国際家族計画連盟の代表者として、Dorothy H. Brush 夫人とスウェーデン性教育連盟の Elise Ottesen-Jensen 夫人とが登録されていた。なお、Margaret Sanger 研究所の Abraham Stone 教授は、第6集会と第8集会との2つの

18) Alva Myrdal: "A Program for Family Security in Sweden" --- International Labour Review, June, 1939.

北岡寿逸:『スウェーデンの人口問題及人口政策』——人口問題研究, 第1巻第3号, 昭和15年11月。

森岡正陽:『自由主義的人口政策の全貌』——人口問題, 第3巻第4号, 昭和16年3月。

Gunner Myrdal: Population: A Problem for Democracy, 1940.

小田橋貞寿:『民主主義国における人口問題』——一橋論叢, 第8巻第2号, 昭和16年8月。

河野和彦:『ミユルダールの人口論(1)(2)』——人口問題, 第4巻第3、4号, 昭和17年1、7月。

河野和彦訳:人口問題と社会政策, 昭和18年。

集會に相異つた2つの報告を提出した。

(7) 人口老年化については、第16集會において、出生率および死亡率の低下にともなう年齢構造の変化が理論的に主題とされたし、第18集會においては人口老年化の社会的經濟的意義が論ぜられた。

(A) 文明国では出生率最近の安定化的傾向にもかかわらず、今後なお人口の老年化が進行することが認められた。社会保障的制度の進んでいる文明国では、社会保障の問題よりもむしろ老年人口の労働能力と雇用とに関する問題が注目された。

(B) 低開発地域では、少くとも、今後1世代の間は人口の老年化は問題とならないが、死亡率の急速な改善による生産年齢人口の激増がみられ、この意味での人口の高年化が低開発地域の人口問題を一そう困難なものとするのみられた。

(8) 人口の國際移動については、少くとも私の個人的印象を卒直にいえば、最も低調な集會であつたように思われた。オーストラリア以外の人口流入国では自国の近い将来における人口増加が見透されていることと、労働力よりも技術の輸入が希望されているような印象を受けた〔第10および第12集會〕。なお、ヨーロッパにおける難民と強制移住者の問題が戦後今日においても依然として困難な問題であることが今さらのごとく感ぜられた。

(9) 世界の人口變動については概ね上述のごとくであるが、戦後における日本の人口變動、出生率と死亡率の低下がこれまで文明国において経験されたことのない急速度なものであることが非常な注目をひいた。日本の死亡率の改善も著しいが、日本からこの死亡率に関する研究報告が1題も出ていなかったことがさみしかつた。——日本からの19名の参加者中8名が医学者および医師であつた——特に1950年以後における出生率の急激な減退は異常な注目をひいた。日本ではかつての欧米文明国よりも人工妊娠中絶の統計が整備している点もあつて、急激な出生減退が主として人工妊娠中絶によつて起つていることが問題となつた。

日本のこの急速な出生減退についての各国学者の表情は決して単純なものではないという印象を強く受けた。出生率の高い地域における出生率減退の可能性を読みとつた向きもあつた。他の低開発地域における出生率の減退は日本のように急速には実現しないとみたものもあつた。人工妊娠中絶による出生減退をきびしい人口問題の現実を物語る悲惨な事実と受け取つたもの、あるいはまた、末期的な症状とみたものもあつたようである。ただ全体として、受精調節に切りかえて人工妊娠中絶をやめるべきであるという点で意見は大部分一致していたように思えた。しかし、その論拠は、倫理的な見地であつてやや超越的な印象を受けざるを得なかつた〔第8集會〕。

(10) 統計的人口学、あるいは、Landry 的意義における純粹人口学の領域においては、第1次大戦後第2次大戦前まで、人口学界をにぎあわせた再生産理論、ロジステイック理論、安定人口理論に対して、“cohort analysis” といつたような具体的総合的分析の発達に特に注意をひいた。

(11) 人口統計の分野は著しく多彩ではなほだにぎやかであつた。

(A) 国連統計部をはじめ國際統計機關の推薦調査事項がどのように実現したか、特に、1950年世界センサスにおいてどのように、どの程度に実現したか、調査結果をいかに有効に利用するか等、国連事務局はいうまでもなく参會した各国学者相互の間で関心を集めた。

(B) 人口統計調査における諸概念とその実施上の規定が重要な課題となり特に第9集會がもつばらこれに当てられたが、登録提出報告は39題に上る盛況であつた。結局、問題の中心点は、(a)現在人口と常住人口、(b)“agglomération” (都市、農村、都市地域等を含む)、(c) 各国制度を異にする婚姻に関する実体的制度と概念規定との問題および(d)經濟活動人口関係の諸概念が中心となつて討論された。

(C) 人口統計の完全性と正確性が問題となり、特に低開発地域に注目が集つたことは当然であるが、新興国はまたこれ等の問題について積極的に発言の機会をとらえようと努力した。

(D) この度の會議が全般的に低開発地域に問題がしばられた感があつたことはさきに一言した通りであるが、人口統計材料の不備な地域——特にアフリカの1部——における人口統計調査法が1つの重要な課題となつた。これと関連して、文明国においても、人口統計材料が利用し得ない小地域における調査法が問題となつた。

(12) 日本における人口問題の研究については、文明国の中において必しも劣るものでないという自信を得た。日本からの参加者はいずれも重要な報告を貢献した。人類集団遺伝学(population genetics)的研究の分野において日本から多くの報告が提出せられ〔第23集会一表2参照〕、注意をひいたことを見逃してはならない。特に、人口統計の領域においては、文明国の中でもむしろ最も優れた部類に属するという確信を深めた。日本が人口調査の抽出集計に先鞭をつけたこと(1920年)、出生地別人口の年齢構造を集計表章したこと(1930年)、人口国内移動統計を開始したこと(1954年)等等、少くとも私には意外に外国の学者がよく知つているように思われた。しかし、それとともに、この際われわれは大いに反省し、さらに一段と発達を図るべき責務を痛感した。完全性において、正確性において、たしかに日本の人口統計は立派なものであるが“貧乏国”のせい、集計や分析の不十分なことと折角の調査が中途半端に終つていることをいかにも残念に感じた。かねがねこちらで十分承知しているだけに、日本の人口分析に関心をもつ外国の学者から指摘されるとなおさらの思いであつた。例えば、前例のない出生力の激変が起つているのに、1950年国勢調査においては配偶関係の集計は産業別、男女年齢別と組み合わせられていないし、出産力についても社会的経済的階層別にはほとんど直接に知り得ない状態である。中途半端の1例としては、労働力調査を挙げれば足りよう。結果は、全国と市部郡部別に集計表章されているに過ぎない。市部郡部の別が少くとも人口統計としてその意義を急速に稀薄にしつつある時に、せめて都道府県別に結果が利用される程度に、抽出計画を拡張し調査の拡充されることが切に望ましい。

(13) この度の世界人口会議は、会議場においてはいうまでもなく、会議場外においても、各国の専門家が相互に研究の結果について意見の交換をし、専門的知識の向上に大いに役立つことは確かであつて、会議の目的からみて大いに成功であつたといつてよい。主催者国連、特にその人口部と統計部とが多数の資料を提供した努力に対して敬意を表しなければならぬ。世界人口会議の開催について国際人口学会の演じた重要な役割を痛感するとともにその労を多としなければならぬ。

6. 国際人口学会総会

最後に、9月4日開催の国際人口学会総会について簡単に付け加えておこう。(1)役員改選に当つて、現会長 Liebmann Hersch と代つてブラジル国立地理統計研究所長 Giorgio Mortara が会長となり、(2)日本からは森田優三博士が副会長に選挙せられた。(3)“人口学辞典”(“demographic dictionary”)の編集計画の促進および(4)会員に対する配布印刷物の拡充等について論議された。

参考拙稿

1. 館 稔：1954年国連世界人口会議—毎日新聞社人口問題調査会、資料第41号、昭和29年2月。
2. 館 稔：『1954国連世界人口会議』—統計情報、第3巻第12号、昭和29年12月。
3. 森田優三、館 稔、安芸皓一、大野教雄、黒沢俊一：『人口と資源(座談会)』—資源、第25号、昭和30年1月。
3. 館 稔：『1954年世界人口会議を通じてみた世界の人口問題』—財団法人人口問題研究会：人口問題講演会講演集、第17集、人口問題資料第55号、昭和30年3月。
5. 館 稔：『世界人口会議を回つて』—東洋経済新報社、理論経済学、第5巻等3、4号、昭和30年3月。

昭和30年3月、日本人口学会は、会員が世界人口会議に提出した12編の論文を和英両文で編集し、『日本人口学会記要』第3号として公刊した。

統 計

I 昭和 25 年国勢調査結果 (10) 全部集計結果の(2)

(労働力状態, 職業, 産業および従業上の地位に関するもの)

	頁
第 1 表 労働力状態および男女別14歳以上人口—全国・市部・郡部	79
第 2 表 従業上の地位および男女別14歳以上就業者—全国・市部・郡部	79
第 3 表 職業 (大分類) および男女別14歳以上就業者—全国・市部・郡部	80
第 4 表 産業 (大分類) および男女別14歳以上就業者—全国・市部・郡部	81
第 5 表 産業 (大分類) および職業 (大分類) 別14歳以上就業者数—全国・市部・郡部	82
第 6 表 職業 (大分類), 在学年数 (13区分) および男女別14歳以上就業者数—全国	84
第 7 表 失業前の職業 (大分類), 在学年数 (13区分) および男女別14歳以上非在学失業者数—全国	86
第 8 表 世帯主の労働力状態および産業 (大分類) 別一般世帯数, 世帯人員—全国・市部・郡部	88

II 人 口 動 態

第 1 表	年次別人口動態 (大正9年—昭和29年) (1)実数	89
第 2 表	年次別人口動態 (大正9年—昭和29年) (2)率	90
第 3 表	昭和29年都道府県別人口動態 (1)実数	91
第 4 表	昭和29年都道府県別人口動態 (2)率	92
第 5 表	昭和29年月別人口動態数	93
第 6 表	年次別平均婚姻年齢 (明治32年—昭和28年)	94
第 7 表	昭和26, 27年母の年齢 (5歳階級) 別, 出産順位別出生児	95
第 8 表	年次別, 女子の年齢別特殊出生率 (大正14年—昭和28年)	96
第 9 表	年次別, 市部郡部別自然死産および人工妊娠中絶 (昭和23年—29年)	97
第10表	優生保護法による人工妊娠中絶および優生手術実施数 (昭和24年—29年)	97
第11表	昭和28, 29年主要死因別死亡	98
第12表	昭和28, 29年主要死因別乳児死亡	98
第13表	昭和28, 29年男女, 年齢 (5歳階級) 別死亡率	99
第14表	昭和28, 29年男女, 年齢 (5歳階級) 別結核死亡率	99

III 推 計 人 口

第 1 表	毎月全国推計人口 (昭和25年10月—30年4月) (1)全人口	100
第 2 表	毎月全国推計人口 (昭和25年10月—30年4月) (2)日本人人口	101
第 3 表	昭和29年10月1日都道府県, 男女別推計人口	102
第 4 表	昭和29年10月1日男女, 年齢 (5歳階級) 別推計人口 (1)全人口	103
第 5 表	昭和29年10月1日男女, 年齢 (5歳階級) 別推計人口 (2)日本人人口	103
第 6 表	昭和29年10月1日男女, 年齢 (各歳) 別推計人口 (1)全人口	104
第 7 表	昭和29年10月1日男女, 年齢 (各歳) 別推計人口 (2)日本人人口	105

(上田・山口編)

I 昭和25年国勢調査結果(10)

第1表 労働力状態および男女別14歳以上人口—全国・市部・郡部

労働力状態			実数			割合(各総数100.0につき)		
			総数	男	女	総数	男	女
全 国								
総労働力		数	55,583,758	26,785,271	28,798,487	100.0	100.0	100.0
就業者	働業者	数	36,347,294	22,364,902	13,982,392	65.4	83.5	48.6
非就業者	失業者	数	19,234,131	4,418,927	14,815,204	34.6	16.5	51.4
	働業者	数	35,625,790	21,870,367	13,755,423	64.1	81.7	47.8
	失業者	数	721,504	494,535	226,969	1.3	1.8	0.8
	働業者	数	2,333	1,442	891	0.0	0.0	0.0
市 部								
総労働力		数	21,403,812	10,384,022	11,019,790	100.0	100.0	100.0
就業者	働業者	数	12,165,021	8,406,064	3,758,957	56.8	81.0	34.1
非就業者	失業者	数	9,237,550	1,977,229	7,260,331	43.2	19.0	65.9
	働業者	数	11,718,251	8,101,215	3,617,036	54.7	78.0	32.8
	失業者	数	446,770	304,849	141,921	2.1	2.9	1.3
	働業者	数	1,231	729	502	0.0	0.0	0.0
郡 部								
総労働力		数	34,179,946	16,401,249	17,778,697	100.0	100.0	100.0
就業者	働業者	数	24,182,273	13,958,838	10,223,435	70.7	85.1	57.5
非就業者	失業者	数	9,996,571	2,441,698	7,554,873	29.2	14.9	42.5
	働業者	数	23,907,539	13,769,152	10,138,337	69.9	84.0	57.0
	失業者	数	274,734	189,686	85,048	0.8	1.2	0.5
	働業者	数	1,102	713	389	0.0	0.0	0.0

備考 第8表(88頁)の註参照.

第2表 従業上の地位および男女別14歳以上就業者—全国・市部・郡部

従業上の地位			実数			割合(各総数100.0につき)*		
			総数	男	女	総数	男	女
全 国								
総従業者		数	35,625,790	21,870,367	13,755,423	100.0	100.0	100.0
家族従業者	働業者	数	9,289,649	7,607,178	1,682,471	25.1	34.8	12.2
家族従業者	失業者	数	12,249,511	3,819,891	8,429,620	34.4	17.5	61.3
家族従業者	働業者	数	14,062,533	10,428,493	3,634,040	39.5	47.7	26.4
家族従業者	失業者	数	24,097	14,805	9,292	0.1	0.0	0.1
市 部								
総従業者		数	11,718,251	8,101,215	3,617,036	100.0	100.0	100.0
家族従業者	働業者	数	2,445,423	1,935,463	509,960	20.9	23.9	14.1
家族従業者	失業者	数	1,677,770	556,588	1,121,182	14.3	6.9	31.0
家族従業者	働業者	数	7,582,183	5,600,541	1,981,642	64.7	69.1	54.8
家族従業者	失業者	数	12,875	8,623	4,252	0.1	0.1	0.1
郡 部								
総従業者		数	23,907,539	13,769,152	10,138,387	100.0	100.0	100.0
家族従業者	働業者	数	6,844,226	5,671,715	1,172,511	28.6	41.2	11.6
家族従業者	失業者	数	10,571,741	3,263,303	7,308,438	44.2	23.7	72.1
家族従業者	働業者	数	6,480,350	4,827,952	1,652,398	27.1	35.1	16.3
家族従業者	失業者	数	11,222	6,182	5,040	0.0	0.0	0.0

備考 第8表(88頁)の註参照.

第3表 職業（大分類）および男女別14歳以上就業者—全国・市部・郡部

職 業 (大 分 類)	実 数			割合(各総数100.0)*		
	総 数	男	女	総数	男	女
全 国						
総 数	35,625,790	21,870,367	13,755,423	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	1,601,222	1,100,440	500,782	4.5	5.0	3.6
管理業務従事者	665,710	648,161	17,549	1.9	3.0	0.1
販売従業者	3,059,057	2,161,999	897,058	8.6	9.9	6.5
農夫,伐木夫,猟師,漁夫及び類似従業者	2,993,003	1,860,965	1,132,038	8.4	8.5	8.2
採鉱採石の職	17,017,265	8,652,693	8,364,572	47.8	39.6	60.8
運輪的職	409,050	372,466	36,584	1.1	1.7	0.3
特殊技能工,生産工程従業者及び単純労働者	444,797	440,522	4,275	1.2	2.0	0.0
(他に分類されない)	7,942,681	6,015,648	1,927,033	22.3	27.5	14.0
{特殊技能工,生産工程従業者及び類似従業者	6,535,483	4,834,087	1,701,396	18.3	22.1	12.4
{単純労働者(農場,鉱山及びサービスを除く)	1,407,198	1,181,561	225,637	3.9	5.4	1.6
サービス職	1,464,321	598,718	865,603	4.1	2.7	6.3
分類不能の職業及び不詳	28,684	18,755	9,929	0.1	0.1	0.1
市 部						
総 数	11,718,251	8,101,215	3,617,036	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	774,201	539,375	234,826	6.6	6.7	6.5
管理業務従事者	410,864	399,167	11,697	3.5	4.9	0.3
販売従業者	1,797,150	1,237,139	560,011	15.3	15.3	15.5
農夫,伐木夫,猟師,漁夫及び類似従業者	1,737,442	1,133,844	603,598	14.8	14.0	16.7
採鉱採石の職	1,580,707	857,517	723,190	13.5	10.6	20.0
運輪的職	90,421	83,651	6,770	0.8	1.0	0.2
特殊技能工,生産工程従業者及び単純労働者	226,929	224,739	2,190	1.9	2.8	0.1
(他に分類されない)	4,163,358	3,249,612	913,746	35.5	40.1	25.3
{特殊技能工,生産工程従業者及び類似従業者	3,458,683	2,660,073	798,610	29.5	32.8	22.1
{単純労働者(農場,鉱山及びサービスを除く)	704,675	589,539	115,136	6.0	7.3	3.2
サービス職	921,495	365,141	556,354	7.9	4.5	15.4
分類不能の職業及び不詳	15,684	11,030	4,654	0.1	0.1	0.1
郡 部						
総 数	23,907,539	13,769,152	10,138,387	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	827,021	561,065	265,956	3.5	4.1	2.6
管理業務従事者	254,846	248,994	5,852	1.1	1.8	0.1
販売従業者	1,261,907	924,860	337,047	5.3	6.7	3.3
農夫,伐木夫,猟師,漁夫及び類似従業者	1,255,561	727,121	528,440	5.3	5.3	5.2
採鉱採石の職	15,436,558	7,795,176	7,641,382	64.6	56.6	75.4
運輪的職	318,629	288,815	29,814	1.3	2.1	0.3
特殊技能工,生産工程従業者及び単純労働者	217,868	215,783	2,085	0.9	1.6	0.0
(他に分類されない)	3,779,323	2,766,036	1,013,287	15.8	20.1	10.0
{特殊技能工,生産工程従業者及び類似従業者	3,076,800	2,174,014	902,786	12.9	15.8	8.9
{単純労働者(農場,鉱山及びサービスを除く)	702,523	592,022	110,501	2.9	4.3	1.1
サービス職	542,826	233,577	309,249	2.3	1.7	3.1
分類不能の職業及び不詳	13,000	7,725	5,275	0.1	0.1	0.1

備考 第8表(88)頁の註参照.

第4表 産業（大分類）および男女別14歳以上就業者—全国・市部・郡部

産 業 (大 分 類)	実 数			割 合 (各総数100.0)*		
	総 数	男	女	総 数	男	女
全 国						
総 数	35,625,790	21,870,367	13,755,423	100.0	100.0	100.0
農 業 及 び 狩 猟 業 (伐 木 業 を 含 む)	16,102,359	7,805,188	8,297,171	45.2	35.7	60.3
林 業 及 び 狩 猟 業 (伐 木 業 を 含 む)	424,409	365,692	58,717	1.2	1.7	0.4
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	681,679	615,183	66,496	1.9	2.8	0.5
鉱 山 業	590,986	525,217	65,769	1.7	2.4	0.5
建 設 業	1,531,404	1,425,572	105,832	4.3	6.5	0.8
製 造 業	5,689,560	4,041,976	1,647,584	16.0	18.5	12.0
卸 売 業 及 び 小 売 業	3,963,141	2,406,413	1,556,728	11.1	11.0	11.3
金 融, 保 険 及 び 不 動 産 業	362,302	240,566	121,736	1.0	1.1	0.9
運 輸, 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,810,567	1,609,801	200,766	5.1	7.4	1.5
サ ー ビ ス 業 務	3,056,188	1,654,578	1,401,610	8.6	7.6	10.2
分 類 不 能 の 産 業	1,376,277	1,154,468	221,809	3.9	5.3	1.6
	36,918	25,713	11,205	0.1	0.1	0.1
市 部						
総 数	11,718,251	8,101,215	3,617,036	100.0	100.0	100.0
農 業 及 び 狩 猟 業 (伐 木 業 を 含 む)	1,463,692	746,451	717,241	12.5	9.2	19.8
林 業 及 び 狩 猟 業 (伐 木 業 を 含 む)	23,426	19,747	3,679	0.2	0.2	0.1
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	129,296	118,091	11,205	1.1	1.5	0.3
鉱 山 業	144,360	129,142	15,218	1.2	1.6	0.4
建 設 業	712,609	660,482	52,127	6.1	8.2	1.4
製 造 業	3,264,585	2,441,277	823,308	27.9	30.1	22.8
卸 売 業 及 び 小 売 業	2,373,293	1,488,469	884,824	20.3	18.4	24.5
金 融, 保 険 及 び 不 動 産 業	258,120	169,034	89,086	2.2	2.1	2.5
運 輸, 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	951,701	836,097	115,604	8.1	10.3	3.2
サ ー ビ ス 業 務	1,621,712	852,038	769,674	13.8	10.5	21.3
分 類 不 能 の 産 業	754,254	624,546	129,708	6.4	7.7	3.6
	21,203	15,841	5,362	0.2	0.2	0.1
郡 部						
総 数	23,907,539	13,769,152	10,138,387	100.0	100.0	100.0
農 業 及 び 狩 猟 業 (伐 木 業 を 含 む)	14,638,667	7,058,737	7,579,930	61.2	51.3	74.8
林 業 及 び 狩 猟 業 (伐 木 業 を 含 む)	400,983	345,945	55,038	1.7	2.5	0.5
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	552,383	497,092	55,291	2.3	3.6	0.5
鉱 山 業	446,626	396,075	50,551	1.9	2.9	0.5
建 設 業	818,795	765,090	53,705	3.4	5.6	0.5
製 造 業	2,424,975	1,600,699	824,276	10.1	11.6	8.1
卸 売 業 及 び 小 売 業	1,589,848	917,944	671,904	6.6	6.7	6.6
金 融, 保 険 及 び 不 動 産 業	104,182	71,532	32,650	0.4	0.5	0.3
運 輸, 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	858,866	773,704	85,162	3.6	5.6	0.8
サ ー ビ ス 業 務	1,434,476	802,540	631,936	6.0	5.8	6.2
分 類 不 能 の 産 業	622,023	529,922	92,101	2.6	3.8	0.9
	15,715	9,872	5,843	0.1	0.1	0.1

備考 第8表 (88頁) の註参照.

第5表 産業（大分類）および職業（大分類）別14歳以上就業者数—全国・市部・郡部

職業（大分類）	産				
	総数	農業	林業及び狩猟業（伐木業を含む）	漁業及び水産養殖業	鉱業
全 国					
総数	35,625,790	16,102,359	424,409	681,679	590,986
専門的技術的職業業者	1,601,222	15,870	2,442	5,168	12,868
管理業務従事者	665,710	18,121	3,788	3,888	8,098
販売業務従事者	3,059,057	97,588	20,233	6,784	62,204
農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者	2,993,003	8,599	861	650	3,877
採鉱採石の職業業者	17,017,255	15,932,380	368,701	651,519	509
運送の職業業者	409,050	—	28	—	392,124
特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者	444,797	7,862	4,774	2,438	8,599
(他に分類されない)	7,942,681	20,574	20,522	9,033	87,898
{特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者 {単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)}	6,535,483	14,219	6,692	7,457	75,963
サービス職業業者	1,407,198	6,355	13,830	1,576	11,935
分類不能の職業及び不詳	1,464,321	1,295	3,055	2,198	14,762
	28,681	70	5	1	47
市 部					
総数	11,718,251	1,463,692	23,426	129,296	144,360
専門的技術的職業業者	774,201	2,270	501	1,449	3,194
管理業務従事者	410,861	2,341	945	1,571	3,395
販売業務従事者	1,797,150	13,535	5,399	3,671	20,083
農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者	1,737,412	1,277	157	278	981
採鉱採石の職業業者	1,580,707	1,440,099	13,933	118,030	19
運送の職業業者	90,421	—	—	—	87,372
特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者	228,929	973	561	972	2,219
(他に分類されない)	4,163,358	2,870	1,593	2,690	23,161
{特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者 {単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)}	3,458,683	1,502	604	2,077	19,928
サービス職業業者	704,675	1,368	989	613	3,233
分類不能の職業及び不詳	921,495	325	335	635	3,903
	15,681	2	2	—	33
郡 部					
総数	23,907,539	14,638,667	400,983	552,383	446,626
専門的技術的職業業者	827,021	13,600	1,941	3,719	9,674
管理業務従事者	254,816	15,780	2,843	2,317	4,703
販売業務従事者	1,251,907	84,053	14,834	3,113	42,121
農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者	1,255,561	7,322	704	372	2,896
採鉱採石の職業業者	15,435,553	14,492,281	354,768	533,489	490
運送の職業業者	318,629	—	28	—	304,752
特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者	217,868	6,889	4,213	1,466	6,380
(他に分類されない)	3,779,323	17,704	18,929	6,343	64,737
{特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者 {単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)}	3,076,800	12,717	6,088	5,380	56,035
サービス職業業者	702,523	4,987	12,841	963	8,702
分類不能の職業及び不詳	542,826	970	2,720	1,563	10,859
	13,000	68	3	1	14

備考 第8表(88頁)の註参照。

業 (大分類)							
建設業	製造業	卸売業及び小売業	金融、保険及び不動産業	運輸、通信及びその他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業及び不詳
1,531,404	5,689,560	3,963,141	352,302	1,810,567	3,056,188	1,376,277	36,918
46,097	119,014	20,854	1,879	58,717	1,225,350	92,874	89
32,167	215,760	97,855	36,579	109,941	59,627	79,714	172
86,069	579,246	326,002	243,610	692,448	230,128	713,420	1,325
2,720	157,405	2,705,259	64,933	10,284	35,370	2,950	95
1,667	34,137	17,420	19	3,144	6,350	1,325	94
12,116	3,402	996	1	273	2	101	7
17,544	47,348	20,358	1,421	296,678	12,816	24,845	114
1,323,754	4,453,940	530,273	9,122	598,904	682,614	195,916	10,131
777,625	4,211,791	440,978	1,230	329,233	600,648	69,177	470
546,129	242,149	89,295	7,892	269,671	81,966	126,739	9,661
9,171	79,152	244,083	4,726	40,086	803,064	262,320	409
99	156	41	12	92	867	2,812	24,482
712,609	3,264,585	2,373,293	258,120	951,701	1,621,712	754,254	21,203
29,838	88,676	13,511	1,182	34,552	551,204	47,747	77
21,644	147,375	79,972	26,946	54,238	39,160	33,153	124
53,974	410,649	241,670	171,199	362,371	145,371	368,240	988
1,956	107,489	1,545,151	47,005	6,022	24,987	2,081	58
468	2,754	1,659	6	596	2,223	887	33
2,162	419	347	—	64	—	55	2
8,450	24,293	12,306	1,080	149,826	8,072	18,078	99
590,232	2,430,936	293,568	6,698	320,152	359,741	125,057	6,660
356,282	2,299,161	239,353	957	174,389	316,656	47,451	323
233,950	131,775	51,215	5,741	145,763	43,085	77,606	6,337
3,836	51,905	185,074	3,994	23,820	490,254	157,202	212
49	89	35	10	60	700	1,754	12,950
818,795	2,424,975	1,589,848	104,182	858,866	1,434,476	622,023	15,715
16,259	30,338	7,343	697	24,165	674,146	45,127	12
10,523	68,385	17,883	9,633	55,703	20,467	46,561	48
32,095	168,597	84,332	72,411	330,077	84,757	345,180	337
764	49,916	1,160,108	17,928	4,262	10,383	869	37
1,199	31,383	15,761	13	2,548	4,127	438	61
9,954	2,983	649	1	209	2	46	5
9,094	23,055	8,052	341	146,852	4,744	6,767	15
733,522	2,023,004	236,705	2,424	278,752	322,873	70,859	3,471
421,343	1,912,630	201,625	273	154,844	283,992	21,726	147
312,179	110,374	35,080	2,151	123,908	38,881	49,133	3,324
5,335	27,247	59,009	732	16,266	312,810	105,118	197
50	67	6	2	32	167	1,058	11,532

第6表 職業(大分類), 在学年数(13区分)および男女別14歳以上非在学就業者数一全国

職業(大分類)	在				
	総数	0年	1-3	4	5-6
総数	35,100,807	986,945	852,886	2,003,858	6,521,771
専門的技術的職業	1,579,059	9,092	6,500	14,025	43,637
管理業務従事者	663,741	1,805	3,077	11,709	41,885
販売従事者	3,014,198	3,378	3,507	11,969	88,050
農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	2,969,652	54,143	58,928	145,950	502,384
採鉱採石の職業	16,707,986	777,074	609,398	1,452,689	3,844,412
運輸の職業	407,707	7,457	13,720	13,360	97,259
特殊技能工, 生産工程従業者及び単純労働者 (他に分類されない)	442,496	2,463	3,599	7,172	55,889
{特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 単純労働者(農場, 鉱山及びサービスを除く)}	7,836,062	109,360	129,152	296,409	1,556,503
サービス職業	6,443,982	69,739	88,463	211,964	1,195,658
分類不能の職業	1,392,080	39,621	40,689	84,445	360,845
	1,452,445	21,298	24,353	49,310	287,007
	27,461	875	652	1,265	4,745
男					
総数	21,533,108	338,651	428,861	1,148,951	3,261,911
専門的技術的職業	1,085,268	4,460	3,661	8,356	27,070
管理業務従事者	646,271	1,451	2,644	10,420	38,209
販売従事者	2,126,582	2,351	2,813	10,441	69,641
農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	1,844,790	19,682	27,830	77,655	265,299
採鉱採石の職業	8,455,931	233,894	281,150	777,352	1,567,447
運輸の職業	371,176	5,608	11,492	11,233	84,044
特殊技能工, 生産工程従業者及び単純労働者 (他に分類されない)	438,236	2,305	3,435	6,919	54,470
{特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 単純労働者(農場, 鉱山及びサービスを除く)}	5,955,691	64,516	89,402	228,455	1,085,321
サービス職業	4,786,609	35,417	58,832	161,004	801,644
分類不能の職業	1,169,082	29,099	30,570	67,451	283,677
	591,385	3,973	6,101	17,317	67,686
	17,778	411	333	803	2,724
女					
総数	13,567,699	648,294	424,025	854,907	3,259,860
専門的技術的職業	493,791	4,632	2,839	5,669	16,567
管理業務従事者	17,470	354	433	1,289	3,676
販売従事者	887,616	1,027	694	1,528	18,409
農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	1,124,862	34,461	31,098	68,295	237,085
採鉱採石の職業	8,252,055	543,180	328,248	675,337	2,276,965
運輸の職業	36,531	1,849	2,228	2,127	13,215
特殊技能工, 生産工程従業者及び単純労働者 (他に分類されない)	4,260	158	164	253	1,419
{特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 単純労働者(農場, 鉱山及びサービスを除く)}	1,880,371	44,844	39,750	67,954	471,182
サービス職業	1,657,373	34,322	29,631	50,960	394,014
分類不能の職業	222,998	10,522	10,119	16,994	77,168
	861,060	17,325	18,252	31,993	219,321
	9,683	464	319	462	2,021

備考 第8表(88頁)の註参照.

学 年 数									
7—8	9	10	11	12	13	14—15	16	17 ≤	不詳
13,393,359	2,763,206	2,544,614	2,671,804	1,136,563	814,744	914,204	180,636	310,244	5,973
175,598	66,572	159,311	221,104	170,245	193,968	317,745	66,640	134,233	389
161,187	34,429	47,561	106,244	41,134	36,917	89,102	29,101	59,428	162
764,537	269,012	443,538	681,750	240,651	151,002	233,939	49,029	73,432	404
1,139,169	225,057	278,921	311,344	95,092	57,283	71,311	13,069	16,553	448
6,242,171	1,274,989	1,018,825	769,208	363,294	238,370	97,301	9,052	9,756	1,447
206,423	19,281	14,980	17,680	7,586	5,030	3,867	447	574	43
265,678	34,830	26,605	26,397	9,128	6,305	3,473	417	471	69
3,834,914	701,666	424,095	417,565	163,926	100,666	78,209	10,022	12,596	979
3,207,687	615,093	369,699	364,705	143,060	86,941	69,988	8,903	11,365	717
627,227	86,573	54,396	52,860	20,866	13,725	8,221	1,119	1,231	262
593,834	135,217	128,583	117,962	44,526	24,590	18,349	2,658	2,865	1,893
9,848	2,153	2,195	2,550	981	613	908	201	336	139
8,901,044	1,707,300	1,158,323	1,785,309	815,048	670,169	836,345	172,827	303,875	4,494
107,806	33,339	58,856	134,097	105,137	135,579	274,478	61,414	130,734	281
156,770	33,710	44,928	104,133	40,393	36,479	88,623	29,035	59,320	156
532,513	149,865	198,503	495,818	187,397	132,583	223,310	48,348	72,676	323
767,988	149,722	115,279	212,213	67,378	46,453	66,143	12,718	16,107	323
3,544,192	752,297	378,594	391,205	228,048	197,350	86,593	8,219	8,890	700
192,496	17,823	13,858	17,264	7,452	5,004	3,848	447	566	41
264,029	34,626	26,372	26,279	9,091	6,294	3,464	417	470	65
3,071,609	487,839	273,785	332,230	136,952	89,937	73,133	9,617	12,111	784
2,518,700	413,265	232,087	285,743	117,891	76,807	65,198	8,530	10,930	561
552,909	74,574	41,698	46,487	19,061	13,130	7,935	1,087	1,181	223
256,843	46,771	47,060	70,390	32,489	19,994	15,944	2,427	2,674	1,716
6,798	1,308	1,088	1,680	711	496	809	185	327	105
4,492,315	1,055,906	1,386,291	886,495	321,515	144,575	77,859	7,809	6,369	1,479
67,792	33,233	100,455	87,007	65,108	58,389	43,267	5,226	3,499	108
4,417	719	2,633	2,111	741	438	479	66	108	6
232,024	119,147	245,035	185,932	53,254	18,419	10,629	681	756	81
371,181	75,335	163,642	99,131	27,714	10,830	5,168	351	446	125
2,697,979	522,692	640,231	378,003	135,246	41,020	10,708	833	866	747
13,927	1,458	1,122	416	134	26	19	0	8	2
1,649	204	233	118	37	11	9	0	1	4
763,305	213,827	150,310	85,335	26,974	10,729	5,076	405	485	195
638,987	201,828	137,612	78,962	25,169	10,134	4,790	373	435	156
74,318	11,999	12,698	6,373	1,805	595	286	32	50	39
336,991	88,446	81,523	47,572	12,037	4,596	2,405	231	191	177
3,050	845	1,107	870	270	117	99	16	9	34

第7表 失業前の職業(大分類), 在学年数(13区分)および男女別14歳以上非在学失業者数一全国

職 業 (大 分 類)	在				
	総 数	0 年	1—3	4	5—6
総 数	716,426	12,925	11,743	22,080	106,017
専門的技術的職業	11,460	46	58	136	508
管理業務従事者	9,200	31	47	189	590
販売従事者	45,014	88	102	393	1,824
農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	39,844	778	713	1,743	6,534
採鉱採石の職	24,576	788	817	1,558	5,238
運輸の職	14,254	566	712	1,012	3,420
特殊技能工, 生産工程従業者及び単純労働者 (他に分類されない)	7,590	71	98	185	1,105
{特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 {単純労働者(農場, 鉱山及びサービスを除く)}	123,887	2,697	2,660	6,491	24,874
サービス職業	90,816	1,121	1,492	4,038	16,959
分類不能の職業及び不詳	33,071	1,576	1,168	2,453	7,915
	13,495	189	295	673	2,727
	26,416	565	761	930	3,915
男					
総 数	490,911	8,769	7,336	16,588	65,614
専門的技術的職業	9,696	29	39	115	406
管理業務従事者	9,117	28	42	185	571
販売従事者	36,625	74	88	384	1,562
農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	35,239	659	583	1,540	5,485
採鉱採石の職	20,491	581	660	1,328	4,208
運輸の職	13,468	495	668	951	3,172
特殊技能工, 生産工程従業者及び単純労働者 (他に分類されない)	7,507	65	94	180	1,081
{特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 {単純労働者(農場, 鉱山及びサービスを除く)}	109,406	2,363	2,284	5,960	21,101
サービス職業	78,800	925	1,238	3,669	14,019
分類不能の職業及び不詳	30,606	1,438	1,046	2,291	7,082
	8,333	81	153	466	1,314
	21,059	454	362	803	2,954
女					
総 数	225,515	4,156	4,407	5,492	40,403
専門的技術的職業	1,764	17	19	21	102
管理業務従事者	83	3	5	4	19
販売従事者	8,389	14	14	9	262
農夫, 伐木夫, 猟師, 漁夫及び類似従業者	4,605	119	130	203	1,049
採鉱採石の職	4,085	207	157	230	1,030
運輸の職	785	71	44	61	248
特殊技能工, 生産工程従業者及び単純労働者 (他に分類されない)	83	6	4	5	24
{特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 {単純労働者(農場, 鉱山及びサービスを除く)}	14,481	334	376	531	3,773
サービス職業	12,016	196	254	369	2,940
分類不能の職業及び不詳	2,465	138	122	162	833
	5,162	108	142	207	1,413
	5,357	111	399	127	961

備考 職業別の総数中に未就業者を含んでいる。したがって、個々の数字の合計は総数に一致しない。

第8表(88頁)の註参照。

学 年 数									
7—8	9	10	11	12	13	14—15	16	17 ≤	不詳
261,146	85,780	61,639	69,866	30,503	17,488	23,602	5,282	8,215	140
1,928	552	1,045	1,742	1,080	1,014	1,993	541	814	3
1,860	412	615	1,381	580	589	1,420	541	944	1
10,592	3,053	6,006	10,167	3,417	2,699	4,291	980	1,396	6
14,884	2,568	3,061	4,501	1,377	1,115	1,580	365	621	4
9,710	1,879	1,303	1,452	686	415	449	87	191	3
6,112	543	587	638	250	179	161	22	47	5
4,270	506	459	485	165	90	102	17	37	0
57,655	7,547	6,398	7,807	2,847	1,940	1,927	318	715	11
43,990	6,054	5,047	6,043	2,234	1,515	1,490	255	569	9
13,665	1,493	1,351	1,764	613	425	437	63	146	2
5,468	988	1,129	1,112	347	242	206	39	79	1
8,947	2,332	1,859	2,742	1,150	772	1,381	418	628	16
187,294	52,705	30,377	49,203	23,186	14,639	21,833	5,143	8,073	101
1,551	413	703	1,427	900	896	1,875	533	807	2
1,843	407	600	1,372	577	588	1,418	541	944	1
8,360	2,145	3,390	8,487	2,999	2,553	4,216	973	1,388	6
13,399	2,162	2,376	4,131	1,276	1,081	1,559	365	620	3
8,446	1,431	929	1,219	596	374	438	87	191	3
5,835	502	552	633	247	179	160	22	47	5
4,238	502	456	481	164	90	102	17	37	0
51,750	6,385	5,083	7,078	2,645	1,850	1,870	317	711	9
33,881	5,013	3,893	5,407	2,057	1,435	1,436	254	566	7
12,869	1,372	1,190	1,671	588	415	434	63	145	2
3,560	562	587	816	272	216	190	39	77	0
7,159	1,777	1,237	2,248	985	690	1,336	416	624	14
73,852	33,075	31,262	20,663	7,317	2,849	1,719	139	142	39
377	139	342	315	180	118	118	8	7	1
17	5	15	9	3	1	2	0	0	0
2,232	908	2,616	1,680	418	146	75	7	8	0
1,485	406	635	370	101	34	21	0	1	1
1,264	448	374	233	90	41	11	0	0	0
277	41	35	5	3	0	1	0	0	0
32	4	3	4	1	0	0	0	0	0
5,905	1,162	1,315	729	202	90	57	1	4	2
5,109	1,041	1,154	635	177	80	54	1	3	2
796	121	161	93	25	10	3	0	1	0
1,908	426	542	296	75	26	16	0	2	1
1,788	555	622	494	165	82	45	2	4	2

第8表 世帯主の労働力状態および産業(大分類)別一般世帯数, 世帯人員—全国・市部・郡部

世帯主の労働力状態, 産業(大分類)	実 数		割合(各総数100.0)* につき		1世帯当 り人員
	世 帯 数	世 帯 人 員	世 帯 数	世 帯 人 員	
全 国	16,425,390	81,629,177	100.0	100.0	5.0
総労働者	14,716,768	75,048,004	89.6	91.9	5.1
農業	14,420,361	73,881,494	87.8	90.5	5.1
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	4,924,953	29,352,846	30.0	36.0	6.0
漁業及び水産養殖業	204,627	1,053,548	1.2	1.3	5.1
建設業	331,178	1,875,378	2.0	2.3	5.7
製造業	364,657	1,747,062	2.2	2.1	4.8
卸売業及び小売業	836,083	4,036,086	5.1	4.9	4.8
金融, 保険及び不動産業	2,580,881	12,028,902	15.7	14.7	4.7
運輸, 通信及びその他の公益事業	1,936,345	9,110,048	11.8	11.2	4.7
サービス	180,191	806,619	1.1	1.0	4.5
公務員	971,119	4,594,954	5.9	5.6	4.7
完全非労働者	1,347,629	5,944,978	8.2	7.3	4.4
完全非労働者	723,555	3,252,989	4.4	4.0	4.5
完全非労働者	19,143	78,084	0.1	0.1	4.1
完全非労働者	296,407	1,166,510	1.8	1.4	3.9
完全非労働者	1,708,622	6,581,173	10.4	8.1	4.9
市 部	6,793,260	30,238,706	100.0	100.0	4.5
総労働者	5,909,405	27,036,957	87.0	89.4	4.6
農業	5,720,249	26,308,713	84.2	87.0	4.6
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	506,181	2,934,517	7.5	9.7	5.8
漁業及び水産養殖業	12,659	58,639	0.2	0.2	4.6
建設業	70,000	372,061	1.0	1.2	5.3
製造業	93,801	449,988	1.4	1.5	4.8
卸売業及び小売業	432,314	1,968,011	6.4	6.5	4.6
金融, 保険及び不動産業	1,603,824	7,233,991	23.6	23.9	4.5
運輸, 通信及びその他の公益事業	1,178,221	5,395,085	17.3	17.8	4.6
サービス	131,290	568,149	1.9	1.9	4.3
公務員	541,682	2,442,767	8.0	8.1	4.5
完全非労働者	722,888	3,086,367	10.6	10.2	4.3
完全非労働者	415,332	1,746,081	6.1	5.8	4.2
完全非労働者	12,057	48,057	0.2	0.2	4.0
完全非労働者	189,156	728,244	2.8	3.4	3.8
完全非労働者	883,855	3,201,749	13.0	10.6	3.6
郡 部	9,632,130	51,390,471	100.0	100.0	5.3
総労働者	8,807,363	48,011,047	91.4	93.4	5.5
農業	8,700,112	47,572,781	90.3	92.6	5.5
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	4,418,772	26,418,329	45.9	51.4	6.0
漁業及び水産養殖業	191,968	994,909	2.0	1.9	5.2
建設業	261,178	1,503,317	2.7	2.9	5.8
製造業	270,856	1,297,074	2.8	2.5	4.8
卸売業及び小売業	403,769	2,068,075	4.2	4.0	5.1
金融, 保険及び不動産業	977,057	4,789,911	10.1	9.3	5.0
運輸, 通信及びその他の公益事業	758,124	3,714,963	7.9	7.2	4.9
サービス	48,901	238,470	0.5	0.5	4.9
公務員	429,437	2,152,187	4.5	4.2	5.2
完全非労働者	624,741	2,858,611	6.5	5.6	4.6
完全非労働者	308,223	1,506,908	3.2	2.9	4.9
完全非労働者	7,086	30,027	0.1	0.1	4.2
完全非労働者	107,251	438,266	1.1	0.9	4.1
完全非労働者	824,767	3,379,424	8.6	6.6	4.1

備考 以上第1表より8表までの各表とも, 総理府統計局「昭和25年国勢調査報告第五卷全国篇Ⅱ 労働力状態・職業・産業・従業上の地位」昭和29年12月25日による。なお, * 印を付した割合は人口問題研究所において算出したもの。

Ⅱ 人口動態

第1表 年次別人口動態（大正9年—昭和29年）（I）実数

年次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
大正 9	2,011,634	1,409,371	1,002,063	144,035	334,381	541,542	54,671
10	1,976,055	1,279,219	696,836	138,294	334,352	514,823	52,643
11	1,953,560	1,278,120	675,440	132,230	326,684	510,385	52,082
12	2,028,955	1,323,648	705,307	133,855	333,120	508,100	50,314
13	1,984,326	1,245,343	789,983	125,831	311,357	508,660	50,904
14	2,071,560	1,199,936	871,624	124,394	295,888	516,639	50,741
昭和 1	2,089,237	1,151,163	938,074	124,036	288,301	497,959	49,224
2	2,045,828	1,204,847	840,981	116,916	291,209	482,907	49,689
3	2,120,493	1,227,570	832,923	120,186	293,026	494,345	48,235
4	2,061,720	1,251,041	810,079	116,967	294,057	491,988	50,310
5	2,070,765	1,161,504	909,261	117,729	257,846	501,831	50,516
6	2,088,608	1,231,154	857,454	116,505	275,644	492,094	49,887
7	2,168,026	1,166,167	1,001,859	119,575	255,701	510,603	50,728
8	2,106,260	1,184,546	921,714	114,135	256,395	481,012	48,546
9	2,028,289	1,225,402	802,887	113,039	254,213	506,937	47,806
10	2,174,291	1,152,371	1,021,920	115,592	232,821	551,032	47,721
11	2,086,355	1,220,023	866,332	111,050	244,558	543,518	45,399
12	2,164,949	1,198,400	966,549	111,481	229,911	668,336	45,719
13	1,911,966	1,250,093	661,873	99,527	219,943	532,103	43,832
14	1,885,957	1,258,514	627,443	98,347	201,291	548,118	45,178
15	2,100,164	1,173,517	923,647	102,033	189,809	663,184	47,804
16	2,260,270	1,140,428	1,119,842	103,393	190,780	783,858	48,605
17	2,216,271	1,157,845	1,058,426	95,446	190,162	671,680	45,529
18	2,235,431	1,204,802	1,030,629	92,882	194,551	736,183	48,832
22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	934,170	79,551
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	953,999	79,032
24	2,636,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	842,170	82,575
25	2,337,507	904,876	1,432,631	216,974	140,515	715,081	83,689
26	2,137,689	838,998	1,298,691	217,231	122,869	671,905	82,331
27	2,005,162	765,068	1,240,094	203,824	99,114	676,995	79,021
28	1,863,040	772,547	1,095,493	193,274	91,424	682,077	75,255
29	1,765,126	720,813	1,044,313	187,023	78,895	697,792	76,479
昭8—12 平均	2,112,029	1,196,148	915,881	113,069	243,580	550,167	47,038

備考 昭和27年以前は、厚生省大臣官房統計調査部「昭和27年人口動態統計上巻」昭和30年2月28日による確定数、昭和28年もその後発表になつた確定数であるが、29年は毎月概数の年計分である。なお、昭和18年以前は沖縄をのぞいてある。

第2表 年次別人口動態（大正9年—昭和29年） (2) 率

年次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
大正 9	36.32	25.44	10.88	66.8	166.2	9.78	0.99
10	35.21	22.79	12.42	65.4	169.2	9.17	0.94
11	34.37	22.49	11.89	63.4	167.2	8.98	0.92
12	35.24	23.00	12.26	61.9	164.2	8.82	0.87
13	34.01	21.34	12.66	59.6	156.9	8.72	0.87
14	35.00	20.28	14.72	56.6	142.8	8.73	0.86
昭和 1	34.70	19.12	15.58	56.0	138.0	8.27	0.82
2	33.46	19.71	13.76	54.1	142.3	7.90	0.81
3	34.16	19.78	14.39	53.6	138.2	7.96	0.78
4	32.76	19.88	12.88	53.7	142.6	7.82	0.80
5	32.42	18.18	14.24	53.8	124.5	7.86	0.79
6	32.20	18.98	13.22	52.8	132.0	7.59	0.77
7	32.90	17.70	15.21	52.3	117.9	7.75	0.77
8	31.49	17.71	13.78	51.4	121.7	7.19	0.73
9	29.96	18.10	11.86	52.8	125.3	7.49	0.71
10	31.67	16.78	14.89	50.5	107.1	8.02	0.70
11	29.98	17.53	12.45	50.5	117.2	7.81	0.65
12	30.91	17.11	13.80	49.0	106.2	9.54	0.65
13	27.11	17.12	9.38	49.5	115.0	7.54	0.62
14	26.62	17.76	8.86	49.6	106.7	7.74	0.64
15	29.41	16.48	12.94	46.3	90.4	9.25	0.67
16	31.57	15.93	15.64	43.7	84.4	10.95	0.68
17	30.65	16.01	14.64	41.3	85.8	9.29	0.63
18	30.22	16.44	14.06	39.9	87.0	10.04	0.67
22	34.30	14.57	19.73	44.2	76.7	11.96	1.02
23	33.52	11.88	21.63	50.9	61.7	11.92	0.99
24	32.97	11.56	21.41	66.7	62.5	10.30	1.01
25	28.33	10.92	17.41	84.3	59.8	8.62	1.01
26	25.28	9.92	15.36	92.2	57.5	7.94	0.97
27	23.34	8.91	14.44	92.3	49.4	7.88	0.92
28	21.46	8.88	12.59	93.8	48.9	7.84	0.86
29	19.99	8.16	11.83	95.8	44.7	7.90	0.87
昭8—12 平均	30.78	17.43	13.35	50.8	106.2	8.02	0.69

備考 死産率は出産（出生＋死産）1,000について、乳児死亡率は出生1,000について、その他は人口1,000についての率である。本表は、第1表の実数に基づいて人口問題研究所において算出。その基礎人口は、昭25年までは総理府統計局「大正9年～昭和25年わが国年次別人口の推計」昭和28年3月により、昭和26—29年は、Ⅲ 推計人口、第1表の10月1日現在人口である。

第3表 昭和29年都道府県別人口動態 (1) 実数

都道府県	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
全 国	1,765,126	720,813	1,044,313	187,023	78,895	697,792	76,479
北海道	109,681	34,432	75,249	11,057	4,479	39,232	4,287
北 青 森	36,470	11,849	24,621	3,174	2,438	11,357	1,430
岩 手 城 田	36,710	12,859	23,851	3,726	2,658	11,553	1,157
宮 秋 山 形	39,725	13,312	26,413	4,490	1,926	14,108	1,301
福 茨 栃 群 埼	32,231	11,633	20,598	3,004	1,913	11,649	1,295
山 福 茨 栃 群 埼	29,502	12,307	17,195	3,280	1,589	11,657	1,223
島 城 木 馬 玉 葉 京 川	51,605	18,695	32,910	5,343	2,741	16,701	1,812
奈 潟 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 娘 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島	46,553	19,768	26,785	4,175	2,584	15,550	1,212
	34,847	13,946	20,901	3,233	1,659	11,877	1,186
	33,371	13,514	19,857	3,889	1,443	12,768	1,270
	47,057	20,264	26,793	4,140	2,513	16,469	1,356
	43,798	20,400	23,398	3,984	2,288	16,077	1,391
	121,165	46,191	74,974	13,570	3,780	60,041	6,449
	50,241	19,191	31,050	5,417	1,734	23,015	2,341
	54,299	21,275	33,024	4,784	2,247	19,663	1,969
	19,472	8,808	10,664	1,814	1,073	8,141	980
	18,997	9,036	9,961	1,729	1,115	7,847	988
	14,820	6,741	8,079	1,347	813	6,343	718
	16,514	6,593	9,921	1,785	569	6,233	545
	36,798	17,076	19,722	3,948	1,175	16,842	1,264
	31,150	13,291	17,859	3,061	1,466	13,115	1,212
	53,620	20,334	33,286	5,428	2,174	20,942	2,148
	65,409	23,013	37,396	7,782	2,903	28,905	2,777
	27,268	12,358	14,910	2,811	1,219	11,913	1,097
	15,718	7,753	7,965	1,493	827	6,788	573
	28,526	14,262	14,264	3,624	1,087	13,721	1,603
	72,679	31,432	41,247	10,873	2,779	31,868	4,102
	61,746	27,126	34,620	7,171	2,394	27,060	3,285
	13,657	7,119	6,538	1,207	667	6,322	634
	17,728	8,895	8,833	1,899	735	8,169	878
	12,591	5,254	7,337	2,091	511	5,114	595
	17,942	8,911	9,031	2,138	845	6,965	752
	29,287	14,824	14,463	3,296	1,252	13,439	1,611
	38,317	17,969	20,348	3,815	1,649	17,741	2,490
	29,151	14,026	15,125	3,554	1,146	12,331	1,784
	18,302	8,396	9,906	1,839	948	7,326	734
	16,842	8,493	8,349	1,636	905	7,946	1,019
	30,987	13,077	17,910	2,869	1,360	12,433	1,617
	15,803	8,255	7,548	1,400	686	7,325	1,174
	77,172	30,506	46,666	10,019	3,042	28,965	3,987
	22,952	9,037	13,915	2,137	1,080	7,709	888
	44,716	15,510	29,206	4,630	1,974	13,093	1,778
	43,300	16,946	26,354	4,167	1,788	14,633	1,593
	26,533	12,563	13,970	2,992	1,417	10,168	1,128
	27,842	10,264	17,578	3,644	1,263	9,214	1,042
鹿 見 島	52,032	18,309	33,723	3,558	2,041	17,464	1,804

備考 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和29年年計分」昭和30年6月による。

第4表 昭和29年都道府県別人口動態 (2) 率

(a) 出生, 死亡および自然増加 (昭和9—11年との比較)

都道府県	出 生			死 亡			自 然 増 加		
	昭29	昭9—11 平 均	指数 (昭9 —11=100)	昭29	昭9—11 平 均	指数 (昭9 —11=100)	昭29	昭9—11 平 均	指数 (昭9 —11=100)
全 国	19.99	30.54	65.5	8.16	17.47	46.7	11.83	13.07	90.5
北海道	23.55	34.38	68.5	7.39	16.41	45.0	16.16	17.97	89.9
青森	26.86	40.73	65.9	8.73	20.55	42.5	18.13	20.18	89.8
岩手	25.93	38.32	67.7	9.08	19.66	46.2	16.85	18.66	90.3
宮城	23.30	36.06	64.6	7.81	16.81	46.5	15.49	19.25	80.5
秋田	24.16	39.13	61.7	8.72	19.31	45.2	15.44	19.82	77.9
山形	21.82	35.60	61.3	9.10	18.79	48.4	12.72	16.81	75.7
福島	24.67	34.32	71.9	8.94	17.31	51.6	15.73	17.01	92.5
茨城	22.48	32.75	68.6	9.55	18.10	52.8	12.93	14.65	88.3
栃木	22.44	33.69	66.6	8.98	17.13	52.4	13.46	16.56	81.3
群馬	20.64	32.65	63.2	8.36	17.11	48.9	12.28	15.54	79.0
埼玉	20.95	33.23	63.0	9.02	18.78	48.0	11.93	14.45	82.6
千葉	19.95	31.81	62.7	9.29	18.99	48.9	10.66	12.82	83.2
東京都	15.68	26.23	59.8	5.98	13.18	45.4	9.70	13.05	74.3
神奈川県	17.67	28.72	61.5	6.75	15.31	44.1	10.92	13.41	81.4
新潟	21.99	34.53	63.7	8.62	19.49	44.2	13.37	15.04	88.9
富山	19.00	34.35	55.3	8.59	22.59	38.0	10.41	11.76	88.5
石川	19.75	31.07	63.6	9.39	24.69	38.0	10.36	6.38	162.3
福井	19.71	31.24	63.1	8.96	23.59	38.0	10.75	7.65	140.5
山梨	20.41	31.92	63.9	8.15	16.77	48.6	12.26	15.15	80.9
長野	18.13	29.83	60.8	8.41	16.37	51.4	9.72	13.46	72.2
岐阜	19.64	33.18	59.2	8.38	19.92	42.6	11.26	13.26	84.9
静岡県	20.50	33.11	61.9	7.77	17.06	45.5	12.73	16.05	79.3
愛知	17.66	30.79	57.4	7.56	17.29	43.7	10.10	13.50	74.8
三重	18.25	31.26	58.4	8.27	19.50	42.4	9.98	11.76	84.9
滋賀	18.31	29.03	63.1	9.04	19.88	45.5	9.27	9.15	101.3
京都	15.00	25.20	59.5	7.50	16.55	45.3	7.50	8.65	86.7
大阪	16.17	23.89	67.7	6.99	15.12	46.2	9.18	8.77	104.7
兵庫県	17.23	27.03	63.7	7.57	16.87	44.9	9.66	10.16	95.1
奈良	17.60	28.41	62.0	9.17	19.57	46.9	8.43	8.84	95.4
和歌山	17.71	27.29	64.9	8.89	17.27	51.5	8.82	10.02	88.0
鳥取	20.61	29.05	70.9	8.60	18.51	46.5	12.01	10.54	113.9
島根	19.42	30.47	63.7	9.64	20.79	46.4	9.78	9.68	101.0
岡山	17.31	27.58	62.8	8.76	18.32	47.8	8.55	9.26	92.3
広島	17.86	28.06	63.6	8.38	17.65	47.5	9.48	10.41	91.1
山口	18.21	27.57	66.1	8.76	18.80	46.6	9.45	8.77	107.8
徳島	20.82	32.47	64.1	9.55	20.03	47.7	11.27	12.44	90.6
香愛	17.88	30.81	58.0	9.02	18.59	48.5	8.86	12.22	72.5
媛	20.13	31.46	64.0	8.50	17.85	47.6	11.63	13.61	85.5
高知	17.94	27.03	66.4	9.37	18.01	52.3	8.57	9.02	95.0
福岡	20.08	28.99	69.3	7.94	17.66	45.0	12.14	11.33	107.1
佐賀	23.49	32.02	73.4	9.25	19.74	46.9	14.24	12.28	116.0
長崎	25.71	30.90	83.2	8.92	17.71	50.4	16.79	13.19	127.3
熊本	23.13	30.28	76.4	9.05	17.73	51.0	14.08	12.55	112.2
大分	20.88	31.60	66.1	9.88	20.12	49.1	11.00	11.48	95.8
宮崎	24.73	32.81	75.4	9.12	16.49	55.3	15.61	16.32	95.7
鹿児島	25.73	31.56	81.5	9.05	17.12	52.9	16.68	14.44	115.5

第4表 (b) 死産, 乳児死亡, 婚姻および離婚

都道府県	死産	乳児死亡	婚姻	離婚	都道府県	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
全 国	95.80	44.70	7.90	0.86	愛 知	106.32	44.38	7.81	0.75
北 海 道	91.58	40.84	8.42	0.92	三 重	93.45	44.70	7.97	0.73
青 森	80.06	66.85	8.36	1.05	滋 賀	86.75	52.61	7.91	0.67
岩 手	92.15	72.41	8.16	0.82	京 都	112.72	38.11	7.21	0.84
宮 城	101.54	48.48	8.27	0.76	大 阪	130.13	38.24	7.09	0.91
秋 田	85.26	59.35	8.73	0.97	兵 庫	104.05	38.77	7.55	0.92
山 形	100.05	53.86	8.62	0.90	奈 良	81.20	48.84	8.15	0.82
福 島	93.82	53.12	7.98	0.87	歌 山	96.75	41.46	8.16	0.88
茨 城	82.30	55.51	7.51	0.59	鳥 取	142.42	40.58	8.37	0.97
栃 木	84.90	47.60	7.65	0.76	島 根	106.47	47.10	7.54	0.81
群 馬	104.37	43.24	7.90	0.79	岡 山	101.16	42.75	7.94	0.95
埼 玉	80.86	53.40	7.33	0.60	広 島	90.55	43.04	8.27	1.16
千 葉	83.38	52.24	7.32	0.63	山 口	108.67	39.31	7.70	1.11
東 京	100.72	31.20	7.77	0.83	徳 島	91.31	51.80	8.33	0.84
神 奈 川	97.33	34.51	8.09	0.82	香 川	88.54	53.73	8.44	1.08
新 潟	80.97	41.38	7.96	0.80	愛 媛	84.74	43.89	8.08	1.06
富 山	85.22	55.11	7.94	0.96	高 知	81.38	43.41	8.31	1.33
石 川	83.42	58.69	8.16	1.03	福 岡	114.91	39.42	7.54	1.04
福 井	83.32	54.86	8.43	0.95	佐 賀	85.18	47.05	7.89	0.91
山 梨	97.55	34.46	7.70	0.67	長 崎	93.83	44.15	7.53	1.02
長 野	96.89	31.93	8.30	0.62	熊 本	87.79	41.29	7.82	0.85
岐 阜	89.47	47.06	8.27	0.76	大 分	101.34	53.41	8.00	0.89
静 岡	91.93	40.54	8.01	0.82	宮 崎	115.73	45.36	8.18	0.93
					鹿 児 島	64.00	39.23	8.64	0.89

備考 死産率は出産 1,000, 乳児死亡率は出生 1,000, その他は人口 1,000 についての率で, 昭和29年は, 第3表の実数に基づき, III 推計人口の第3表による人口を基礎として算出. 昭和9—11年は, 各年の内閣統計局「人口動態統計」による動態数および人口の3カ年合計数を用い, 指数とも人口問題研究所において算出したもの.

第5表 昭和29年月別人口動態数

月	出 生	死 亡	自然増加	死 産	乳児死亡	婚 姻	離 婚
総 数	1,765,126	720,813	1,044,313	187,023	78,895	697,792	76,479
1	197,702	69,914	127,788	16,597	9,933	54,091	5,661
2	166,656	67,364	99,292	15,563	10,192	61,530	6,316
3	161,005	67,548	93,457	17,066	8,864	71,422	7,618
4	142,824	57,364	85,460	15,216	6,378	72,779	6,696
5	127,193	56,317	70,876	14,729	5,826	69,704	6,540
6	122,189	52,996	69,193	13,713	5,301	51,949	5,851
7	140,331	54,457	85,874	15,716	4,870	45,862	6,114
8	146,050	55,925	90,125	16,609	4,441	37,825	6,114
9	141,237	55,726	85,511	16,196	4,248	42,614	6,574
10	142,066	61,266	80,800	15,521	5,088	51,035	6,424
11	139,541	57,798	81,743	14,739	5,749	62,144	5,873
12	138,332	64,138	74,194	15,358	8,005	76,837	6,698

備考 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和29年年計分」昭和30年6月による.

第6表 年次別平均婚姻年齢（明治32年—昭和28年）

年次	婚 姻 者 一 般			初 婚 者		
	夫	妻	年 齡 差	夫	妻	年 齡 差
明 治 32	27.58	22.98	4.60	—	—	—
33	27.66	23.06	4.60	—	—	—
34	27.74	23.16	4.58	—	—	—
35	27.77	23.19	4.58	—	—	—
36	27.90	23.32	4.58	—	—	—
37	27.88	23.47	4.41	—	—	—
38	28.64	24.01	4.63	—	—	—
39	28.77	23.96	4.81	—	—	—
40	28.39	23.75	4.64	—	—	—
41	28.52	23.86	4.66	26.81	22.87	3.94
42	28.56	23.91	4.65	26.88	22.92	3.96
43	28.65	23.98	4.67	26.94	22.98	3.96
44	28.71	23.96	4.75	26.93	22.90	4.03
大 正 1	28.74	23.95	4.79	26.98	22.88	4.10
2	28.71	23.95	4.76	26.97	22.89	4.08
3	28.71	23.99	4.72	27.09	22.98	4.11
4	29.11	24.29	4.82	27.35	23.19	4.16
5	28.86	24.03	4.83	27.14	22.99	4.15
6	28.92	24.10	4.82	27.20	23.05	4.15
7	29.19	24.25	4.94	27.32	23.23	4.09
8	29.22	24.34	4.88	27.43	23.30	4.13
9	29.17	24.26	4.91	27.38	23.22	4.16
10	28.85	23.99	4.86	27.09	22.99	4.10
11	28.81	23.98	4.83	27.07	23.01	4.06
12	28.69	23.93	4.76	26.99	23.02	3.97
13	28.73	23.99	4.74	27.06	23.09	3.97
14	28.76	24.02	4.74	27.09	23.12	3.97
昭 和 1	28.77	24.01	4.76	27.13	23.07	4.06
2	28.80	24.01	4.79	27.18	23.05	4.13
3	28.79	23.97	4.82	27.26	23.11	4.15
4	28.90	24.08	4.82	27.36	23.23	4.13
5	28.87	24.07	4.80	27.33	23.21	4.12
6	28.84	24.09	4.75	27.29	23.25	4.04
7	28.90	24.21	4.69	27.40	23.39	4.01
8	29.12	24.41	4.71	27.57	23.58	3.99
9	29.19	24.53	4.66	27.69	23.71	3.98
10	29.24	24.61	4.63	27.76	23.81	3.95
11	29.33	24.72	4.61	27.87	23.92	3.95
12	29.40	24.96	4.44	28.09	24.16	3.93
13	29.98	25.34	4.64	28.39	24.41	3.98
22	—	—	—	26.15	22.91	3.24
23	—	—	—	26.06	22.97	3.09
24	—	—	—	25.90	22.93	2.97
25	—	—	—	25.87	22.97	2.90
26	—	—	—	25.91	23.10	2.81
27	27.50	24.50	3.00	26.07	23.27	2.80
28	27.36	24.97	2.39	26.23	23.40	2.83

昭和13年以前は内閣統計局の、昭和22年以後は厚生省大臣官房統計調査部の「人口動態統計」による。

第7表 昭和26、27年母の年齢（5歳階級）別、出産順位別出生児

出産順位	総数	母の年齢									
		15>	15—19	20—24	25—29	30—34	35—39	40—44	45—49	50≤	不詳
昭和26年											
総数	2,137,689	16	45,878	558,590	753,049	465,318	242,350	68,957	3,010	199	322
第1児	531,739	16	39,805	305,641	146,023	30,862	7,980	1,235	88	9	80
第2児	594,511	—	5,656	196,242	293,464	79,854	16,822	2,303	97	17	86
第3児	410,941	—	400	50,019	213,086	117,455	26,458	3,331	115	13	64
第4児	238,073	—	10	5,642	75,588	112,687	39,051	4,872	184	7	32
第5児	143,370	—	—	696	19,035	71,069	45,017	7,330	180	17	26
第6児	89,453	—	—	147	4,483	33,714	41,300	9,500	269	24	16
第7児	56,799	—	—	83	877	13,307	31,101	11,065	330	28	8
第8児	35,284	—	—	2	255	4,404	19,241	10,890	456	33	3
第9児	19,768	—	—	2	65	1,396	9,417	8,419	450	17	2
第10児	17,217	—	—	—	5	451	5,894	9,992	838	34	3
不詳	504	—	7	116	168	119	69	20	3	—	2
昭和27年											
総数	2,005,162	21	37,944	524,033	731,697	440,095	208,603	56,778	2,633	199	159
第1児	525,319	21	33,041	299,942	151,695	31,050	8,118	1,295	91	16	50
第2児	533,959	—	4,540	167,945	266,566	76,517	16,005	2,215	107	18	46
第3児	423,151	—	311	48,987	221,204	123,108	26,181	3,172	119	17	22
第4児	225,269	—	13	6,234	73,044	105,004	36,000	4,726	170	15	13
第5児	125,898	—	4	632	17,379	61,833	39,351	6,430	194	16	9
第6児	73,859	—	—	106	3,641	27,639	33,864	8,263	269	23	4
第7児	44,388	—	—	68	798	10,180	23,946	9,071	308	14	3
第8児	26,306	—	—	1	199	3,305	14,089	8,304	382	22	4
第9児	14,320	—	—	2	63	970	6,738	6,202	321	22	2
第10児	12,343	—	—	—	10	302	4,256	7,065	671	35	4
不詳	350	—	5	66	98	87	55	35	1	1	2
昭和26年 割合* (各年齢階級別総数100.00につき)											
第1児	24.87	100.00	86.76	54.72	19.39	6.63	3.29	1.79	2.92	4.52	24.84
第2児	27.81	—	12.33	35.13	38.97	17.16	6.94	3.34	3.22	8.54	26.71
第3児	19.22	—	0.87	8.95	28.30	25.24	10.92	4.83	3.82	6.53	19.88
第4児	11.14	—	0.02	1.01	10.04	21.22	16.11	7.07	6.11	3.52	9.94
第5児	6.71	—	—	0.12	2.53	15.27	18.58	10.63	5.98	8.54	8.07
第6児	4.18	—	—	0.03	0.60	7.25	17.04	13.78	8.94	12.06	4.97
第7児	2.66	—	—	0.01	0.12	2.86	12.83	16.05	10.96	14.07	2.48
第8児	1.65	—	—	0.00	0.03	0.95	7.94	15.79	15.15	16.58	0.93
第9児	0.92	—	—	0.00	0.01	0.30	3.89	12.21	14.95	8.54	0.62
第10児	0.81	—	—	—	0.00	0.10	2.43	14.49	27.84	17.09	0.93
不詳	0.02	—	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.10	—	0.62
昭和27年											
第1児	26.20	100.00	87.08	57.24	20.65	7.06	3.89	2.28	3.46	8.04	31.45
第2児	26.63	—	11.97	32.05	36.28	17.39	7.67	3.90	4.06	9.05	28.93
第3児	21.10	—	0.90	9.35	30.11	27.97	12.55	5.59	4.52	8.54	13.84
第4児	11.23	—	0.03	1.20	9.94	23.86	17.26	8.32	6.46	7.54	8.18
第5児	6.28	—	0.01	0.12	2.37	14.06	18.86	11.32	7.37	8.04	5.66
第6児	3.68	—	—	0.02	0.50	6.29	16.23	14.55	10.22	11.56	2.52
第7児	2.21	—	—	0.01	0.11	2.31	11.48	15.98	11.70	7.04	1.89
第8児	1.31	—	—	0.00	0.03	0.75	6.75	14.63	14.51	11.06	2.52
第9児	0.71	—	—	0.00	0.01	0.22	3.23	10.92	12.19	11.06	1.26
第10児	0.62	—	—	—	0.00	0.07	2.04	12.44	25.48	17.59	2.52
不詳	0.02	—	0.01	0.01	0.01	0.02	0.03	0.06	0.04	0.50	1.26

備考 昭和26年は厚生省大臣官房統計調査部「昭和26年人口動態統計上巻」昭和29年3月31日、昭和27年は同「昭和27年人口動態統計上巻」昭和30年2月28日による。なお、割合は、人口問題研究所において算出。

第8表 年次別、女子の年齢別特殊出生率（大正14年—昭和28年）

年 齢	昭和 28	昭和 27	昭和 26	昭和 25	昭和 22	昭和 12	昭和 5	大正 14
15	0.00015	0.00017	0.00022	0.00026	0.00039	0.00096	0.00202	0.00389
16	0.00075	0.00091	0.00111	0.00171	0.00182	0.00423	0.00689	0.01278
17	0.00309	0.00373	0.00502	0.00659	0.00731	0.01118	0.02060	0.03492
18	0.00938	0.01188	0.01479	0.01763	0.02146	0.02815	0.04639	0.06482
19	0.02391	0.02724	0.03312	0.04081	0.04544	0.05597	0.08567	0.11575
20	0.04997	0.05623	0.06596	0.07866	0.08710	0.10018	0.14090	0.17251
21	0.08349	0.09418	0.10479	0.12525	0.13028	0.14188	0.17875	0.21580
22	0.12504	0.13416	0.14895	0.16692	0.16810	0.18385	0.21530	0.23891
23	0.16322	0.17713	0.18466	0.20740	0.21781	0.21676	0.22790	0.25735
24	0.19050	0.19688	0.20862	0.23054	0.24274	0.23470	0.25532	0.25760
25	0.19985	0.21033	0.22043	0.23928	0.26253	0.24394	0.24975	0.25932
26	0.20105	0.21277	0.22193	0.24654	0.28036	0.25112	0.25773	0.26763
27	0.19564	0.20610	0.22239	0.23795	0.26014	0.24686	0.25196	0.26149
28	0.18377	0.20380	0.21188	0.23077	0.27512	0.23574	0.24730	0.25658
29	0.17639	0.18967	0.20443	0.22531	0.26632	0.23711	0.23540	0.25373
30	0.16017	0.17837	0.19613	0.19364	0.25791	0.21865	0.23066	0.24438
31	0.14630	0.16689	0.16388	0.19263	0.24599	0.22001	0.22739	0.23503
32	0.13534	0.13752	0.16365	0.17771	0.23653	0.20453	0.21624	0.23316
33	0.10787	0.13404	0.14659	0.16099	0.21899	0.20104	0.20772	0.21310
34	0.10344	0.11687	0.13049	0.14595	0.20703	0.18936	0.20293	0.21543
35	0.08906	0.10227	0.11473	0.13335	0.19352	0.17725	0.18758	0.20582
36	0.07647	0.08762	0.10357	0.11639	0.17187	0.16343	0.17647	0.18703
37	0.06397	0.07691	0.08887	0.10418	0.15531	0.15092	0.16793	0.17240
38	0.05378	0.06348	0.07638	0.08929	0.13677	0.14151	0.14595	0.15967
39	0.04229	0.05272	0.06194	0.07668	0.12032	0.12396	0.13364	0.14203
40	0.03303	0.04051	0.05040	0.06200	0.09431	0.10423	0.11588	0.12044
41	0.02427	0.03071	0.03828	0.04622	0.07472	0.08421	0.09029	0.09594
42	0.01641	0.02046	0.02600	0.03287	0.05325	0.06215	0.06867	0.07412
43	0.01025	0.01279	0.01648	0.01967	0.03550	0.04370	0.04678	0.05216
44	0.00543	0.00709	0.00880	0.01198	0.02131	0.02848	0.02999	0.03364
45	0.00262	0.00341	0.00426	0.00537	0.01179	0.01637	0.01717	0.02059
46	0.00119	0.00149	0.00182	0.00270	0.00606	0.00939	0.00950	0.01213
47	0.00065	0.00076	0.00091	0.00118	0.00332	0.00557	0.00592	0.00760
48	0.00034	0.00043	0.00045	0.00074	0.00224	0.00397	0.00427	0.00550
49	0.00021	0.00021	0.00033	0.00053	0.00192	0.00315	0.00304	0.00357
Σ	2.67929	2.95973	3.24226	3.62969	4.51558	4.34451	4.71311	5.10685
15—19	0.00734	0.00876	0.01068	0.01325	0.01487	0.01864	0.03151	0.04309
20—24	0.12083	0.13009	0.14106	0.16069	0.16662	0.17469	0.20058	0.22822
25—29	0.19176	0.20492	0.21644	0.23625	0.26864	0.24310	0.24907	0.25986
30—34	0.13185	0.14806	0.16116	0.17468	0.23352	0.20687	0.21739	0.22874
35—39	0.06510	0.07685	0.08942	0.10438	0.15652	0.15238	0.16339	0.17438
40—44	0.01822	0.02289	0.02869	0.03590	0.05667	0.06599	0.07176	0.07494
45—49	0.00106	0.00131	0.00153	0.00212	0.00527	0.00774	0.00793	0.00993

備考 昭和25年以前は、人口問題研究所「最近の人口に関する統計資料増補第7版」昭和29年2月10日による。また、昭和26—28年はそれぞれ厚生省大臣官房統計調査部の「人口動態統計」および総理府統計局の「年令別推計人口」に基づき、人口問題研究所において算出したもの。なお昭和25年も、分母人口を国勢調査の全部集計による女子人口におきかえた率に組替えてある。

第9表 年次別、市部郡部別自然死産および人工妊娠中絶（昭和23年—29年）

年次	実数			率（出産1,000につき）			全死産に対する人工死産の占める割合
	総数	自然死産	人工妊娠中絶	総数	自然死産	人工妊娠中絶	
全 国							
昭和 23	144,017	104,325	31,055	50.5	36.6	10.9	21.6
24	193,001	114,161	75,585	66.2	39.1	25.9	39.2
25	216,982	107,604	109,170	84.3	41.8	42.4	50.3
26	217,477	100,540	116,791	91.6	42.3	49.2	53.7
27	203,687	94,320	109,279	92.5	42.8	49.6	53.7
28	193,116	89,441	103,534	94.0	43.5	50.4	53.6
29	187,023	86,904	100,054	95.8	44.5	51.3	53.5
市 部							
昭和 23	59,957	38,589	18,728	62.7	40.4	19.6	31.2
24	88,872	43,305	44,529	87.3	42.5	43.7	50.1
25	107,560	41,910	65,578	118.1	46.0	72.0	61.0
26	114,117	42,284	71,767	130.0	48.2	81.7	62.9
27	110,567	42,162	68,360	134.0	51.1	82.8	61.8
28	107,453	41,299	66,087	135.6	52.1	83.4	61.5
郡 部							
昭和 23	84,060	65,736	12,327	44.3	34.6	6.5	14.7
24	104,129	70,856	31,056	54.8	37.3	16.4	29.8
25	109,422	65,694	43,592	65.8	39.5	26.2	39.8
26	103,360	58,256	45,024	69.1	38.9	30.1	43.6
27	93,120	52,158	40,919	67.6	37.9	29.7	43.9
28	85,663	48,142	37,447	67.8	38.1	29.7	43.7

備考 自然死産と人工死産を合計して総数にあわないのは、不詳が含まれているため。また、この表の数字はすべて概数によるので、年報確定数によるものと若干相異している。

厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和28年年計分」昭和29年7月による。なお、全国のみその後発表になった昭和29年分をつけ加えてある。

第10表 優生保護法による人工妊娠中絶および優生手術実施数

(b) 昭和28年月別、妊娠月数別人工妊娠中絶実施数

(a) 年次別人工妊娠中絶および

優生手術実施数（昭和24年—29年）

年次	人工妊娠中絶数	優生手術数		
		総数	男	女
昭和 24	246,104	5,752	68	5,684
25	489,111	11,403	130	11,273
26	638,350	16,233	239	15,994
27	805,524	22,424	389	22,035
28	1,067,104	32,422	585	31,837
29	1,143,059	38,056	957	37,099

備考 厚生省公衆衛生局庶務課調査による。

月	総数	3月以内	4—5月	6—7月	妊娠月数不詳
総数	1,067,104	961,384	70,491	34,836	393
1	86,254	77,015	6,174	3,045	20
2	83,661	74,735	6,029	2,852	45
3	93,560	82,784	7,103	3,619	44
4	84,372	75,371	5,839	3,114	48
5	94,972	86,721	5,246	2,970	35
6	90,156	82,941	4,839	2,331	45
7	101,747	92,831	6,208	2,671	37
8	95,707	85,937	6,908	2,833	29
9	89,722	79,714	6,807	3,185	16
10	80,198	71,633	5,485	3,055	25
11	77,780	70,376	4,803	2,573	28
12	88,975	81,316	5,050	2,588	21

第11表 昭和28, 29年主要死因別死亡

死 因	死 亡 数			死亡率 (人口 10万につき)		総死亡に対 する割合*	
	昭和29	昭和28	増減数	昭和29	昭和28	昭和29	昭和28
総 数	720,813	772,547	-51,734	816.4	887.6	100.0	100.0
中枢神経系の血管損傷	116,778	116,351	+ 427	132.3	133.7	16.2	15.1
悪性新生物	75,214	71,578	+ 3,636	85.2	82.2	10.4	9.3
老衰	61,264	67,514	- 6,250	69.4	77.6	8.5	8.7
全結核	55,001	57,849	- 2,848	62.3	66.5	7.6	7.5
心臓の疾患	52,765	56,477	- 3,712	59.8	64.9	7.3	7.3
肺炎 (新生児肺炎をふくむ)	37,589	46,703	- 9,114	42.6	53.7	5.2	6.0
不慮の事故	34,461	34,236	+ 225	39.0	39.3	4.8	4.4
胃炎, 十二指腸炎, 腸炎および大腸炎 (新生児下痢を含む)	34,354	40,139	- 5,785	38.9	46.1	4.8	5.2
その他の新生児の疾患および性質不明の未熟児	31,946	36,633	- 4,687	36.2	42.1	4.4	4.7
自殺	20,423	17,731	+ 2,692	23.1	20.4	2.8	2.3
腎炎およびネフローゼ	19,490	20,160	- 670	22.1	23.2	2.7	2.6
胃および十二指腸の潰瘍	14,305	16,230	- 1,925	16.2	18.6	2.0	2.1
気管支炎	10,535	15,388	- 4,853	11.9	17.7	1.5	2.0
赤痢	9,311	10,851	- 1,540	10.5	12.5	1.3	1.4
その他の全死因	147,377	164,707	-17,330	166.9	189.2	21.3	21.4

備考 第11表の註参照.

第12表 昭和28, 29年主要死因別乳児死亡

死 因	死 亡 数			死亡率 (出生 1万につき)		総死亡に対 する割合*	
	昭和29	昭和28	増減数	昭和29	昭和28	昭和29	昭和28
総 数	78,895	91,424	-12,529	447.0	489.4	100.0	100.0
その他の新生児固有の疾患及び性質不明の未熟児	31,946	36,633	- 4,687	181.0	196.1	40.5	40.1
肺炎 (新生児肺炎をふくむ)	16,466	13,809	+ 2,657	93.3	73.9	20.9	15.1
胃炎, 十二指腸炎, 腸炎及び大腸炎	6,930	8,557	- 1,627	39.3	45.8	8.8	9.4
先天性奇形	3,429	3,937	- 508	19.4	21.1	4.3	4.3
気管支炎	2,599	3,216	- 617	14.7	17.2	3.3	3.5
出生時の損傷分娩後窒息及び肺不全拡張	1,758	1,905	- 147	10.0	10.2	2.2	2.1
不慮の事故	1,674	1,855	- 181	9.5	10.0	2.1	2.0
麻疹	1,179	2,341	- 1,162	6.7	12.5	1.5	2.6
百日咳	1,068	825	+ 243	6.1	4.4	1.4	0.9
伝染性及び寄生性として分類されたその他の疾患	865	1,028	- 163	4.9	5.5	1.1	1.1
脚気	845	1,154	- 309	4.8	6.2	1.1	1.3
その他の全死因	10,136	16,164	- 6,028	57.4	86.5	12.8	17.7

備考 第10, 11表とも厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和29年年計分」昭和30年6月による。なお、*印を附した割合は人口問題研究所において算出した。

第13表 昭和28, 29年男女, 年齢(5歳階級)別死亡率

年齢階級	総数			男			女		
	昭和29	昭和28	指数 (昭和28) (=100.0)	昭和29	昭和28	指数 (昭和28) (=100.0)	昭和29	昭和28	指数 (昭和28) (=100.0)
総数	81.6	88.7	92.0	87.4	93.5	93.5	76.1	84.1	90.5
0-4	122.6	133.9	91.6	128.4	140.0	91.7	116.0	127.6	90.9
5-9	14.9	15.6	95.5	15.9	16.6	95.8	11.9	14.6	81.5
10-14	7.1	7.8	91.0	7.7	8.3	92.8	6.5	7.3	89.0
15-19	13.8	14.4	95.8	15.7	15.8	99.4	11.9	13.0	91.5
20-24	25.4	26.0	97.7	29.1	28.6	101.7	21.8	23.2	94.0
25-29	28.8	29.5	97.6	32.0	31.3	102.2	25.7	27.7	92.8
30-34	30.5	31.7	96.2	32.8	33.0	99.4	28.7	30.7	93.5
35-39	35.5	36.8	96.5	38.3	38.4	99.7	33.1	35.3	93.8
40-44	45.0	47.2	95.3	50.6	51.4	98.4	40.0	43.4	92.2
45-49	64.4	68.1	94.6	74.5	76.6	97.3	54.6	59.7	91.5
50-54	98.7	102.2	96.6	115.4	117.8	98.0	81.9	86.3	94.9
55-59	149.2	157.2	94.9	181.0	186.9	96.8	117.2	127.2	92.1
60-64	228.4	243.6	93.8	279.0	293.0	95.2	179.7	196.7	91.4
65-69	363.7	397.5	91.5	440.2	478.0	92.1	297.4	328.5	90.5
70-74	586.7	649.5	90.3	711.6	776.1	91.7	494.5	556.6	88.8
75-79	889.3	1,009.6	88.1	1,051.5	1,192.3	88.2	784.9	892.6	87.9
80≤	1,557.2	1,775.5	87.7	1,769.0	2,012.2	87.9	1,454.8	1,655.3	87.9

備考 各年齢階級別人口1万についての率である。それぞれの年における厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数」の年計分による死亡率数および総理府統計局「年令別推計人口」に基づいて、人口問題研究所において算出したもの。

第14表 昭和28, 29年男女, 年齢(5歳階級)別結核死亡率

年齢階級	総数			男			女		
	昭和29	昭和28	指数 (昭和28) (=100.0)	昭和29	昭和28	指数 (昭和28) (=100.0)	昭和29	昭和28	指数 (昭和28) (=100.0)
総数	62.3	66.5	93.6	71.8	74.6	96.2	53.1	58.6	90.6
0-4	21.8	28.3	77.0	21.7	27.9	77.8	21.9	28.8	76.0
5-9	9.2	11.4	80.7	9.0	10.9	82.6	9.3	11.9	78.2
10-14	8.2	9.4	87.2	7.2	7.5	96.0	9.3	11.3	82.3
15-19	26.1	30.4	85.9	22.0	24.9	88.3	30.3	36.1	83.9
20-24	63.5	72.3	87.8	60.6	67.7	89.5	66.4	76.9	86.3
25-29	94.0	103.8	90.6	94.6	102.5	92.3	93.4	104.9	89.0
30-34	96.4	102.9	93.7	105.1	111.3	94.4	89.4	96.3	92.8
35-39	91.6	95.6	95.8	105.2	110.4	95.3	80.1	82.9	96.6
40-44	91.9	96.0	95.7	115.4	117.8	98.0	70.9	76.3	92.9
45-49	95.4	98.9	96.5	124.7	126.1	98.9	67.0	72.1	92.9
50-54	109.2	109.9	99.4	144.3	141.6	101.9	73.8	77.6	95.1
55-59	128.9	130.1	99.1	174.8	170.4	102.6	82.6	89.5	92.3
60-64	143.5	150.7	95.2	198.7	205.2	96.8	90.4	98.9	91.4
65-69	155.5	154.3	100.8	227.8	226.8	100.4	93.0	92.2	100.9
70-74	136.5	141.8	96.3	206.1	207.2	99.5	85.2	98.8	90.8
75-79	108.5	105.1	103.2	173.5	165.3	105.0	66.7	66.7	100.0
80≤	69.8	65.6	106.4	110.1	94.7	116.3	49.7	50.8	97.8

備考 各年齢階級別人口10万についての率。厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和29年年計分」による。ただし、昭和29年の率は、総理府統計局「昭和29年10月1日現在全国年令別人口の推計」昭和30年5月(本統計Ⅲ, 第4表)による人口に置きかえ、人口問題研究所において改算した。したがって、指数も新たに算出したもの。

Ⅱ 推計人口

第1表 毎月全国推計人口（昭和25年10月—30年4月） (1)全人口

年月	月初人口		自然動態 ⁶⁾			社会動態 ⁷⁾			差増の計	人口増 加の割 合(%)
	推計値 ¹⁾	計算値 ²⁾	出生児数	死亡者数	差増	入国 ⁸⁾ 者数	出国 者数	差増		
昭和25年 10月	83,200,000	3)83,199,637	566,689	227,175	339,514	6,628	6,064	564	340,078	0.41
昭和26年 1月	83,500,000	83,539,715	679,360	254,895	424,465	6,685	6,672	13	424,478	0.51
4月	84,000,000	83,964,193	493,192	196,917	296,275	10,107	9,075	1,032	297,307	0.35
7月	84,300,000	84,261,500	507,777	196,284	311,493	11,164	10,769	395	311,888	0.37
10月	84,600,000	84,573,388	496,658	198,635	298,023	10,846	11,339	-493	297,530	0.35
昭和27年 1月	84,900,000	84,870,918	612,654	224,832	388,822	8,702	7,488	1,214	385,036	0.45
4月	85,300,000	85,255,954	466,827	183,187	283,640	15,150	13,521	1,629	285,269	0.33
7月	85,500,000	85,544,191	479,515	175,278	304,237	17,043	13,597	3,446	307,683	0.36
10月	85,900,000	85,851,874	458,846	181,371	277,475	18,901	15,818	3,083	280,558	0.33
昭和28年 1月	86,100,000	86,132,432	563,031	242,375	320,656	23,112	15,067	8,045	328,701	0.38
4月	86,500,000	86,461,133	440,200	170,874	269,326	33,511	20,973	12,538	281,864	0.33
7月	86,700,000	86,742,997	453,559	176,393	277,166	34,951	21,826	13,125	290,291	0.33
10月	87,000,000	87,033,288	137,273	59,673	77,600	10,213	8,239	1,974	79,574	0.09
11月	87,100,000	87,112,862	138,179	60,962	77,217	7,487	7,518	-31	77,186	0.09
12月	87,200,000	87,190,048	147,127	65,859	81,268	7,704	7,615	89	81,357	0.09
昭和29年 1月	87,500,000	87,472,537	199,031	70,202	128,829	6,816	5,574	1,242	130,071	0.15
2月	87,600,000	87,602,608	167,957	67,654	100,303	5,936	5,343	593	100,896	0.12
3月	87,700,000	87,703,504	161,591	67,567	94,024	9,663	6,962	2,701	96,725	0.11
4月	87,800,000	87,800,229	143,450	57,564	85,886	10,074	8,527	1,547	87,433	0.10
5月	87,900,000	87,887,662	127,927	56,484	71,443	8,718	8,836	-118	71,325	0.08
6月	88,000,000	87,958,987	122,953	53,112	69,841	7,368	7,852	-484	69,357	0.08
7月	88,000,000	88,028,344	141,218	54,573	86,645	8,040	8,727	-687	85,958	0.10
8月	88,100,000	88,114,302	146,919	56,054	90,865	7,743	8,098	-355	90,510	0.10
9月	88,200,000	88,204,812	142,029	55,846	86,183	9,551	7,743	1,808	87,991	0.10
10月	88,300,000	88,292,803	143,036	61,433	81,603	8,222	8,114	108	81,711	0.10
11月	88,400,000	88,374,514	140,294	57,908	82,386	8,333	7,517	816	83,202	0.09
12月	88,500,000	88,457,716	139,785	64,289	75,496	6,313	8,105	-1,792	73,704	0.08
昭和30年 1月	88,500,000	88,531,420	198,543	72,654	125,889	5,694	6,014	-320	125,569	0.14
2月	88,700,000	88,656,989	156,764	63,172	93,592	8,135	6,547	1,588	95,180	0.11
3月	88,800,000	88,752,169	157,205	64,695	92,510	9,458	8,822	636	93,146	0.10
4月	88,800,000	88,845,315	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	5)88,900,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和25年10月1日—26年9月30日			2,247,018	875,271	1,371,747	34,584	32,580	2,004	1,373,751	1.65
昭和26年10月1日—27年9月30日			2,055,654	785,932	1,269,722	51,741	45,945	5,796	1,275,518	1.51
昭和27年10月1日—28年9月30日			1,915,636	771,013	1,144,623	110,475	73,684	36,791	1,181,414	1.38
昭和28年10月1日—29年9月30日			1,775,654	725,550	1,050,104	99,313	91,034	8,279	1,058,383	1.22
昭和25年10月1日—30年3月31日			8,929,589	3,541,917	5,387,672	342,268	288,362	53,906	5,441,578	6.54

- 備考 1) 計算値に若干の誤差を見込み、10万未満の数字を4捨5入したもの。
 2) 昭和25年10月1日現在の人口に、その後各月の出生、死亡及び出入国の差増を累加したもの。
 3) 昭和25年国勢調査による確定人口。
 4) 昭和26年12月に帰属した鹿児島県大島郡十島村の人口（昭和27年5月1日現在 2,968）を追加。
 5) 概算。
 6) 毎月概数（外国人の出生、死亡で届出られたものを含む）。
 7) 正常の出入国者数。
 8) 引揚者を含む。
 9) 昭和28年12月に復帰した鹿児島県奄美群島の人口（昭和29年3月1日現在 201,132）を追加。
 (106)頁参照。

第2表 毎月全国推計人口（昭和25年10月—30年4月） (2)日本人人口

年 月	月 初 人 口		自 然 動 態 ⁶⁾			社 会 動 態 ⁷⁾			差増の計	人口増 加の割 合(%)
	推 計 値 ¹⁾	計 算 値 ²⁾	出生見数	死亡者数	差 増	入国 ⁸⁾ 者数	出国 者数	差 増		
昭和25年										
10月	82,700,000	³⁾ 82,670,000	561,629	226,049	335,580	2,109	2,150	- 41	335,539	0.41
昭和26年										
1月	83,000,000	83,005,539	673,583	253,507	420,076	2,178	2,801	- 623	419,453	0.51
4月	83,400,000	83,424,992	488,643	195,764	292,879	4,179	3,515	664	293,543	0.35
7月	83,700,000	83,718,535	503,084	195,186	307,898	4,172	4,928	- 756	307,142	0.37
10月	84,000,000	84,025,677	491,830	197,516	294,314	4,249	5,677	- 1,428	292,886	0.35
昭和27年										
1月	84,300,000	84,318,563	607,042	227,529	379,513	2,083	2,475	- 392	379,121	0.45
4月	84,700,000	84,697,684	462,605	182,178	280,427	7,420	6,936	484	280,911	0.33
7月	⁴⁾ 85,000,000	⁴⁾ 84,981,563	475,439	174,303	301,136	8,600	6,885	1,715	302,851	0.36
10月	85,300,000	85,284,414	454,388	180,415	273,973	9,641	7,303	2,338	276,311	0.32
昭和28年										
1月	85,600,000	85,560,725	558,241	241,201	317,040	13,699	7,151	6,548	323,588	0.38
4月	85,900,000	85,884,313	436,324	169,865	266,459	21,557	8,966	12,591	279,050	0.32
7月	86,200,000	86,163,363	449,470	175,365	274,105	21,851	9,703	12,148	286,253	0.33
10月	86,400,000	86,449,616	135,881	59,358	76,523	5,860	2,819	3,041	79,564	0.09
11月	86,500,000	86,529,180	136,794	60,618	76,176	3,324	2,966	358	76,534	0.09
12月	86,600,000	86,605,714	145,571	65,476	80,095	3,880	3,208	672	80,767	0.09
昭和29年										
1月	⁹⁾ 86,900,000	⁹⁾ 86,837,613	197,391	69,814	127,577	3,129	2,168	961	128,538	0.15
2月	87,000,000	87,016,151	166,473	67,289	99,184	2,502	1,913	589	99,773	0.11
3月	87,100,000	87,115,924	160,045	67,189	92,856	4,416	2,534	1,882	94,738	0.11
4月	87,200,000	87,210,662	142,239	57,218	85,021	4,141	3,075	1,066	86,087	0.10
5月	87,300,000	87,296,749	126,726	56,135	70,591	3,160	2,946	214	70,805	0.08
6月	87,400,000	87,367,554	121,760	52,809	68,951	2,447	2,526	- 79	68,872	0.08
7月	87,400,000	87,436,426	139,931	54,265	85,666	2,997	3,799	- 802	84,864	0.10
8月	87,500,000	87,521,290	145,605	55,744	89,861	2,972	3,372	- 400	89,461	0.10
9月	87,600,000	87,610,751	140,771	55,521	85,250	4,289	3,008	1,281	86,531	0.10
10月	87,700,000	87,697,282	141,533	61,093	80,440	2,931	3,022	- 91	80,349	0.10
11月	87,800,000	87,777,631	138,889	57,592	81,297	3,905	2,642	1,263	82,560	0.09
12月	87,900,000	87,860,191	138,332	63,906	74,426	2,424	3,584	- 1,160	73,266	0.08
昭和30年										
1月	87,900,000	87,933,457	196,851	72,248	124,603	2,010	2,327	- 317	124,286	0.14
2月	88,100,000	88,057,743	155,359	62,826	92,533	4,390	2,493	1,897	94,430	0.11
3月	88,200,000	88,152,173	155,666	64,310	91,356	3,975	4,142	- 167	91,189	0.10
4月	88,200,000	88,243,362	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	⁵⁾ 88,300,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和25年10月1日—26年9月30日			2,226,939	870,506	1,356,433	12,638	13,394	- 756	1,355,677	1.64
昭和26年10月1日—27年9月30日			2,036,916	781,526	1,255,390	22,352	21,973	379	1,255,769	1.49
昭和27年10月1日—28年9月30日			1,898,423	766,846	1,131,577	66,748	33,123	33,625	1,165,202	1.39
昭和28年10月1日—29年9月30日			1,759,187	721,436	1,037,751	43,117	34,334	8,783	1,046,534	1.21
昭和29年10月1日—30年3月31日			8,848,095	3,522,289	5,325,806	164,490	121,034	43,456	5,369,262	6.49

備考 3) 昭和25年国勢調査10%抽出集計による日本、樺太、千島および小笠原在籍者数。後に判明した確定人口は82,671,589であるが、それによる補正は行っていない。

6) 日本人のみの事実。

その他の注意については、第1表の備考参照。

(106頁)参照。

第3表 昭和29年10月1日都道府県，男女別推計人口

(単位千人)

都道府県	全 人 口			日 本 人 人 口		
	総 数	男	女	総 数	男	女
全 国	88,293	43,379	44,914	87,697	43,044	44,653
北海道	4,658	2,357	2,301	4,649	2,351	2,298
青森	1,358	666	692	1,355	664	690
岩手	1,416	696	721	1,413	694	720
宮城	1,705	842	863	1,700	839	861
秋田	1,334	659	675	1,332	658	674
山形	1,352	653	699	1,351	652	699
福島	2,092	1,012	1,079	2,088	1,010	1,078
茨城	2,071	1,009	1,063	2,067	1,006	1,061
栃木	1,553	752	801	1,550	751	800
群馬	1,617	785	832	1,614	784	831
埼玉	2,246	1,102	1,144	2,242	1,099	1,143
千葉	2,195	1,069	1,126	2,188	1,064	1,123
東京都	7,726	3,945	3,781	7,656	3,904	3,751
神奈川県	2,844	1,451	1,393	2,818	1,436	1,383
新潟	2,469	1,195	1,274	2,455	1,193	1,273
富山	1,025	497	527	1,022	496	526
石川	962	463	498	958	461	497
福井	752	362	390	746	359	387
山梨	809	393	416	807	392	415
長野	2,030	983	1,047	2,024	979	1,044
岐阜	1,586	792	795	1,577	786	791
静岡県	2,616	1,274	1,342	2,609	1,270	1,339
愛知	3,703	1,795	1,908	3,669	1,776	1,893
三重	1,494	717	776	1,486	713	773
滋賀	858	410	448	850	405	445
京都	1,902	927	976	1,864	906	958
大阪	4,496	2,224	2,272	4,382	2,163	2,220
兵庫県	3,583	1,767	1,815	3,524	1,735	1,789
奈良	776	376	400	771	374	393
和歌山	1,001	485	516	995	482	513
鳥取	611	295	316	608	294	315
島根	924	452	473	919	449	470
岡山	1,692	821	870	1,678	814	864
広島	2,145	1,050	1,094	2,126	1,040	1,085
山口	1,601	794	806	1,572	779	793
徳島	879	428	450	878	428	450
香川	942	457	486	941	456	485
愛媛	1,539	755	783	1,536	754	782
高知	881	429	451	879	429	451
福岡	3,844	1,868	1,976	3,812	1,849	1,962
佐賀	977	473	504	974	471	503
長崎	1,739	864	876	1,729	858	872
熊本	1,872	899	973	1,866	896	970
大分	1,271	613	657	1,263	609	654
宮崎	1,126	549	577	1,124	548	576
鹿児島	2,022	971	1,051	2,020	970	1,050

備考 (106頁)参照.

第4表 昭和29年10月1日男女，年齢（5歳階級）別推計人口（1）全人口

年齢階級	実数（単位千人）			割合*（総人口100.00につき）			性比 （女100.0 につき男）
	総数	男	女	総数	男	女	
総数	88,293	43,379	44,914	100.00	49.13	50.87	96.9
0—4	9,819	5,017	4,802	11.12	5.68	5.44	104.5
5—9	10,399	5,297	5,102	11.78	6.00	5.78	103.8
10—14	9,670	4,895	4,775	10.95	5.54	5.41	100.4
15—19	8,636	4,363	4,274	9.78	4.94	4.84	102.1
20—24	8,356	4,198	4,158	9.46	4.75	4.71	101.0
25—29	7,446	3,663	3,782	8.43	4.15	4.28	96.9
30—34	5,888	2,632	3,256	6.67	2.98	3.69	80.8
35—39	4,983	2,284	2,699	5.64	2.59	3.06	84.6
40—44	4,905	2,319	2,585	5.56	2.63	2.93	89.7
45—49	4,250	2,090	2,160	4.81	2.37	2.45	96.8
50—54	3,798	1,909	1,889	4.30	2.16	2.14	101.1
55—59	3,098	1,556	1,542	3.51	1.76	1.75	100.9
60—64	2,446	1,198	1,249	2.77	1.36	1.41	95.9
65—69	1,918	890	1,028	2.17	1.01	1.16	86.6
70—74	1,361	578	783	1.54	0.65	0.89	73.8
75—79	843	332	516	0.96	0.38	0.58	64.3
80≦	474	159	314	0.54	0.18	0.36	50.6
0—14	29,888	15,208	14,679	33.85	17.22	16.63	103.6
15—59	51,359	25,014	26,345	58.17	23.33	29.84	94.9
60≦	7,046	3,157	3,890	7.98	3.58	4.41	81.2
女15—49	—	—	22,914	—	—	25.95	—

備考（106頁）参照。

第5表 昭和29年10月1日男女，年齢（5歳階級）別推計人口（2）日本人人口

年齢階級	実数（単位千人）			割合*（総人口100.00につき）			性比 （女100.0 につき男）
	総数	男	女	総数	男	女	
総数	87,697	43,044	44,653	100.00	49.08	50.92	96.4
0—4	9,731	4,971	4,759	11.10	5.66	5.43	104.5
5—9	10,314	5,252	5,062	11.76	5.99	5.77	103.8
10—14	9,598	4,858	4,740	10.94	5.54	5.40	102.5
15—19	8,580	4,334	4,246	9.78	4.94	4.84	102.1
20—24	8,314	4,175	4,138	9.48	4.76	4.72	100.9
25—29	7,400	3,638	3,762	8.44	4.15	4.29	96.7
30—34	5,834	2,599	3,235	6.65	2.96	3.69	80.3
35—39	4,941	2,258	2,683	5.63	2.57	3.06	84.2
40—44	4,868	2,296	2,572	5.55	2.62	2.93	89.3
45—49	4,221	2,071	2,150	4.81	2.36	2.45	96.3
50—54	3,777	1,895	1,883	4.31	2.16	2.15	100.6
55—59	3,084	1,546	1,538	3.52	1.76	1.75	100.5
60—64	2,439	1,193	1,246	2.78	1.36	1.42	95.7
65—69	1,915	888	1,027	2.18	1.01	1.17	85.5
70—74	1,360	577	783	1.55	0.66	0.89	73.7
75—79	848	332	516	0.97	0.38	0.59	64.3
80≦	475	160	315	0.54	0.18	0.36	50.8
0—14	29,642	15,081	14,561	33.80	17.20	16.60	103.6
15—59	51,018	24,812	26,206	58.18	28.29	29.88	94.7
60≦	7,036	3,150	3,886	8.02	3.59	4.43	81.1
女15—49	—	—	22,787	—	—	25.98	—

備考（106頁）参照。

第6表 昭和29年10月1日男女，年齢（各歳）別推計人口 (1)全人口

(単位千人)

年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女
総 数	88,293	43,379	44,914	40	1,027	481	546
0	1,724	883	840	41	990	467	524
1	1,823	932	891	42	997	468	528
2	1,945	993	951	43	956	454	503
3	2,094	1,070	1,024	44	934	449	484
4	2,233	1,138	1,095	45	932	449	483
5	2,469	1,258	1,211	46	893	436	457
6	2,443	1,245	1,198	47	880	434	446
7	2,325	1,187	1,138	48	753	379	374
8	1,529	780	749	49	792	393	399
9	1,634	827	806	50	757	381	376
10	1,986	1,005	981	51	793	398	395
11	1,930	976	955	52	785	394	391
12	1,986	1,006	980	53	756	381	375
13	1,970	998	971	54	708	355	353
14	1,793	910	888	55	619	329	320
15	1,581	799	782	56	665	334	331
16	1,710	862	848	57	616	311	305
17	1,789	905	885	58	595	297	298
18	1,812	917	895	59	573	286	287
19	1,744	880	864	60	535	266	269
20	1,696	855	841	61	499	248	252
21	1,713	862	851	62	506	248	258
22	1,697	853	843	63	443	215	228
23	1,663	833	829	64	464	222	243
24	1,588	794	794	65	457	217	240
25	1,558	775	783	66	419	199	220
26	1,523	756	768	67	387	179	208
27	1,502	743	759	68	325	147	178
28	1,476	723	752	69	329	147	182
29	1,387	666	720	70	312	137	176
30	1,282	602	680	71	294	125	169
31	1,204	537	667	72	275	116	159
32	1,145	501	644	73	256	108	148
33	1,098	480	618	74	224	92	132
34	1,159	512	647	75	215	87	123
35	958	432	526	76	193	77	117
36	991	450	541	77	169	65	104
37	1,004	460	544	78	151	58	93
38	1,028	476	553	79	119	45	74
39	1,002	467	535	80 \leq	474	159	314

備考 (106頁)参照.

第7表 昭和29年10月1日男女、年齢(各歳)別推計人口(2)日本人人口

(単位千人)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	87,697	43,044	44,653	40	1,019	476	543
0	1,708	875	833	41	983	462	521
1	1,806	924	882	42	989	464	526
2	1,926	984	943	43	949	449	500
3	2,075	1,060	1,015	44	927	445	482
4	2,215	1,129	1,087	45	926	445	481
5	2,450	1,248	1,202	46	887	432	455
6	2,425	1,235	1,190	47	875	430	444
7	2,307	1,177	1,130	48	748	375	372
8	1,513	772	741	49	786	389	397
9	1,619	820	799	50	753	378	375
10	1,971	997	973	51	788	395	394
11	1,915	968	947	52	780	391	389
12	1,972	999	973	53	751	378	373
13	1,955	991	964	54	704	353	352
14	1,784	903	881	55	646	327	319
15	1,569	793	776	56	662	332	330
16	1,698	856	842	57	613	309	304
17	1,778	899	879	58	592	295	298
18	1,801	911	890	59	571	284	287
19	1,734	875	859	60	533	265	268
20	1,686	850	836	61	498	247	251
21	1,704	858	846	62	504	247	257
22	1,688	849	839	63	441	214	228
23	1,655	829	826	64	463	221	242
24	1,580	790	790	65	456	217	240
25	1,551	771	780	66	418	199	219
26	1,515	751	764	67	386	179	208
27	1,493	738	754	68	325	147	178
28	1,466	718	748	69	329	147	182
29	1,377	661	716	70	312	137	175
30	1,272	596	675	71	294	125	168
31	1,192	530	662	72	275	116	159
32	1,134	494	640	73	256	108	148
33	1,087	473	614	74	224	92	132
34	1,149	505	643	75	215	87	128
35	949	426	523	76	194	77	117
36	983	445	538	77	169	65	104
37	995	454	541	78	151	58	93
38	1,020	470	549	79	120	45	74
39	994	462	532	80 _≦	475	160	315

備考 (106頁)参照.

備考 (Ⅲ 推計人口に関するもの)

第1, 2表は、総理府統計局「人口推計月報」昭和30年4月分による。

推計の方法……昭和25年10月1日国勢調査による全国確定人口を基礎として、その後毎月の出生児数と入国者数を加え、死亡者数と出国者数を減じて、翌月初めの全国人口を推計したものである。

人口の範囲……全国人口の範囲は日本人、外国人（連合国軍関係者または駐留軍関係者をのぞく）を含む総人口である。また、地域は日本政府の行政権の及ぶ全地域である。推計の基準として用いた昭和25年国勢調査の確定人口は日本に常住するいわゆる常住人口である。しかしこの推計に用いた出生児数、死亡者数は日本に一時滞在する者を含み、日本に常住する者でも日本外にある者は含んでいない。出入国数もほぼ同様である。

資料……出生児数および死亡者数は厚生省大臣官房統計調査部の「毎月概数」によつてゐる。この概数は、僅少ではあるが前月以前および前年以前に発生した事件で届出遅れのものを含んでいるが、このうち前年以前ものは昭和27年1月以降には含まれていない。また各年の各月ともその月の事件であるが、後日遅れて届出られるものも含んでいない。出入国者数は昭和27年3月までについては、入国管理庁審判調査部による正規出入国者総数より占領軍要員の正規出入国者数を除いたものである。さらに入国者数については、引揚援護庁援護局による引揚者数を加えた。昭和27年4月以後の出入国者数は、出入国管理令による正常の手続によつて現実に出入国した者（駐留軍関係者を含まない）の数で、入国者数についてはこれに引揚者数を加えたものである。

第3表は、総理府統計局「昭和29年10月1日現在都道府県人口の推計」昭和30年3月による。

推計の対象……昭和29年10月1日現在の全人口および日本人の都道府県、男女別常住人口。

人口の範囲……全人口は、日本人および外国人を含む総数。ただし、外国人のうち駐留軍および国連軍関係者をのぞく。また日本人数には、樺太、千島、沖縄および小笠原在籍者を含む。

人口の性質……基準人口に用いた国勢調査による人口が常住地別人口であり、転出入数の推計に用いた食糧配給関係の転出入届による数も常住人口に近い。また、出生児数および死亡者数は事件発生地別数によるが、これと常住地別数に近いと考えられる住所地別の数との差は小さい。出入国者数は、一時的な出入国をも含めてあるが、その数はきわめてわずかである。したがつて全体としての推計結果は、ほぼ常住地別の人口であるとみなすことができる。

推計方法の概要……昭和25年国勢調査による同年10月1日現在の都道府県、男女別人口を基準人口とし、これにその後の自然増加数および転出入超過数を加減して推計を行つたもの。昭和26—28年について既にこの方法で推計を行い公表されたが、本推計では、昭和28年10月1日現在の人口（総理府統計局「昭和28年10月1日現在都道府県人口の推計」昭和29年6月）に、その後1年間の自然増加数および転出入超過数を加えて昭和29年10月1日現在の人口を算出し、これを別に推計した同日現在の全国人口（「人口推計月報」による）によつて補正して、求める昭和29年の推計人口を得たものである。なお、鹿児島県の人口には昭和28年12月に復帰した奄美群島の人口（昭和29年3月1日現在201,132）を含めてある。

自然増加……日本人の自然増加数は、人口動態調査による都道府県、男女別毎月概数をそのまま用い、外国人の自然増加数は、外国人の全国自然増加数を法務省入国管理局の都道府県別外国人登録数をもつて配分して得たもの。

社会動態……食糧配給上の異動人口調査による各都道府県の県間転出入者数および異動人口調査の対象にならないものうち集団的移動のある自衛隊員の移動数および後に述べるようにしてえた外国人の移動数を加減したもの。こうしてえた転出入者の全国計は、転出時と転入時の時差による相違をのぞくと、その差は全国の日本人出入国者の差に一致すべきである。この推計では、その時差はないものと仮定し、全国転出者数と転入者数の差が、日本人の出入国者の差に一致するよう、余分の差を各都道府県に按分補正してある。つぎに、その男女別は昭和27年住民登録人口と昭和25年国勢調査人口、昭和28年住民登録人口と昭

和27年同人口、昭和29年住民登録人口と昭和28年同人口の各差数から、同期間における自然増加数を差し引いて、その残りの数の男女別割合の平均で配分してある。外国人については、まず外国人登録による都道府県外国人数の年間の差数を求め、それから年間の自然増加数を差し引き、さらにその全国計が外国人の出入国者数の差に合致するよう補正して、都道府県転入超過数をえたものである。

第4—7表は、総理府統計局「昭和29年10月1日現在全国年齢別人口の推計」昭和30年5月による。ただし、第4、5表の割合は、実数に基づき人口問題研究所において算出した。

推計の対象……昭和29年10月1日現在の男女、年齢各歳別全国総人口および日本人口。

推計方法の大要……昭和28年10月1日現在の年齢別推計人口（総理府統計局「昭和28年10月1日現在全国年齢別人口の推計」昭和29年12月）を基準人口とし、別に推計した昭和28年10月1日以降1年間の出生見数を加え、年齢各歳別（昭和28年10月1日現在の年齢）死亡者数を引いて昭和29年10月1日現在の男女、年齢別人口を得、さらに出入国による増減をも考慮してある「人口推計月報」による昭和29年10月1日現在の人口総数によつて比較補正したもの。

人口の範囲……総人口は日本（わが行政権のおよばない地域をのぞく）にいる日本人および外国人を含む総数。ただし外国人のうち駐留軍および国連軍関係者、外交官、領事官およびこれらの随員、日本国政府の承認した外国政府または国際機関の公務を帯びる者ならびに以上の者の家族をのぞく。また、日本人数には、樺太、千島、沖縄および小笠原の在籍者数を含む。

推計の基礎になつている昭和25年国勢調査による人口は、いわゆる常住人口であるのに対し、この推計の出入国者の算出に用いた「人口推計月報」の出入国者数は、日本に一時滞在する者も入国者とし、日本に常住する者でも一時的に日本外に出た者を出国者として差し引いており、それら出入国者に関する出生および死亡についても同様にとり扱っているから、この点で人口の範囲に違いがある。しかし、昭和28年10月から昭和29年9月までの入国者は9万9千人、出国者は9万1千人で、その差8千人が昭和29年10月1日現在の全国人口として数えられるに過ぎず、それらについての出生見数および死亡者数に至つてはきわめてわずかであつて、全国人口に関するかぎりこの範囲の違いによる誤差はすくないものと考えられる。

なお、資料その他詳細については、上掲の各報告書を参照されたい。